

## 第八篇 明治・大正

### 第一章 七戸藩の創設

#### 第一節 七戸藩遠祖南部政信家略譜

七戸は七戸藩庁の所在地であったことは周知の事実である。

しかし、いつから七戸藩が出来たのか、ということについては明確に答えられる人は少ない。

公刊されている書物を見ても、七戸藩創設の時期については諸説があり、一定していない。

私の到達した結論を先に云えば、七戸藩の創設の時期は明治二年（一八六九）である。

明治二年の突然の七戸藩の創設は、七戸を中心とする地方にさまざまの影響や波紋を投げかけたが、その最大のもは翌明治三年の七戸通三八カ村の総百姓一揆であった。

本章では、この七戸藩創設の時期に関する諸説を紹介するとともに、結論として私が明治二年説をとるに至っ

た理由を述べることにするが、説明の便宜上、まず、のちに七戸藩知事となる南部信方の遠祖南部政信家の略譜を『寛政重修諸家譜』ならびに盛岡中央公民館蔵『南部政信家譜』等によって示してみよう。

南部政信は、寛文四年（一六六四）まで七戸城に在城したが、同年抜擢されて第二九代南部藩主となった南部重信の六男であり、以下、信弥、信伝、信喜、信鄰、信譽、信民、信方と続くが、その略譜は次の通りである。

南部政信家略譜

	<p>① <small>まさのぶ</small> 政信</p>
<p>享保九 々一七</p>	<p>寛文八 天和二 元禄七 宝永三 享保一七 延享三</p>
<p>初定庸、五郎吉、主殿、主税、主殿、実は牧野河内守英成の三男、政信の養子となる 一一月一七月初めて八代將軍吉宗に謁する 閏五月一一日家督</p>	<p>初政庸、主税、南部藩二九世重信の六男 正月六日盛岡にて生まれる 一〇月二六日初めて五代將軍綱吉に謁する 八月二一日南部藩三〇世で兄に当たる行信の所領のうち、和賀郡、二戸郡内において新田五〇〇〇石をわかち賜り、旗本となり、寄合に列す 一二月一〇日采地を藩に返上、改めて南部三一世信恩の領地収納のうちから五〇〇〇俵を賜ることとする 閏五月一一日致仕 正月八日死去、年七九歳</p>

第一章 七戸藩の創設

④のぶ 信 喜よし	③のぶ 信 伝つぐ	②のぶ 信 弥みつ
<p>宝曆 六 明和 八 天明 八 寛政 八 〳 〳 〳 一二</p>	<p>寛延 三 宝曆 三 〳 六</p>	<p>元文 元 寛保 二 延享 四 寛延 三</p>
<p>初徳次郎、主税、肥前守、従五位下、母は信弥の養女 五月三日遺跡を継ぐ。時に四歳、蔵米五〇〇〇俵 三月二五月初めて一〇代將軍家治に謁する 八月一七日小普請組の支配となる 九月二五日御小姓組の番頭にすすむ 一二月一〇日、將軍若君（家慶）に付屬させられて西城に勤仕し、一九日従五位下肥前守に叙任す 九月一五日死去、年四八歳</p>	<p>初徳五郎、主税、実は南部藩三三世利視の二男、信弥の終に臨んで養子となり、その養女（実は牧野河内守英成の娘）を妻とする 一二月二日遺跡をつぐ 六月五日初めて九代將軍家重に謁する 二月一五日死去、年二三歳</p>	<p>九月一九日より火事場見廻をつとめる 三月朔日定火消となる 五月二日二の丸の火を防いだ功により時服三領、羅紗等を賜る 九月二七日死去、年四一歳 妻は七戸外記愛信の娘</p>

⑥のぶ 信誉	⑤のぶ 信鄰	
<p>文化 三 文政 五 〳 〳 安政 六 文久 二</p>	<p>安永 五 寛政 二 文政 二 〳 〳 〳 四</p>	
<p>初徳太郎、主税、丹波守、従五位下、母は近藤登之助寿用の娘          一月四日出生          正月二日家督          一月一六日叙任          一月二九日多年の勤勞を以て城主格となる          閏八月一日死去、年五八歳          妻は森佐渡守長国伯母、後離縁</p>	<p>妻は南部信起の娘          初徳太郎、主税、播磨守、従五位下、母は南部信起の娘          一月朔日江戸にて出生          一月四日家督          一月八日南部藩三六世利敬より蔵米六〇〇〇石を分与され、合計一万一〇〇〇〇石の諸侯に列せられる          一月二八日、従五位下に叙せられ、播磨守に任ぜられる          八月二五日死去、年四六歳（一月二二日とも）          妻は水野監物忠普の娘</p>	

第一章 七戸藩の創設

⑧の信方	⑦の信民
<p>明治二 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳</p>	<p>文久二 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳</p>
<p>雄鷹、実は南部藩四一世利恭の弟、安政五年五月一二日生まれ、母は宗家家臣宮治兵衛の娘 正月一四日家督 五月二八日信民の旧領を賜る 六月二四日版籍を奉還、更に七戸藩知事に任ぜられる 七月一日従五位に叙せられる 七月一四日陸藩置県により七戸藩は七戸県となり、信方は御役御免となる 九月四日太政官達を以て、七戸、八戸、斗南、黒石、館県を弘前県に合併す 九月二三日県庁を青森に移し、青森県と改称す 一一月旧制の青森県を廃し、一二月新制の青森県が誕生する</p>	<p>初榎五郎又璋五郎、実は宗家の家臣南部左近信也の第四子で南部藩三八世利濟の養子、南部藩四〇世利剛の義弟、美作守、従五位下、母は宗家家臣横浜勇之助の娘 一〇月信誓の遺領を賜る 一二月一六日従五位下に叙せられ、美作守に任ぜられる 二月南部藩四〇世利剛に代り上京、同月晦日竜顔を拝し、天盃を賜り、京都内裏の守備を命ぜられる 一二月宗家とともに朝敵となり、領地の内一〇〇〇石を没収され、隠居を命ぜられる 一一月九日再び従五位に叙せられる 正月二九日、再三願出て位記を返上する</p>

この略譜の中から、七戸藩創設の時期を考えるに当たったの重要事項を拾いあげると次のようになる。

- 一、七戸南部家の始祖は寛文四年（一六六四）末まで七戸城主であり、その後南部藩二九世となった南部重信の六男政信である。
- 二、政信は元禄七年（一六九四）兄行信から和賀郡、二戸郡内で五〇〇〇石の新田を与えられ、幕府の旗本となったが、宝永三年（一七〇六）領地を宗家に返し、蔵米五〇〇〇俵取りの身分となる。
- 三、政信ののち、信弥、信伝、信喜を経て、五代信鄰の代、文政二年（一八一九）末、利敬より蔵米六〇〇〇石を増加され、一万一〇〇〇石の諸侯に列せられる。
- 四、六代信譽の代、安政六年（一八五九）末、城主格となる。
- 五、七代信民、文久二年（一八六二）信譽の遺領を賜る。
- 六、明治元年（一八六八）信民朝敵となり、領地のうち一〇〇〇石を没収の上、隠居を命ぜられる。
- 七、八代信方、明治二年正月家督、五月七戸地方一万〇三八四石を受ける。
- 八、信方、明治二年六月版籍を奉還、改めて七戸藩知事となる。

## 第二節 七戸藩創設に関する第一説…文政二年（一八一九）

盛岡新田藩として立藩したとする説

さて、一応正史とされている以上のような記録があるのに対し、七戸藩創設については次のような諸説がある。先ず第一説から紹介しよう。

① 新人物往来社刊『藩史総覧』昭和五二年刊

七戸藩（陸奥国—青森県）（盛岡新田藩）

歴代藩主 南部信鄰——信誉——信民——信方

江戸時代後期より、盛岡藩から蔵米一万一千俵を与えられて立藩した外様極小藩。

明治二年（一八六九）、七戸藩と改称するまでは、盛岡新田藩と称した。

文政二年（一八一九）、家禄五千俵（盛岡藩収納の内の蔵米）の寄合南部信鄰が、宗家南部利敬（盛岡藩主）よりの蔵米によって六千石を分与され、一万一千石高（蔵米一万一千俵、領知高に換算して一万一千石）の諸侯に列して立藩した。

なお、分知は、のちに蔵米を土地に改められたようであり、その領地は七戸（上北郡七戸町）周辺と考えられる。

南部氏は信鄰のあと、信誉・信民（宗家利済の五男）・信方（宗家利剛の三男）と藩主になり、安政五年（一八五八）（筆者註 安政六年が正しい）信誉のときから城主格に列し、翌年陣屋地を北郡三本木村にて与えられ、陣屋を営築した。

明治元年、信民が奥羽列藩同盟に加わったため、一千石を減封され、一万石（内高入実高）一万三百八十五

石)となった。

なお、南部氏は参勤交代を行わない定府大名である。

明治四年廃藩となり、七戸県・弘前県を経て、青森県に編入された。

### 第三節 七戸藩創設に関する第二説：安政六年（一八五九）説

②菊池悟郎著『南部史要』明治四四年刊

文政二年十二月、公末家主税（筆者註 信鄰）に禄六千石を加増して合計一万一千石となし、諸侯に列せしめんことを幕府に乞ひて許可せらる、二十八日、主税播磨守に任ず……。

安政六年十二月二十九日、末家南部丹波守信誉を城主格となさんことを幕府に請ひて許可せらる、依て北郡七戸の地を割てその領地とす。

③田中喜多美編『岩手県郷土史年表』昭和四七年刊

文政二年、末家南部主税の諸侯加列を出願許可され、七戸領六千石を加増一万一千石とする。

主税播磨守となり江戸城柳の間詰となる……。

安政六年十二月、南部信誉（麴町侯信鄰の跡をつぐ）を城主格に推挙し、幕府の許可を得て北郡に七戸藩を創る。



④秋田書店刊『藩史事典』昭和五十一年刊

七戸藩 外様 居城・青森県上北郡七戸町

元禄七年（一六九四）陸奥盛岡藩主南部行信の弟政信は兄から五千石を分知されて旗本となり、江戸麴町に屋敷を構えた。

文政二年（一八一九）、五代目の信鄰は本藩の利敬から七戸領六千石を加えられ、一挙に一万一千石を領して大名に列した。

その子信替は安政六年（一八五九）城主格となって陸奥北郡に七戸藩を創出し以後、信民、信方と続いて廃藩置県に至った。

⑤盛岡市中央公民館蔵『南部政信家譜』

岩手県立図書館蔵『七戸藩主南部氏略歴』

源政信ハ初メ政庸ト云ヒ、主税ト称ス

大膳大夫重信ノ第五子也

天和二年十月廿六日、年十五ニシテ始テ將軍ニ謁シ、元禄七年八月廿日、其兄信濃守行信ヨリ封内ニ就テ新田五千石ヲ分タル

爾後常ニ江府ニ在テ奉職ス

松浦肥前守鎮信ノ女ヲ娶リ、妻トナセシガ後ニ離別ス

享保十七年五月十七日致仕、延享三年正月八日ヲ以テ卒ス、年七十九、政信一子アリテ鍋之助ト云シガ、早ク卒セシカバ牧野河内守英成ノ第三子ハ重信ガ孫ノ子タルヲ以テ、養フテ嗣ガシム、是ヲ主殿信弥ト云フ  
 信弥初メハ五郎吉定庸ト云ヒ、又成信ト改メ、後ニハ信弥トイヘリ

職務ヲ奉ズル事ニタビニシテ、延享四年四月十一日、二ノ丸炎上ノ時殊功アリケレバトテ、翌ル年ノ五月二日、時服三、羅紗二切ヲ賜ヒ、寛延三年九月廿七日、年四十一ニシテ卒セリ

妻ハ政信ノ弟七戸外記愛信ノ女ナリシガ、是モ亦子ナカリケレバ、重信ガ五代ノ孫大膳大夫利視ノ第三子信伝ヲ養フテ嗣トナス

信伝ハ主税ト云ヒ、寛延三年十二月二日、家ヲ嗣ギ、宝曆六年二月十五日、其年僅カ二十ニシテ卒セシカバ、長子信喜四歳ニシテ家ヲ続キ、其後駿府加番ヲ始トシテ諸役ヲ歴、將軍家ノ若君御附又ハ小姓組番頭等ニ任ゼラレ、寛政八年十二月十九日、從五位下肥前守トナリ、同十二年九月十五日卒ス  
 年四十八、信喜初メハ徳次郎ト称シ又主税ト改ム

妻ハ信濃守行信三世の孫信濃守利幹ガ季子彦九郎信起ノ女タリ

信喜卒シテ、長子信鄰、同年十二月四日、家ヲ続キ、享和三年駿府ニ加番ス

文政二年十二月八日、信濃守利幹ガ四代ノ孫大膳大夫利敬ノ願ニヨリテ、封内歳入六千石ヲ加へ、凡一萬千石ノ禄トナリ、柳席諸侯ノ列ニ入り、從五位下ニ叙シ、播磨守ニ任ゼラル

後チ二度郭門ヲ衛リ、同三年八月十七日ヲ以テ利敬ノ名代トシテ蝦夷地警衛ノ命ヲ奉ジ、宗家ノ治城盛岡ニ

下り、明年八月廿五日、其地ニ卒ス当年代々江府ニ葬ル、勝林山金地院ヲ以テ其香華院トナセリ年四十六

水野河内守忠徹ノ女ヲ娶リ、妻トナセシニ、早世セシカバ又近藤登助寿用ノ女ヲ娶リテ三子ヲ生ス

長子主税信譽、文政五年正月廿一日ヲ以テ家ヲ継ギ、同年十二月十六日、從五位下ニ叙シ、丹波守ニ任ゼラル

其後、利敬ノ孫信濃守利濟ノ名代トシテ蝦夷地警衛ノ命ヲ奉ジ、兩度盛岡ニ下リ、又駿府加番、御門番、火ノ番、参向ノ公家御馳走人等ノ数役ヲ奉ズ

安政五年十二月(筆者註 安政六年也)利濟ノ子美濃守利剛ヨリ、信譽ヲ以テ城主格ニナサン事ヲ陳ゼシニ、累年ノ勤勞上ニ聞エタリトテ、十二月廿九日、其請ヒヲ許サル

初メ政信ノ新田五千石ヲ分タルルヤ、宗家ノ封内、陸奥国和賀郡村崎野村及ビ二戸郡浄法寺村ノ地ヲ領セシカドモ、比年凶荒ニ遭ヒ、歳入給セズ、地モ亦遐陬ニ在ルヲ以テ、信濃守行信ガ子備後守信恩ノ世ニ当リ、代ルニ廩米ヲ以テセンコトヲ請ヒシカバ、宝永三年ヨリ後ハ、歳入ヲ分ツテ其禄トセシニ、城主格ヲ許サレシ翌ル年ノ二月朔、幕府ヨリ陳屋地ヲ宗家ノ封内ニ受クベキ命アリケレバ、陳屋地ヲ北郡三本木村ニ受ケ、後チ七戸城主トナル

カクテ信譽文久二年閏八月十一日ヲ以テ卒ス

年五十八、森伊予守長義ノ女ヲ娶リテ妻トナセシニ、後離別シテ子ナカリシカバ、初メ利濟ノ第三子謹敦ヲ養フテ子トナセシニ、病ヒヲ以テ家ニ歸リシカバ、利濟又其一族ニテ、信濃守利幹ガ孫南部主水信駕三代ノ

後ナル左近信也ガ第四子璋五郎信民ヲ養フテ子トナシ、嘉永二年五月六日、信譽ノ嗣トナセリ

信民初メ前田丹後守養方ノ妹ヲ娶リテ妻トナス、其母ハ父信譽ノ妹タルヲ以テナリ

既ニシテ前田氏世ヲ早クセンカバ、細川玄蕃頭興貫ノ妹ヲ娶リテ妻トナス

安政三年六月朔、始テ將軍ニ謁シ、父卒セシ年ノ十月、其遺領ヲ賜ヒ、同十二月十六日ニ叙任シテ、從五位下美作守トナレリ

文久二年十二月、京都ヨリ、宗家美濃守利剛ヲ召サレ、若シ事故アラバ信民ヲ登セヨトノ内勅ヲ承ケ、翌ル三年二月、利剛ニ代リテ上京シ、始テ竜顔ヲ拝シ、天盃ヲ賜リヌ

利剛ハ即謹敦也

明治元年、奥羽連合ノ事ヲ以テ、利剛ト共ニ朝譴ヲ受ケ、位階ヲ罷ラレ、退老セシカバ、利剛ノ子從五位下利恭ノ二弟信方ヲ養フテ其家ヲ嗣ガシメン事ヲ願ヒシニ、同二年正月十四日、年十二ニテ家名ヲ継カシメラレ、其年五月廿八日、信民ガ所領ヲ賜リヌ

此年六月廿四日、版籍ヲ還シ奉リシニ、又七戸藩知事ノ命ヲ蒙リテ、同七月十一日、從五位ニ叙セララル  
其年九月、信民召ニ依テ上京、其譴ヲ免サレ、復タビ從五位ニ叙セララル

同三年三月、信民世態ニ觀ル所アリシカバ、家ヲ東京ニ移サン事ヲ願ヒ奉リ、家族ト共ニ上京セリ

同四年正月、其功無クシテ位ニアルモ恐レ多キニ、下ニ交リテ聞見ヲ広メンニハ、平人ニ若クコトナカルベシトテ、再三辞表ヲ奉リ、位記ヲ返上ス

<p>元禄 七年（一六九四） 宝永 三年（一七〇六） 享保十七年（一七三二）</p>	<p>五郎吉信弥</p>	<p>八月二十日兄信濃守行信か所領陸奥国和賀二戸二郡の内に於て新墾田五千石を分賜ふ（家譜官譜下並同） 十二月十日采地を改姪備後守信恩か領地収納の内五千俵を賜 信弥実牧野河内守英成三男 五月十七日政信致仕 閏五月十一日信弥繼 正月八日政信卒年七十九 信伝実同姓大膳大夫利視三男 九月二十七日信弥卒年四十一 十二月二日信伝繼</p>
<p>延享 三年（一七四六） 寛延 三年（一七五〇）</p>	<p>徳次郎信伝</p>	

同年十二月廿日、信民皇化ノ万分ノ一ヲモ毗補セン事ヲ欲シ、官許ヲ得テ英学校ヲ開キシニ、是歳七月十四

日、廢藩ノ命アリシカバ、信方モ本官ヲ免サレテ、英学ニ従事セリ

信方初メハ雄鷹ト称ス

祖政信ヨリ信方ニ至ルマデ凡八代ナリ

⑥東京堂刊『内閣文庫蔵 諸侯年表』昭和五九年刊

七戸・南部家

南部 龜之助政信 初政庸

大膳大夫重信五男

<p>宝曆 六年（一七五六）</p>	<p>主税信喜</p>	<p>二月十五日信伝卒年二十 五月三日信喜繼</p>
<p>寛政 八年（一七九六）</p>	<p>徳太郎信鄰</p>	<p>十二月九日從五位下肥前守に叙任 九月十五日信喜卒年四十八</p>
<p>十二年（一八〇〇）</p>		<p>十二月四日信鄰繼（以下家譜）</p>
<p>文政 二年（一八一九）</p>	<p>主税信譽</p>	<p>十二月八日宗家利敬六千石を分たる都て一万千石二十八日從五位下播磨守に叙任 正月二十一日信譽繼</p>
<p>五年（一八二二）</p>		<p>十二月十六日從五位下丹波守に叙任</p>
<p>安政 五年（一八五八）</p>	<p>陸奥七戸</p>	<p>十二月二十九日城主格となる（筆者註 安政六年の誤り）</p>
<p>六年（一八五九）</p>		<p>二月朔日陣屋地を同国（上）北郡三本木村に賜後七戸の城主となる</p>
<p>文久 二年（一八六二）</p>	<p>璋五郎信民</p>	<p>信民実南部左近信世四男 八月十一日信譽卒年五十八</p>
<p>明治 元年（一八六八）</p>	<p>雄鷹信方</p>	<p>十月 日信民繼 十二月十六日從五位下美作守に叙任 十二月七日連合の事を以て朝譴を蒙り千石を削り位階を罷られ隠居</p>
<p>二年（一八六九）</p>		<p>信方実宗家利恭弟 正月十四日信方家名相続 五月二十八日信民の所領を賜</p>

第一章 七戸藩の創設

④藩史事典	③岩手県郷土史年表	②南部史要	①藩史総覧	
②説に同じ	信郷七戸に六千石の加増を受け一萬一千石の諸侯となる	信郷一萬一千石の諸侯となる	信郷蔵米六千石の加増を受け立藩盛岡新田藩と称す	文政二年
			のち蔵米を土地に改め、七戸周辺を領地とす	
			信誉城主格となる	安政五年
③説に同じ	信誉城主格となり七戸藩を創る	信誉城主格となり七戸を領地とす	信誉陣屋地を三本木に与えられ陣屋を營築す	安政六年
			七戸藩と改称す	明治二年

以上の諸説の間には、同じく安政六年説をとるものの、微妙な意見の相違があるので、これを分かりやすくするために一覧表にまとめてみよう。

四年（一八七二）

六月二十四日七戸藩知事に任し七月十一日従五位に叙  
七月十四日廃藩

⑥諸侯年表	⑤南部政信家譜七戸藩主南部氏略歴
⑤に同じ	信鄰六千石の加増を受け一万一千石の諸侯となる
①⑤に同じ	①に同じ
①⑤に同じ	①に同じ
⑤に同じ	のち七戸城主となる

第四節 文政二年説ならびに安政六年説批判

第二節及び第三節で紹介した諸説は正しいか否か、次に私見を述べてみよう。

①諸侯に列せられた時期

諸説とも文政二年（一八一九）としているが、これは正しい。但し、諸説の記述には精粗がある。正確に云えば、信鄰の得ていた五〇〇〇石は、納米であてられていたし、加増の六〇〇〇石も蔵米であり、領地は存在しなかった（㊦参照）。

㊦盛岡新田藩立藩の時期について

①説『藩史総覧』は文政二年、諸侯に列せられた時をもって盛岡新田藩が立藩されたとし、のち（年代不詳）七戸周辺を領地とした、という。



明治二年七戸藩が創設される以前、信鄰または信誉家は、『盛岡新田藩』もしくは『盛岡内分』と称されたともいわれる。盛岡内分と呼ばれたことは事実だが、いつから盛岡新田藩と呼ばれたかは明らかでない。私は、明治二年七戸藩ができて後、それ以前の七戸藩の前身を盛岡新田藩と呼んだりしたのではないかと思っている。

また①説に、七戸周辺を領地としたとあるが、それは、安政六年一月一日付の『陸奥国南部盛岡領郷村高辻帳』末尾に

右之内 壹万千石 当時南部丹波守（筆者註 信誉） 右者当丹波守六代以前主税（筆者註 政信）江元禄

七年奉願五千石内分仕候処、不作ニ付宝永三年御老中江相達、新田引上、納米を以遣来之候。其後丹波守父

播磨守（筆者註 信鄰）江文政二年、右高五千石江蔵米六千石相増、都合一万千石高ニ仕度旨、高祖父大膳

大夫奉願候処、願之通被仰付、遣之来候。以上。南部美濃守（筆者註 南部第四十世利剛） 松平右京亮殿

松平対馬守殿

と報告されている点からしても明らかに誤りである。

すなわち、文政二年（一八一九）か、その少し後年どころか、安政六年（一八五九）一月一日の段階に至っても、信誉の一万一〇〇〇石は、土地ではなく蔵米で支給されていたのである。

①城主格となった時期

安政五年説（①説・⑤説・⑥説）と同六年説（②説・③説・④説）とがある。

七戸南部政信家の家譜については、盛岡市中央公民館蔵の『南部政信家譜』もしくは、それと同文の『七戸南

部政信家譜』が最良の資料と目され、岩手県立図書館蔵の『七戸藩主南部氏略歴』もこれによつたものと見なされ、新人物往来社刊の『藩史総覧』および最新刊の『内閣文庫蔵諸侯年表』もこれらによつたものと思われるが、これらは安政五年説をとっている。

しかし、これは、安政六年の誤記であることは、南部藩の日記である『雑書』、『覚書』、『御用人所雑書』等に、信譽城主格拜命の時期を、安政六年一月二十九日としていることから明らかである。すなわち、右日記には左の如く記されている。

萬延元年（安政七年）『御側雑書』

萬延元年正月廿七日 風

太守様（筆者註 盛岡藩四十世南部利剛）旧臘廿九日（筆者註 安政六年十二月廿九日）御老中方御連名之依御奉書、南部丹波守殿（筆者註 南部信譽）御同道、西丸<sup>江</sup>御登城被遊候処、丹波守殿家格の儀ニ付御内願之趣者、不容易筋ニ候得共、年来格別出精相勤候付、別段之思召を以、城主格被仰付旨、被為蒙仰候段、江戸<sup>江</sup>申来之。（以下略）

萬延元年（安政七年）正月九日『覚書』

省略（御側雑書と同文）

萬延元年（安政七年）正月廿七日『覚書』

丹波守城主格被仰付旨江戸より申来る。

右に付来ル廿九日御歎可被仰付候事。

これら三つの藩日記により、信譽が城主格を拜命したのは、安政六年一二月二九日であることは明瞭であり、この点だけについていえば、②説、③説、④説が正しい。

しかし、この安政六年に、②説のように七戸を領地としたり、③説・④説のように七戸藩を創設したり、①説・⑤説・⑥説のように、陣屋地を三本木に受けたか、ということになると多大の疑問が残るし、また、⑤説・⑥説では、信譽が後に七戸城主となったといっているが、これを証すべき資料はない。

そこで、次にこれらの点について考証してみたい。

③安政六年に信譽の領地もしくは陣屋地が確定したか。

陣屋地を支給したなどという説は、南部藩『雑書』に出ている老中脇坂中務大輔の南部美濃守（筆者註 盛岡藩四〇世利剛）への書付だけを見て、それが遵守されたものと誤認したために述べられたものと思われる。

そこで、次に、誤認の原因となったと思われる老中脇坂中務大輔の書付を示そう（『雑書』安政七年正月二八日付）。

丹波守家格之儀ニ付

内願之趣不容易筋ニ

候得共年来格別出精

相勤候付 別段之  
思召を以城主格被  
仰付

南部美濃守<sub>正</sub>

南部丹波守 年来

格別出精相勤候ニ付

別段之

思召を以内願之通

城主格被仰付候

事ニ付 其方領分中

ニ而相応之陳屋地割

渡候様可被致候

ここで少しく説明を加えておこう。七戸南部政信家の系統は、一時政信が宗家南部家から領地の分与を得たものの、幕府の許可を得て、宝永三年これを南部家に返し、爾来、信弥・信伝・信喜と納米を以て支給されてきた。事情は信鄰が一万一〇〇〇石の諸侯となり、また信譽が文政五年家督してからも全く同じで、大名とはいえ、

領地は一寸も無く、江戸に屋敷だけを貰っている盛岡藩「内分」の定府（江戸詰）の大名であった（前述『陸奥国南部盛岡領郷村高辻帳』参照）。

ところが、「城主格」に昇格したともなれば、少なくとも、「陣屋」すなわち「館」Ⅱヤカタがなくてはならないということで、幕府は、信誉の本家である盛岡藩四〇世の利剛に対し、陣屋を建てるべき場所すなわち「陣屋地」を信誉に支給するように指令したのである。

ところが、この指令に接した盛岡藩は非常に慌てたらしい。

陣屋地を支給せよ、ということは、館を建てる場所だけを支給せよ、ということなのか、あるいはまた、一万一〇〇〇石に相当する領地をも支給せよ、ということなのか判断に苦しんだ。

端的にいうと、盛岡藩としては、自分の方から願ひ出て信誉を城主格に昇格させてもらったものの、信誉に対する知行は、今迄通り、蔵米（実際は一部は金であった）で支給したかった。

そこで、盛岡藩では、そういう願を内にこめた左のような伺書を幕府に差出した。

安政七年二月一四日附日記（実際の提出日は正月四日である）（『盛岡藩雑書』）

美濃守末家 南部

丹波守 年来格別

出精相勤候ニ付別段之

思召を以内願之通

城主格被仰付候ニ付  
美濃守領分之内ニ而  
相応之陳屋地割渡  
候様可被致旨被仰渡  
奉畏候右者陳屋地取建  
可申地所割渡候儀ニ而  
高之儀者唯今迄之通  
美濃守蔵米を以  
内分仕置候儀と相心得  
候得共 差当的例茂  
無御座候儀ニ付 為念  
此段御内慮奉伺候

以上

正月四日

この要旨は、陣屋地だけを支給して、知行は、従来通り蔵米で支給、内分の取り扱いでよろしいですね、というものであった。

これに対する幕府の回答は、

丹波守 高之儀ハ是迄

之通美濃守蔵米を以

内分仕置 陳屋取建候

地所而已割渡候様可仕候

尤陳屋地出来致し候上ハ

追而御暇相願候心得

ニ可罷在候事

であり、おおむね盛岡藩の思惑通りとなったが、陣屋地が完成すれば、おっってお暇が出されるかもしれないが、その心得をしておくように、とのおまけがついている。

お暇云々は、今迄江戸詰めであったが、陣屋地が出来たら、其処へ帰るように、との意である。

先にみた多くの説は、これらの資料を安易に読んで、安政六年末に七戸領が決定したり、陣屋地が三本木に造られたり、七戸藩が出来たとしたり、あるいはこの少し後に七戸藩が出来たとしているが、ここに掲げた資料は、陣屋地を何処かに設けよ、というだけで、その場所も記されていない。

事実陣屋地が決定するのは、後述するように数年後のことであり、また、領地の割り渡しなどはいらないうちから七戸藩など、この時点で出来る筈はなかった。

最新刊の『内閣文庫蔵 諸侯年表』が安政六年説を採っているのは解せないが、おそらく『南部政信家譜』等に拠ったためであろう。それでは一体七戸藩はいつ出来たのであろうか。  
次に第三説を掲げよう。

### 第五節 七戸藩創設に関する第三説：文久三年（一八六三）説

①岸俊武編『新撰陸奥国誌』明治九年脱稿

前略……丹波守信譽勤功を賞せられて安政六年十二月城主格に進められる。

旧来常府にて在所なし。此折地所申出べきの旨に付、文久三年九月、（信民）（筆者挿入）七戸郷三本木を乞しかば南部家より早速七戸近相加て一万千石の地を分割したけれども、菲薄の曠野、殊に北極地四十一度の所なれば、東都多は百七十余里を隔て、万端不行届のことなるに依り、押て宗家に依頼し、内外の入費尽皆彼れに託し、公私を賄ひしが、豈計らん。去卯年（筆者註 慶応三年）より隠静ならず。

江戸住居の輩己が領所に引遷ことに成、嗣美作守信民も家族盛岡に移り、三の郭の邸中に居れり。引続騒乱興り、宗家は了に城地を滅却して封地を減じて更に十三万石の地を玉わり、信民も此際に当り、順逆違反の咎に因て、領知の内千石減じ、隠棲すべく、就ては家名相続を免せらるれば、血脈の者申出べき旨を忝うし、雄麻呂（雄麻呂は宗家美濃守利剛三男、信方といふ。信民の養子）を付し、次に盛岡は松代藩に明渡



し、信民の家族は在所へ引移べきに、移るべき城地もなく、且丹波守信誉城主格を命ぜられしに、常府に□し、建築に怠り、七戸には聊の仮居のみなれども、之をば早速明渡し申べきや。

信民は家督を免されず、隠居の身分、進退公裁を得奉らんと伺しに、村方差図これありしにより、家族は己六月（明治二年）下旬七戸に移住し、同七月五日、江戸にて雄磨七戸藩知事職命ぜられ、同八月下向し、明治四年七月藩制を廃し、新に県を置き、七戸県と称す。

同年九月五日、弘前県に併せて、同月青森県となり、同十二月二日支庁を置かれ、同六年三月十二日支庁を廃して大区役所を置き、青森県に属す。

② 『七戸藩支配地之次第申立書』 編者不詳

前略……丹波守信誉依勤功、安政六年十二月、城主格被仰付候。

元来内分常府事柄、在所無之、当惑罷在候。折柄在所可申出之旨御達有之、文久三年九月、北郡七戸郷三本木之儀申立候。

其砌早々、宗家ヨリ七戸近郷相加、老万千石割渡候得共、右薄地四十一度之場所、東京へ百七十余里相隔、仕送向行届不申故、内々押而宗家ニ頼談仕、一ケ年米二千五百俵、但四斗三升入、入金三千五百兩之仕送、其外公務不時入費邸中大破繕等宗家ヨリ賄有之……故ニ分地ノ分ハ宗家自用ニ致置候事ニ御座候。

後略……

③ 新渡戸伝 『新渡戸伝一生記』 二二三ページ

明治二年一月廿二日……美作守殿（筆者註 信民）旧臘御沙汰に、領地の内千石御取上、隠居被仰付候事に候へば、同人領地は有之、且先日林への尋に（筆者註 南部藩受取人権判事林半七の質問に対する伝の回答の意）別封（筆者註 盛岡藩直轄領以外の支藩等の意味）の儀相答ひ候えば疑無之事に候間、美作守殿在所へ差越候儀、権判事申出候様仕度、段々再三申上候。  
御家老中御得心相成、今日伝友次郎罷越候。

（筆者註 別封云々の件は、『新渡戸伝一生記』一月一五日の項二一ページに、林権判事が「別封は何郡に在之候哉」と問うたのに対し、伝が「南部遠江守八戸城、三戸郡・九戸郡外紫波郡五千石、都合貳万石、南部美濃守、北郡三本木、一萬千石在之候」と答えたことを指している。但し、ここに南部美濃守とあるのは、明らかに美作守（信民）の誤記である。）

林へ伺（『新渡戸伝一生記』二一三ページ）一月二二日の項

南部美作守家筋之儀は、本五千石旗本の所、文政度一萬千石内分仕り、常府御奉公仕来候処、去辰（明治元年）之形勢柄、美作守家族迄罷下り、三ノ丸の内屋敷在之、右に住居申候。

最前安政六年十二月、城主格被仰付候得共、内分常府故在所無之故可申出、度々御沙汰有之、文久三年九月、北郡三本木と申立御届申候。

早速城地取建可申処、常府なる事、殊に本家不勝手故其儘差置候。

且北郡は薄地故、右土地の収入にて公務難及、南方上地収納に準じ、金米にて仕送、同人領地は本家自由罷在候処、前文の次第に罷成候処、昨年的一件（筆者註 戊辰の役に朝敵となったこと）に付、美作守領地の内千石御取上、隠居被仰付、血脈の者可申上御達に付、彦太郎三弟雄磨（信方）申上候。

只今迄家督御沙汰無之候。（筆者註 雄磨はすでに一月十四日に家督しているのだが、その報せはまだとどいていない）

然に三ノ丸屋敷近く明渡に付、美作守儀は、三本木は普請前に候間、同領の内七戸には少々仮屋御座候の間、当分此所へ引移し申度候得殿、家督治定不申内隠居進退如何可在之候哉。

林答ひ

家督被仰付ず候共、御引移りの儀は不苦候。

二月十六日、七戸城南雄磨様御領地に相成候儀御触在之候事。（『新渡戸伝一生記』一五九ページ）

二月十六日 一筆中上候、然者此度御沙汰の儀爰元の儀は美作守殿御領地に相成候御沙汰に御座候に就ては、御本丸の儀は雄磨殿御住居と相唱可中様誰相尋ね候共相答可申、此度御沙汰御座候間、軒別事に不洩候

様御触させ可成候 以上

二月十五日

小走所

稲生検断所

同 肝入所

右之通七戸より申来

(『三本木開拓誌』下巻五五四ページ)

四月九日、雄鷹様御領地高老万の内、六千五百卅七石一斗五升七戸通不残、三千四百五十二石八斗五升五戸通相坂村、折茂村、犬落瀬村、下田村、天ヶ森村、奥瀬村、切田村、沢田村の内被仰出候。(同前)

四月九日 一、七戸通、五戸通ノ内此度雄鷹様御領知被成候ニ付御達左之通

覚

一、高 老万石

内 一、六千五百卅七石一斗五升 七戸通

一、三千四百五拾二石八斗五升

五戸通大坂村 折茂村 犬落瀬村 百石村 天ヶ森村 奥瀬村 下田村

一、六百拾二石四斗三合

切田村 沢田村：六戸川添

右之通此度雄鷹様御領地行政官へ御届相成候間、御百姓共へ可申渡候 以上

四月

稲生町検断所 肝入所

小走り 久助

右之通 検断申出

(『三本木開拓誌』下巻五六三ページ)

④明治三年『知藩庁日記』六月一九日付

七戸藩支配所七戸五戸之内七戸郷之儀は、天正年中迄貳千三百石之地所ニ而、宗家一族之臣七戸彦五郎知行罷在候処、同十九年國中騷乱之砌、依反逆断絶仕、其後一族之内、七戸隼人知行申付置候処、一子無之ニ付、宗家信濃守利直五男を以、七戸隼人重信と相改、名跡相統罷有候処、寛文四甲辰年、宗家実兄山城守重直死去、一子無之、七戸隼人重信宗家相統被成候ニ付、其後追々兩度迄取立候得共、夭死等ニ而相統無之、依之七戸郷之儀は追而名跡取立候心得を以、宗家手元預地と仕置候

右様、古来之土俗僻遠之地ニ御座候得は、租税之規矩未定之場所も不少候得共、前件之通、手元預地之儀ニも候得は、自然改メ等も不仕、其儘ニ成来候。

然ル処、当知事祖父丹波守信譽安政六己未年、数年依勤功、旧幕々城主格被命候処、是迄内分常府ニ而、在所無之候ニ付、文久三癸亥年、当所を以陳屋地と申立、追々地割、增高共六千七百石并五戸郷之内十四ヶ村四千三百石、合テ一万千石引請候得共、遠路仕送方萬端不都合之儀茂有之、宗家ニ悉皆□願仕、金米を以仕

向相統罷有候処、去々辰年世上形勢ニ付、信民并家族一同盛岡江罷下り居候所、宗家之儀は白石城江転地相成候ニ付、在所七戸江移住致度段、其頃盛岡江出張有之林権判事ニ及尋問候処、不苦旨差図ニ付、去巳六月隠居信民并家族引移、知事儀は東京詰合ニ付、其後御暇賜り、同八月、七戸江下着仕候

前文次第ニ付、支配地之儀は、反別租税収納取調判然不仕候ニ付、早速地押改メ可申所、去歳凶荒ニ付不能其儀、遅々罷有候

就而は作毛豊熟ニも候ハハ、当秋ヨリ明年迄尤民害不相成様、嚴敷取締申付、支配所地押仕度、此段御聞届被成下度奉存候、以上

六月十九日

七戸藩 知事

按察府 御中

### 第六節 文久三年説批判

以上、文久三年説をとる四つの説は、文久三年九月に在所（大名の政庁の所在地）を三本木と幕府に報告し、七戸近郷を加えて領地も決定したが、この地は江戸を遠く離れ、不便かつ生産のあがらない土地なので、従前通り、本家から金米の支給を受け、信民の領地は本家の自由に任かせたという点で一致している。

江戸時代、徳川幕府に服属していた大名を諸侯、その領地もしくは支配組織を「藩」といった。

信民も文久三年に一万一〇〇〇石の領地を貰ったというのであるから、名目的には藩が成立したことになるから、一応文久三年説を支持してもよいように思われる。

そして、もし藩名を付けるとすれば、当然陣屋地がおかれる筈の三本木村の名をとって「三本木藩」とすべきであったであらう。尤も、『知藩庁日記』では陣屋地のおかれた「当所」を七戸としているように解される。

しかし、文久三年以降も、諸説に述べているように、三本木に陣屋が設けられることは無かったし、まして、追々地割すなわち領地が定められるという事実はなかった。もし領地が決定すれば、別記のように、必ず『郷村高帳』が交付されなければならないから、交付の日次もはっきりしている筈なのに、「追々」といったあいまいな表現をしているのは、そのような事実のなかったことを自白しているのも同然である。

すなわち、これらの地方は幾多の他の資料が示すように、依然として盛岡藩七戸代官所の支配下にあった。もちろん、南部信民が明治二年六月以前にこの地方に藩主として来たことは一度も無かった。

また、この地方に住んでいた、いわゆる「七戸御給人」も盛岡藩の御給人であって、南部信民の御給人でなかったことは、明治初期、これら旧七戸御給人から度々提出された『無禄士族復禄之義ニ付請願』の中に、

私共儀ハ曾、旧盛岡藩世襲ノ臣隷ニ候所、戊辰革命ノ当時、藩主封土弍拾万石ヲ没収セラレ、尋テ嗣子南部

利恭更ニ岩代国白石ニ於テ拾参万石ヲ恩賜セラレ、家名立テ置セラレ……中略……明治二年……中略……主

家南部信方新タニ我カ陸奥国北郡（元盛岡藩封土ニ係ル）ノ内七戸ニ於テ高壱万石余ニ封セラレ候ニ付、私共

宗家ノ旧臣タルノ故ヲ以テ更ニ信方ニ召抱ヒラレタリ……下略

とあることによっても明らかである。

従ってまた、この地方の領民にとっての藩主は、南部信民ではなく盛岡藩主であったのである。

このようにみてくれば、文久三年説を仮りに一応承認するとしても、それは、名目だけにとどまり、形式的にも、実質的にも、藩の実態は無かったことになりはしないだろうか。

一体どうしてこういうことになったのであろうか。

この疑問を解く鍵は、『新渡戸伝一生記』の、先に引用した文の中に、はっきりと示されている。

当時新渡戸伝は、郡奉行として盛岡に在り、南部藩領地の「御引渡御用係り」を勤めていた。

先に引用した『新渡戸伝一生記』に、「美作守殿旧臈御沙汰に、領地の内千石御取上げ、隠居被仰付候事に候へば、同人領地は在之」とあることから分かるように、伝は南部美作守信民の領地の内一〇〇〇石を没収するという政府の命令に非常に驚いた。

信民に領地があるという事など聞いたことも無かったからである。

このような命令は、盛岡藩と南部信民との関係、南部信民の知行の実情を知らないところから出たものであった。

非凡な政治家であった伝は、巧みにそれを利用した。

幸い、文久三年に信民の陣屋地を三本木と幕府に報告している事実があった（三七ページ参照）。

陣屋地があれば、領地もあると思うのが当たり前のことである。



そこで伝は、急遽信民領一万一〇〇〇石を三本木を含む七戸地方に仮設し、これを、八戸藩領とともに「別封」として報告し、三本木の陣屋は普請が出来ていないが、七戸には仮屋があるから、まず隠居を命ぜられた信民を移すこととし、林権判事の了承を得たのである。

こうした一連の作為により、信民は文久三年以降、藩主の地位にあったものと確認されたとみてよいだろう。伝は、翌一月二三日、早速信民を訪ねて事の次第を報告、なお知行の取り扱いについても次のようにとりきめをしている。

廿三日、美作守殿へ罷出、御直談に、**三本木御城地の次第、七戸仮御住居、半七聞届の儀申上候。**此上は只今の通御仕向米二千俵・金三千三百両御仕切事思召され候様、七戸通取扱は御代官にて取計可申、新田御開御高増は思召次第、馬漁事により専ら白石へ御仕向被成候事に御心得被下度申上、御承知の事

(『新渡戸伝一生記』二一三ページ)

すなわち、信民の七戸仮住居が認められたこと、知行は従前通り金米で支給し、七戸地方はこれまた従前通り七戸代官にて治政をとる、ということにした。実際の信民(この時は実は信民は隠居を命ぜられ、一月一四日、信方が家督を継いでいるのだが、そのしらせが盛岡に到着したのは一月晦日である)あるいは信方に対する処遇は、江戸詰から盛岡住居に変わっていたものが、七戸に住居することになった以外には、何の変化もなかった。

これによって見れば、文久三年説は、新渡戸伝の作為によって樹立されたもので、その他の文久三年説はこれに影響されて生成したものと思われる。

すなわち、新渡戸伝は、自らの作為によって七戸藩を創設した以上、七戸藩が文久三年以降存在したことを明確にしておく必要があった。

明治三年六月一九日の『知藩庁日記』に記されている七戸藩成立の由来は、当時七戸藩大参事である新渡戸伝が右様の目的に従って、特に記述させたものであることは疑いの余地がない。

そして、伝の思惑通り、『新撰陸奥国誌』、『七戸藩支配地之次第申立書』等も文久三年説を採用するに到ったのである。

さて、以上の論述から分かるように筆者は、この文久三年説を究極的には承認するものではない。その根拠はすでに一部述べたが、次に原資料によってそれを示そう。

①信民の陣屋地はいつ、どこに定められたか。

既に述べたように、南部政信家が諸侯に列せられたのは五代信鄰の代文政二年であり、城主格に昇格したのは六代信誉の代安政六年一月二十九日のことであった。

ここで城主格とは一体どういう地位を指すのか述べておく必要がある。

大名の地位には色々な分け方があり、徳川將軍家に対する親疎の関係によって、親藩・譜代・外様と分け、江戸城中における詰所が何処であるかによって、格式の上から云って大廊下詰・溜間詰・大広間詰・帝鑑間詰・柳間詰・雁間詰・菊間詰・無席の八等級に分類され、また領地の大小もしくは城地の有無によって、国持（国主）・国持並（准国持）・城持（城主）・城持並（城主格）・無城（邑主）の五等級に分類された。

ここに城主格というのは、城を有しないが、その格式が、城を有する城主に準ずるものを指した。

諸侯となつてからの南部政信家は、地位でいうと、外様大名であり、柳間詰で、無城の大名であったが、安政六年、城主格に昇格したわけである。

外様の柳間詰であることには変化が無かったが、代々江戸詰であり、陣屋地も持っていない信譽に陣屋地を持たせたいと思つた幕府は、本家である盛岡藩主利剛に対し、信譽に陣屋地を支給するよう命じた。

利剛はそれを承諾したものの、直ちにそれを実行に移さなかつた。

陣屋地を三本木と決定したのは、第②説の『七戸藩支配地之次第申立書』及び第③の『新渡戸伝一生記』によると、安政六年から四年後の文久三年九月、信譽の次の七代信民に対してであつた。

ところが、盛岡藩の日記である『雑書』および『覚書』の陣屋地決定の日次は少しくこれと異なる。

陣屋地を支給せよと幕府に命ぜられてもすぐそれを実行しなかつた盛岡藩が、この年になつて三本木を陣屋地と決定（決定はしたが、現実に支給したかどうかは別問題である）した理由は、今迄ずっと江戸詰の大名であつた諸侯が、文久二年の幕政改革によつて、はじめて在所へ下ることを許されたので、信民も文久三年、幕府の許可を得て、在所に下ることになつたためである。

その間の事情を資料によつて窺つてみよう。

文久三年六月廿一日付 『御側雑書』

南部美作守殿（信民）儀、昨年御変革被仰出、定付之面々在所江相越候儀、願次第御暇可被下旨被仰出候ニ

付、御国元江御下り、御住居被成度、御暇之儀御願被成候処、勝手次第発足候様可被致候旨、御指図有之候段、御同所御家老申出之

六月二日

ここに昨年の御変革とは、文久二年閏八月二二日、幕府が、参勤交代の制に大変革を加えたことをいうものであるが、江戸詰の大名については、次のような指令があった。

文久二年閏八月廿二日 『統徳川実紀』

一、定府之面々在所江相越候儀。願次第御暇可被下候。

尤諸役当之儀ハ。別紙在府之割合を以。可被仰付候事。

さて、信民はこれより先、盛岡藩主利剛の名代として京都に上り、内裏の守備に当たっていたが、文久三年五月六日、許されて京都を立出、同二日江戸に着き、六月二日、国元へ下る許可を幕府より得、一〇日江戸を立ち、六月二四日に盛岡へ着き、既に四月二日先着していた内室の住居している六日丁の仮屋へ落ち着いたがやがて七月二〇日、毛馬内典膳元屋敷へ引越しを命ぜられ、八月二七日に引越している。

こうなってくると、盛岡藩でも先の約束もあり、信民の陣屋地を決定しないわけにはいかなかった。

このことに関し、盛岡藩日記『覚書』には、次のようにある。

文久三年八月六日 『覚書』

一、南部美作守殿<sup>正</sup>

御陳屋地之儀 北郡三本木村之内ニ而

被遣候事ニ□公辺江此度御届被遊候

御舍ニ御座候 此段

御心得ニ申上候旨 今日

御登城之節御達申之

これによれば、この『覚書』の記述は先の第二説の文久三年九月、三本木を陣屋地とした、というのと日次において少しく食い違うが、文久四年三月一六日付の同『覚書』および『御側雑書』はまた、八月六日附の記事と異なる記述をしている。

文久四年三月十六日 『覚書』・『御側雑書』

南部美作守殿江

先達而丹波守殿 筆者註 丹波守は先代信誉

城主格被仰付候

ニ付陳屋地北郡

三本木村之内ニ而

式万坪被遣候旨

公辺江御届被為

## 済候事

これらの資料によれば、陣屋地を三本木と決定したのは文久三年八月六日（あるいはその少し前）であり、その敷地面積を二万坪と決定したのが、その翌年の三月一六日（あるいはその少し前）ということになる。

この文久四年三月一六日の『覚書』には、このことを盛岡城中の全役人をはじめ、諸士・諸医・寺社・在々にまで触れるよう指示した旨が記されている。

第②説の文久三年九月説は、どこから出てきたのか、よるべき原資料を見出せないが、この程度の日次の相違は強いて間違いであるときめつける必要もないと思う。

さて、それでは実際に三本木に陣屋が構築されたであろうか、以下この点について見てみたい。

④三本木村に果たして陣屋が構築されたか

三本木村に南部信民の陣屋地を決定したということを在々にまで触れるよう指示した旨、文久四年三月一六日の『覚書』は記しているが、三本木に陣屋地があったとか、ましてや陣屋が構築されたという話は、三本木（現十和田市）や七戸地方の古老の誰も知らない。

先に引用した『新渡戸伝一生記』にあるように、明治二年の段階でも、三本木に陣屋は構築されていなかったのである。

構築されなかった理由として、新渡戸伝は、①信民が常府であること、②本家盛岡藩の財政が窮乏していること、③北郡は農業生産力が低く、そこからの税収では藩の経営が不可能なこと、④従って金米で支給し、信民の

領地は盛岡藩で自由に経営したこと等をあげている（前掲『新渡戸伝一生記』）。

これらの理由を詳細に批判することは紙数が許さないので簡単に述べよう。①の点についていえば、文久三年以降信民家は常府（江戸詰）ではなくなっている。

また、『新渡戸伝一生記』の、右の文の少し前に、「領地の内千石御取上、隠居被仰付事に候へば、同人領地は有之……」とあるのは、信民の領地など存在しないのに、政府役人は、それが存在したものだと思っているな、という驚きの表現であり、④の理由中、信民の領地は盛岡藩で自由に経営してきた、といっているのは、林権判事に対する外交政策上の報告であったのである。すなわち伝自身、信民の領地の無いことも、陣屋の無いことも熟知していたのである。

領地のことはともかく、幕府にも報告し、在々にまで達せられた三本木陣屋の構築されなかったのは、伝の云う理由の他に、せっかく盛岡まで下ってきた信民であったが、三本木に二万坪を遺すとの命があった数カ月後の文久四年八月一二日、老中牧野備前守公用人より、出府の指令が届いたため、同年九月七日盛岡発江戸に向い、その後、盛岡藩主の代理として御留守警衛役、新伊宿関門勤番、数寄屋橋御門番、再び御留守警衛役等をつとめ、慶応四年二月二三日、数寄屋橋御門番を免ぜられ、同年三月四日、江戸発、同二日盛岡に着き、四月二四日、会津征討軍応援軍の先勢の指揮官となったが、一転して、盛岡藩の奥羽列藩同盟加盟に同調するなど、幕末維新の動乱の火中に入ったため、陣屋の構築どころではなかったためであろう。

論述が非常に複雑になったが、結論的に云えば、領地を持たない藩はあり得ないが、文久三年、信民の陣屋地

を、北郡三本木村に二万坪支給する旨、盛岡藩主利剛から幕府に届けた時点から、藩が成立したものと幕府は見  
たかもしれない。

仮りにそうだとしても、それは全く名目的なものであり、家臣も家老以下、数えるほどしかなく、一万一〇〇  
〇石に相当する領地も無かったから、実質的には藩の実態がなかったといえよう。

宮武外骨著の『府藩県制史』に

明治元年（慶応四年）閏四月二十一日、太政官が「藩ハ姑ク其旧ニ仍ル」と宣した時、全国にイクツの藩が  
あったかと云ふ事を調べて見ると、左の如く二百七十七藩であった。新政府が藩名を付けさせたのは、元年  
五月よりであつて、当時マダ藩名はなく、城のある所、陣屋のある所の地名を称へるのみで、津の藤堂和泉  
守、彦根の井伊掃部頭と呼び、津藩、彦根藩、津藩主、彦根藩主といふ語はなかった。  
とある。

公称としての「藩」という名称について確かにその通りであつたことは、金井圓著『藩政』に、「江戸幕府が  
「藩」を公称として使用したことは一度も無かつた」としていることから明らかである。

ただし、江戸時代、習慣的に「藩」という名称が使用されていたことも、金井氏の同著に「日本では、江戸時  
代に、徳川幕府に服属していた大名を諸侯、その領地もしくは支配組織を藩といい……」とあるように事実で  
ある。

今迄、七戸藩の成立の実態を明らかにしようと勉めてきた時の「藩」とは、そういう意味の慣習的呼称の藩の



ことであつた。

さて、前述『府藩県制史』「明治元年四月の現在藩名」には、盛岡藩・弘前藩・八戸藩、それに今問題にして  
いる信民家、黒石藩について次のように記している。

盛岡	陸奥国岩手郡	二十万石	南部美濃守
弘前	同 津軽郡	十万石	津軽越中守
八戸	同 三戸郡	二万石	南部遠江守
盛岡内分	同 北郡	一万一千石	南部美作守
黒石	同 津軽郡	一万石	津軽式部少輔

ここには、南部美作守信民を盛岡内分としている。

内分とは、本家の知行高の内からいくらかを末家に分け、本家は末家に分けた分も含めて全高の名義を称することという。

この意味では、七戸南部家は、始祖の政信五〇〇〇石当時から内分であつた。

この時点で内分と書かれているのは、盛岡内分以外には、宇都宮内分および安芸内分があるだけである。

厳密にいえば、黒石藩も弘前藩の内分であつたはずだが、ここには内分と書かれていない。

しかも、この明治元年四月、盛岡内分である南部信民には、ここに記載されているような一万一〇〇〇石の領地など北郡にも、どこにも無い。

盛岡内分という記載は正しいが、北郡、一万一〇〇〇石という記載は正しくない。従って、これを藩として書き上げるのは間違っている。しかし、盛岡内分は同時に盛岡新田（藩）とも呼ばれた旨の記述が同書にあり、何々新田と呼ばれた藩は、盛岡新田を除いて一一藩あったという。

以上のことを総合してみると、この『府藩県制史』の記述は明治二年、七戸藩が誕生して以降、その前身である七戸南部家の祖も、当然北郡に領地を所有していたものと誤認した結果の誤記である、ということが出来よう。

#### 第七節 七戸藩創設に関する第四説：明治二年（一八六九）説

①東大史料編纂所編『読史備要』四八六ページ

同書「大名一覽」は、それぞれ慶長一九年、享保一七年、文化一〇年、慶応元年、明治二年における大名の領地、姓名、領地高等を掲げているが、七戸藩については、明治二年の覧にはじめて、「七戸南部信方 一〇三八四石」と記載していて、それ以前に盛岡内分、もしくは盛岡新田藩のあったことを記していない。

②広沢安任著『奥隅馬誌』（青森県叢書第二編、「明治前期に於ける畜産誌」五四ページ）

安政年中に新渡戸伝の開起より新三本木は一つの村落となれり。

先に南部美作守七戸侯には、内分高にて采地はなかりしが、分割して土地にて賜りしは明治二年なり。

明治二年説をとっているのは、管見ではこの二つである。

## 第八節 結 論

以上みてきたように、七戸藩創設の時期については諸説がある。

それらのうち、文政二年説、安政六年説は全くの誤りである。文久三年説は、明治政府が、南部信民に領地があると誤認していることを知った新渡戸伝がでっちあげたものであり、採用することは出来ない。

しかし、その後の進展は、伝の画策通り進んだ。その前後のいきさつを述べてみよう。

実態を知らない明治政府は、明治元年一二月、信民に一万一〇〇〇石の領地があるものとし、一〇〇〇石を没収し、信民には隠居を命じ、血脈の者への家名相続を認めた。

だが、再び文久三年三本木に陣屋地を与えたことの真否に戻るが、陣屋地も、事実としては信民に与えられたものではなく、貸与されたものに過ぎなかったのである。今ここにその具体的資料を示そう。

明治元年十一月二十五日 『南部藩雜書』

東京詰合齊藤勇右衛門様、此度御席順御調相成候ニ付、此方様并美作守殿共、別紙之通廉々取調差上候様御達之趣、水戸様様之為御知奉札写共……中略……申来候由

これは、明治政府が諸侯の席順を定めるため、その実態調査を実施したときのものである。これに対し、「差登左之通」として、南部信民について次のような報告をしている。

高壱万千石

本家南部美濃守内分

南部美作守  
信民

城主格 陣屋地 本家領分

奥州北郡三本木

文久二壬戌年十月四日 家督被仰付

同年十二月十六日 叙爵被仰付

当時本家城下罷在候

信民に遣わされたという、陣屋地三本木二万坪は実は貸与されたものであったことが、「本家領分」という書き方ではっきりする。

しかも、現実には三本木の何処を貸与したのかも分からないし、恐らく、幕府および朝廷へは前述のような報告しても、供与はもとより貸与の具体的事実すらなかったことであろう。

しかし、朝廷はこの報告によって、三本木地方に信民の現実の所領があるものと見た。

そこで、一〇〇〇石没収、信民隠居の決定を下した。

その資料を次に示そう。

南部信民

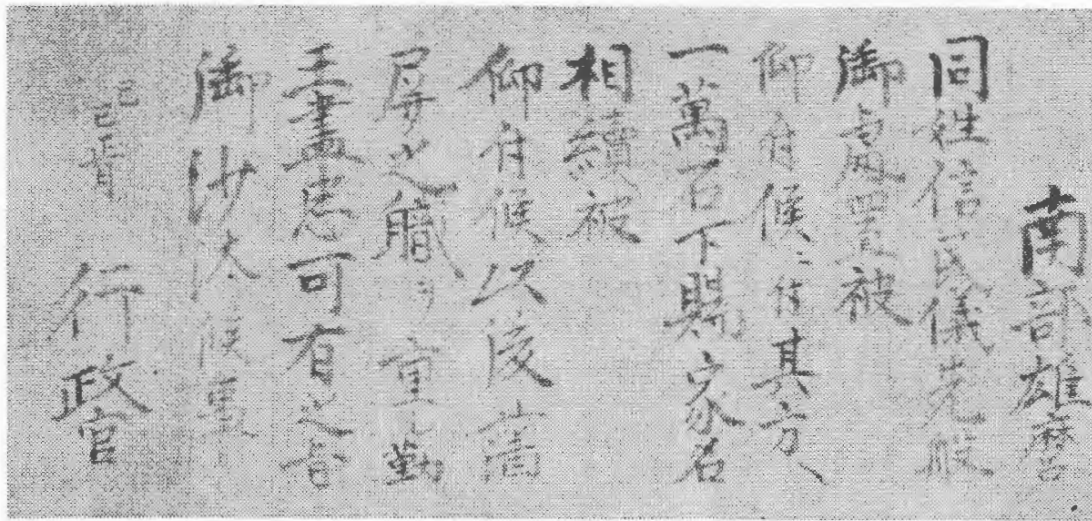
宗家南部利剛

第一章 七戸藩の創設



南部信民の領地の内千石没収の沙汰書

之指揮ニ随ヒ  
王師ニ抗衡候条  
大義順逆ヲ不相  
弁次第其罪不  
輕屹度  
御咎可被  
仰付之処出格  
之  
思食ヲ以テ領地  
之内千石被  
召上隠居被  
仰付家名相統  
之儀者血脉之者  
可被  
仰付候事  
但相統之者早々



南部雄磨に一萬石下賜の沙汰書

可願出事

十二月 行政官

処が信民には子供がなかった。そこで信民惣家中の名を以て、明二年正月、八戸藩主南部遠江守に対し、盛岡藩四一世利恭（幼名彦太郎、明治元年一月一七日、一三万石を賜り家名をつぎ、二四日、白石に転封を命ぜられていた）の弟雄磨信方、当時一二歳を後嗣とすることを許可してくれるよう、あっせん方を依頼した。

これに対し、八戸藩主も同意し、あっせんの労をとった（岩手県立図書館蔵『七戸藩関係書』）。

その結果、同年正月一四日、明治政府から次のような宣下があり、雄磨信方が一萬石を下賜され、信民の家督を継いだ。

南部雄磨

同姓信民儀先般

御処置被

仰付候ニ付其方へ

一萬石下賜家名

相統被

仰付候 以後藩

屏之職ヲ重シ勤

王尽忠可有之旨

御沙汰候事

己巳正月

行政官

明治政府が雄磨の家督を認めた以上、今迄のように領地のことは、うやむやにしておくわけにはいかないから急いで決定しなければならなかった。

領地の決定は、正式には勿論政府がなすべきことであるが、それより以前の江戸時代でも、將軍の代替りがあれば、そのつど新たに領知状が藩主に交付されたが、それが交付される以前に、藩から自分の領地の内容を「郷村高帳」に詳しく書いて提出する習慣であった。

雄磨が信民の家督をついだ以上、この「郷村高帳」を政府に提出しなければならなかった。

この作業を誰がしたか明記している資料はないが、盛岡藩の転封等の跡始末の全権を与えられて盛岡へ下ってきていた会計官権判事林半七（友幸）と接渉の任に当たった新渡戸伝であったことは間違いないと思われる。

以下、明治二年雄磨信方の領地決定迄の次第をカ条書に記してみよう。

No.	明治二年	事項
1	正・一四	南部雄曆一万石を下賜され家名を相続す
2	正・二二	新渡戸伝、政府が信民に領地があったと思つてゐることを知つて驚く
3	正・二三	雄曆家の財政は従来通り、仕向米二〇〇〇俵、金三三〇〇兩を以て賄われることとし、七戸通の治世も従来通り代官扱いとする
4	正・二八	雄曆が家督をついだ旨のしらせが来る
5	二・一三	花坂新十郎、七戸城の手入、普請をなす
6	二・一六	七戸が南部雄曆の領地となつた旨の御沙汰があつたというしらせが来る
7	四・九	雄曆の領地を内定し、行政官へ届出、同時に七戸通の百姓にもその旨を達する
8	五・一五	新渡戸伝、信方の家老兼帯を命ぜられた旨のあいさつを信民に対し行ふ
9	五・二八	民部官より北奥取締大関美作に対し、南部雄曆信方に対する「領知朱印状」（陸奥国北郡之内郷村高帳）を交付するよう指令が出される
10	六・二	雄曆七戸藩の版籍奉還を願出、二四日許可される
11	六・九	前記「領知朱印状」七戸に到着す
12	六・二四	南部雄曆七戸藩知事に任ぜられる

南部雄曆

七戸藩知事被仰付候事

明治二年六月二十四日



第一章 七戸藩の創設

16	15	14	13
八・二二	八・一七	七・一六	六・二四
太政官			
隠居南部信民、七戸藩知事南部雄鷹信方の家士五七人と共に、江戸より七戸へ到着す（この家士を江戸士族と称す） 七戸官所を以後民政所となえることとする 七戸藩知事南部雄鷹信方（当時一二歳）七戸へ到着する 七戸は藩であるから、民政その他諸事、盛岡と関係なく、七戸限りで決定するようとの達しが来る			

註 この年表は、『新渡戸伝一生記』、七戸宿老盛田与左衛門日記『雑日下恵』、七戸南部家旧蔵・『明治三年七戸藩庁日記』等によって作成した。

なお、雄鷹に対し交付された『陸奥国北郡之内郷村高帳』は次の通り、村数は七戸通二五カ村、五戸通一三カ村であった。

陸奥国北郡

一 高	四百七拾五石四升八合	切田村
一 高	六拾五石弐斗九升三合	柳町村
一 高	百五拾九石三升六合	小平村
一 高	百七拾九石七斗五升五合	鶴喰村
一 高	三百三拾三石四斗老升九合	上吉田村
一 高	百五石六斗八升弐合	下吉田村

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	
貳拾壹石五斗	六拾六石壹斗三升七合	七拾五石六斗壹升	貳百六拾七石八斗九升貳合	百拾石四斗貳升	九拾石八斗七升五合	三拾石九斗貳升貳合	貳百貳拾七石貳升七合	貳百三拾五石八斗三升七合	千六百四拾三石八斗四升壹合	三石九斗壹升五合	三百貳拾四石七斗貳合	八百五拾貳石八斗壹升壹合	三百三拾石八斗四升七合	六百六拾七石六斗五升	三百三拾三石貳斗八升三合
花松村	中岫村	野崎村	大沢田村	立崎村	八斗沢村	馬洗場村	上野村	新館村	七戸村	天ヶ森村	百石村	下田村	折茂村	相坂村	犬落瀬村

第一章 七戸藩の創設

一高	七拾石八斗	附田村
一高	三百老石八斗七升七合	榎林村
一高	四百九拾七石八斗五合	甲地村
一高	七拾五石六斗四升五合	二ツ森村
一高	八百拾六石五斗貳升三合	大浦村
一高	四百拾貳石八斗四升六合	洞内村
一高	八拾三石六斗六升八合	三本木村
一高	七百四拾石八斗四升四合	天間館村
一高	三百貳石五斗七升貳合	深持村
一高	三拾五石四斗八升四合	平沼村
一高	拾九石貳斗五升三合	鷹架村
一高	三拾貳石五斗壹升四合	尾駿村
一高	拾六石壹斗三升	出戸村
一高	三拾四石貳斗三升	泊村
一高	貳拾七石五斗六升三合	倉内村
一高	三百拾五石五斗八合	沢田村之内

高合 老万三百八拾四石六斗四升七合

右者陸奥国北郡領地之内

高千石被 召上書面之通

下賜候間大関美作守<sup>江</sup>相達

従当巳年物成郷村請取

可申事

明治二巳年五月

太政  
官印

南部雄磨

御取上高左之通

一 高 貳百九拾九石四斗五升貳合

一 高 三百三拾七石貳斗三升九合

一 高 三百六拾三石三斗九合

法 量 村

奥 瀬 村

沢 田 村 之 内

都合 千石

筆者は、結論的にいえば明治二年説を採る。しかし、明治二年の何月何日を七戸藩創設の時期とするかは難かしい。

前記、七戸藩の創設を明治二年とする説のうち、『読史備要』は、南部信方に交付された『郷村高帳』の日付である二年五月説を採っているようであり、『奥隅馬誌』も、文意からみて同じように思われる。

領地を持たない藩は存在し得ないという常識論からすれば、この説は妥当性がある。

この説を採れば、その後の信方の動きは次のようになる。

明治二年五月二八日、北奥取締大関美作に対し、『陸奥国北郡之内郷村高帳』を南部雄鷹信方に交付するよう、民部官より指令が出されているが、その数日後の六月二日、信方は版籍奉還を願ひ出ている。この郷村高帳が七戸に到着したのは六月九日のことである。それが七戸へ到着する前に信方がその郷村高帳を当然見ているものと思うが、そうすれば、信方は七戸藩主となった時点で、直ちに版籍奉還を願ひ出たことになる。

この版籍奉還は同月二四日聴許され、同日信方は七戸藩知事となっている。

六月二四日以降の七戸藩は、明治政府の新制に基づく新七戸藩である。

従って、新七戸藩以前の七戸藩の存在期間は一カ月にも満たないことになる。

これに対して、明治二年正月一四日、南部信方が一万石を下賜され、信民の家名を相続することを許された時点から旧七戸藩が成立したとみる見方も成り立ち得よう。但し、この時点では、前年一二月、領地のうち一〇〇

○石を没収した残の一万石の領地が、七戸付近にあるものとみなされながらも、宗家の南部藩はその全領（その中に信民領もあったことになる）を没収され、白石へ転封となっており、信方の領地は、この意味でも存在する筈はないのであるが、二年一月の新渡戸伝と林半七権判事との領地に関するやりとりがあったのち、二年二月に入って七戸が信方の領地と決定したらしく、『三本木開拓誌』下巻五五四ページ、明治二年二月一六日の項に

此度御沙汰の儀爰元（筆者註 七戸の意）の儀は美作守殿御領地に相成候御沙汰に御座候に就ては、御本丸の儀は雄鷹殿御住居と相唱可申様、誰相尋ね候共相答可申、此度御沙汰御座候間、軒別事に不洩候様御触させ可成候

という記事が載っている。

そして、それに基づき新渡戸伝が雄鷹信方の領地を内定し、郷村高帳を作成し、行政官へ届けたのが二年四月九日で、その郷村高帳が太政官から大関美作を通して交付されることになったのが二年五月二八日である。

すなわち、南部信方が七戸藩主となることは、すでに信方の家督の時点で決定済みであったのである。

こうみてくると、家督時点の信方は、予定された七戸藩主であり、二年五月二八日以降の信方は、名実ともに備わった七戸藩主であり、二年六月二四日以降は新しい七戸藩の知事となった、ということになる。

処で、ここに書き上げられている七戸藩領三八カ村のうち、切田村・柳町村・小平村・鶴喰村・上吉田村・下吉田村・犬落瀬村・相坂村・折茂村・下田村・百石村・天ヶ森村・沢田村の一部の一三カ村は、江戸時代五戸通に属し、五戸代官所の支配下にあった村々であるのに対し、残りの二五カ村は七戸通に属し、七戸代官所の支配

下にあった。

この一三カ村は、明治三、四年の記録をみても「七戸通十三ヶ村」と固有名詞を以て呼ばれているが、そのことは、この一三カ村が七戸藩創設に伴い、七戸藩を一万石とするには、七戸通二五カ村の村高だけでは不足なので、五戸通から割かれて七戸藩領とされた村々であることを物語っている。

今でも分村とか、町村合併となると、色々な問題が生じることが多いが、この時も、この一三カ村の七戸藩（七戸通）への合併は大きなしこりを残し、やがて翌明治三年の七戸通惣百姓一揆へと進展していくのである。

## 第二章 明治三年七戸通百姓一揆

### 第一節 概

### 要

明治三年（一八七〇）閏一〇月の七戸通百姓一揆は、百姓一揆多発藩といわれる南部藩の中ではその発生件数が比較的少なかった七戸地方で、明治初年、青森県のどこでも発生していないとき、七戸藩領全三八カ村がこぞって立ち上った特異な総百姓一揆である。

従って、この百姓一揆については、土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騒擾録』をはじめ、少なからぬ論考

が発表されているが、納得できるものは少ない。

それは、一に、この一揆に関する資料不足に起因するものであったが、近年、この一揆の相手方の一人であった盛田勇八（広精）の残した文書が発見されたので、従来の資料とあわせ、論究を進めてみたい。

この一揆の概要を知るために、まず、青年時これを目撃した七戸村の工藤轍郎が、大正の末期、七戸町の郷土史家和田藤太郎に口述筆記させた、いわゆる『工藤轍郎口述書』と、同じく七戸町の盛田多助の口述した『盛田多助談』の二つを掲げよう。

工藤轍郎口述書（工藤正六蔵）

今より六十四年前文久二年は殆んど日本全国一般の旱魃にして、当地方も河川及井戸枯渴し、田地には亀裂を生じ、唯南部数丁を距る池の平の小池のみ涸かざるを以て之を飯用せし程なりしと云う。

故に田畑を耕作するを得ず、亦元治・慶応を経て明治元戊辰年、同二己巳年凶作なり。

殊に二年は植ゆるべき種なきを以て、官処にて種粃を秋田より取寄せ使途に充ていたり。

連年の不作に依り、饑餓に迫り、家畜の牛馬を屠殺して食用に宛てたるなど実に惨状を究め、生活の安定を得ざりき。

古来当郷は、大豆の産額多きも、販路狭きを以て、官処に於て恩恵を垂れ、御買上の上（御買上大豆及御用大豆と称す）大阪地方に搬出し、売捌の上、費用を差引き、其代金を農民に交付し来れり。

然るに官処の吏員が利益を得るものの如く誤解し、翌明治三年の秋、今の浦野館村字戸館（筆者註）今の上



北町) 農民治郎兵衛なるもの首謀者となり、近郷十三ヶ村に檄を飛ばし、農民数百人党徒し、御買上大豆免除請願せんとして、(筆者註 二二日) 八幡林に集合、夜はかがり火をたき、鯨波をあげて官処に押寄せんとす。

此集合を聞知したる官処にては、民事局役員を新館に出張せしめ、南川目大肝入米内山半藤(世襲肝入なり) 其他吏員現場に臨み、巨魁を始め重立たる者に諭す所あるも、中々服従せず、(筆者註 二四日) 押寄せて、七戸橋に藩吏これを防止するも、遂に破りて市中に乱入す。

商家は恐をいだき、毎戸を閉じ、他に避難せんとはす。

中に盛田喜平治氏は、炊き出し、握り飯及酒を店前に出してねぎらいたるを以て暴挙をのがれたるも、船木屋儀兵衛(山松と称す) 店を閉じてあり。

党徒等休息せんとて藪戸を軽く打ち、小口窓を開きて顔を出せしに、内より湯をかぶせかけたり。多勢これを見るや、無礼なり、湯をかくるとは何事ぞと、鳶口にて戸を乱打し、表戸を押し破る。

其勢に家内は裏口より逃ぐ。

其中、斧を持ち来りて、大戸を破るあり、畳を寸断するあり、木綿類を通路に投げ出す等甚しき暴挙に出る。是より先、検断盛田安兵衛急を官処に訴う。

大参事新渡戸伝、小参事金井静馬、市中に火災の起るなきやと非常の配慮にて、全く暴挙に出ざるに於ては、打ち捨てて苦しからずと厳命したるも、高の知れたる百姓一揆、脅威して鎮定するにしかずと、藩士数十人

に鉄砲を持たせ、空砲を発せしめて城中より市中に至らしむ。

藩士数人船木屋に至るや、盛んに暴行しあるを以て、鉄砲にて数人を殴打したるに、豈計らざりき、実弾先に込めありしか、一声発して暴徒を倒したり。

亦先の空声に驚きてか、烏合の四散するが如し。或は崖をよじ登りて逃げ走るなど、其混雑名状すべからざりし。

其の際の請願簡条の中に、大参事新渡戸伝の首を貰い受けたしとありき。

これを見たる新渡戸大参事には、自己の首は渡すべきが何にするか、一人なれば玩弄物とすべきも、彼の多人数にて焼きて食するか、煮て食するかと、呵々大笑せられたりと云ふ。

此の騒動を起せし首謀者戸館の治郎兵衛其他罪の重きもの獄に投ぜられしが、月余にて許さる。

而して農民の願意も許容せられたりと。(筆者註 なお、翌四年正月一三日、伝が藤原秀実に送った書簡に

「七戸百姓動揺杯ハわんぱく童子如く、埒もなき次第、心配無之事」とある)

#### 救済に関すること(盛田多助談)

明治二年巳歳大飢饉、地方一帯窮迫を極めたり。町内第一の富豪山本儀兵衛(号山松)日を定め、貧民に稗一俵に錢一貫文づつを救助し、且つ礼米というものを設け、価一貫文に対して、七、八合の相場なりしものを、特に一貫文に付二升づつに与へたり。

尚七戸のみならず附近村落の者にも、申込に依じて給与又は貸与せり。

それにも拘らず押寄せのありしは残念なるが、明治三年即午の歳の押寄せは、最初より七戸町の町家に対して乱暴する意志はなかりし様で、代官所に向つて年貢を安くせられんことを歎願する意志に過ぎざりき。

先発の者が突発的に山松家の店の蔀戸を棒にて突きし所より、吾も吾もと暴民入り乱れ、無意識的に戸障子を破りたりとのことにて、山松家より、押寄せ来り潰れに及ぶ旨、二回ほど急使を以て代官所に報告せしに、鎗十挺、鉄砲十五挺許りで警護を遣はされ、暴民に対して発砲したるところ、暴民四方に逃げたりとのことなり。

此の時山松家にては焚出しを出して農民に食はせ、浜幾其の他の店にても同様焚出しを出して食はせりとのことにて、当時七戸支配二百十二ヶ村（筆者註 枝村を含む）より、全部一戸に付一人づつ出でたりとのことなれば、少なからぬ人数なりしならん。

最初は願意十二ヶ条とかを静々と代官所に訴ふる筈なりしも、先発者の乱暴より暴民に變じ、忽ち払はれたりとの事なり。

当時盛岡藩より七戸支配に対し、御用金が年々三千兩づつ御割当なりたるものが、内千五百兩は山松家、五百兩は浜幾家にて納め、後千兩は支配全部に割当て納めたりとのことなり。

之等によりて見るも、当時両家は如何に富裕なりしか知るべし。

これらの資料は、一揆の概要を伝える好資料ではあるが、間違いも見落しもある。

一例を云うなら、八幡林に集合したのは七戸通一三カ村ではなく、旧来の七戸通二五カ村が主体であり、それに七戸通一三カ村（元五戸通に属した）が合流したものであるし、一揆の願条も御用大豆の買上廃止だけではなく、一〇カ条に上っている。また、当時盛岡藩では年々三〇〇〇両の御用金を七戸へ課したということも誤解である。

そこで、一連の資料により一揆の真相を探ってみたい。

## 第二節 一揆の願条とそれに対する藩の回答

まず、この一揆の願条と、それに対する藩の回答から見てみよう。但し、ここには閏一〇月二三日提出の二五カ村の願条とそれに対する回答のみを掲げ、一三カ村の願条は後述百姓一揆年表に譲る。

### 一揆の願条（『新渡戸伝一生記』）

- 一、御年貢三分一上納、三分二は御免被下度候事
- 一、御定例大豆御免の事
- 一、御救助米代三ヶ年上納の事
- 一、種粃拝借代金は明年迄年延の事
- 一、沼川運上御免の事

一、新渡戸伝様頂戴仕度事

一、御所御役方御免の事

一、御蔵新田御免の事

一、御検地改御免の事

一、此度徒頭御糺御免の事

この願条は、明治三年の閏一〇月二三日、暮六ツ時（午後六時）肝入、小走共が取り次ぎ、民事役所に提出された。

これに対し、七戸藩大参事新渡戸伝から、翌二四日、南川日大肝入米内山半藤に対し手交された回答は次のようなものであった。

回答（『新渡戸伝一生記』）

一、御年貢の儀は御免申儀難被仰付、乍去昨年凶耗分食も無之、切迫にも相聞候間、三分の一処年延申付候事

一、御定例大豆の儀は宝暦二年依願御買入定候事、不事買上ニも無之、乍去所持手薄相聞候間、三分の一買上候事

一、種粃代の儀は可仕付様無之、折角願出、代金の儀其方共も心得候通、脇才覚の事故、頼談可申候へ共、申出不道理なり

一、御救助米は外へは一升一貫文現払の処、一升到付八百文に定、御貸付被成候。右代は按察府より拝借の事柄、早々半納可申、右を相納、二ヶ年納の事に尽力可申候事

一、沼川運上御免の儀は、一統願に在之間敷、沼川近辺の其業に馴候者の望に可在候。聊の運上金御免被成候共、御差支無之候得共、元來運上にも無之、勝手次第の節は口論喧嘩を醸し候処より、御締に運上被成候事、篤と考可申事

一、新渡戸伝頂戴申儀難落付、同人官職は知事様限には難相成候。乍去、同人所業民害の次第有之、又自分限驕者奸曲の儀有之候はゞ、委細書付を以申出候はゞ、天朝へ申上、解官の上裁断可在之候事

一、所士族官員召仕候儀は、元來藩士は高柄より不足の儀は、多人數御入用の節は何時も御宗家様より、兵器共相添、御廻の処、御一新以來其の儀も不及、且御宗家様より御暇出し人数召抱登庸により、夫々官員被仰付候。誰御取計不宜候はゞ、悪業明細申出候得ば糺弾の上罪科可申付事

一、新田開発の儀は、日本国は人員多くして食料不足の処より、一ヶ年の凶耗にも飢餓の者出来候処、於天朝深御歎息被遊、何分開拓出精、食料行届候様、難有思召有之故、既に松前地迄開拓被仰付候、七戸支配程曠野在之地、日本には稀なる処、差違申出候儀は不勘弁事候

一、地押御検地の儀は、寛文以來御改無之地所分乱に相成、銘々地所土位・石盛・反別も相知不申次第の処、此度天朝より、反別明細書雛形を以御布告有之、右書上百姓共銘々相調、書上候に宜敷候得ば、検地改は不申候

万一御吟味の節、坪数の違、地位の狂ひ等有之候はゞ、地主・村長は勿論、知事様の御手落に至り可申、依之入費不厭、御改在之事

一、此度愁訴と号し、多人数相集候主謀の者、御召捕御免申儀は、食料不足、無抛歎願に候得ば御寛免も可有之事

一見まことに条理をつくした回答であるが、一面中々敵しいものがある。

処が、前記開拓誌の、この回答が記されている末尾に、一八カ村（二五カ村より東六カ村及び三本木村を除く）の村長共は、自分達が全く知らないうちにこの企てがなされたとして、一〇カ条はとり下げ、年貢米、御定例大豆、御救助米代の件のみ、改めて再願した旨、左のように記されている。

右十ヶ条の願、明細に可申出、且船木屋儀平に何等の遺趣有之、狼藉に及候哉、逐一可申出の旨相達候処、廿五ヶ村の内、東六ヶ村并三本木の者、願筋も一円心得不申、八幡山へ相集り不申候へば、家を潰すと申触れ候故罷越候処、最早退散後参り候故、前後相心得不申と答書相出し、十八ヶ村長共、私共不存候内、小間居の者相催、屯集仕候故、折角差留取扱候内、右様の所業に至り申候

何分願下に改て願上度歎願に付、十ヶ条は相下候処、御年貢米三分一年延、御定例大豆三分一御買上、御救助米代半納の箇条のみ願書相出候事

藩は、これに対し、二五日「尋」という形で、さらに、回答の趣旨を一般百姓に徹底させるための沙汰書を下し、異議ある者は申し出るように述べるとともに、その末尾に、別紙で次のような再願に対する回答を付してい

る。

尋 (筆者蔵『明治三年百姓一揆関係綴』)

此度の事件は、違作・凶作打続き、当年は豊作と乍申、分付租税御請仕候得共、上納済に至候得ば、食料も無之処より、小間居限屯集、歎願の筋にも可有之哉、然る処、願書差出、其沙汰相待不申、市中<sup>江</sup>押入、狼藉の所業致候得ば、歎願の事にも有之間敷、儀兵衛宅破毀候は、何れの意趣可有之、小間居の者相尋、儀兵衛に非道非義有之候はゞ、可申出事

一、御年貢、御定例大豆、御救助米、種粃代右四ヶ条は困窮に付無抛年延、石引願出候事に可有之。

一、沼川運上の儀、従前の仕来に候処、聊の運上錢一統の願立、如何可有之哉。

沼川近辺の百姓のみ願筋に可有之哉。

運上無之候ては数人勝手次第所業有之候処より、聊にても従前より右に仕来居候事、且は雑税の内にて、

朝廷<sup>江</sup>書上に入候事故、申立の上に進退可申候事。

一、新渡戸伝は、是迄従前無之新法事も課役も申付候事無之、民の扱に非道の筋有之哉。

又は自分限の奸悪驕奢等有之次第も候はゞ、明細に認め、訴出可差出、無故申出事にては難申立候事。

一、所役官誰事如斯之処業有之、民害ニ相成候与申儀認め差出可申。

知事様元御家来不足、是迄の御本家様より不足人何人も拝借有之候処、無其儀、且又元御給人御本家様より御暇相出、右の内開拓見込有之者御召抱数十人有之、追々人選に寄りて役官可被仰付候。



名面無之中出ニ候えば、不殘御召仕被成候様無之、此儀勘考可申出事

一、御檢地の儀は

天朝より支配地惣高の内、田畑の反別書分、田上中下、畑同断、坪数相違無之様取調、其上一ヶ村限百姓誰高何石、内田畑反別上中下位、林藪等も相改、明細に書上、当十月迄諸国共差上候由。

七戸・八戸・斗南は今に書上無之、早々相調、書上候様御沙汰有之候えども、当御支配所反別不定故、無抛、地押檢地相改候。

其方共銘々右調明細に出来、追って朝廷より官員相越、改候節、坪数等行違無之様出来にも至候はゞ、御改に不及候。

来三月迄、訖度調書差出可申事

一、新田の儀は、開拓専ら御執行に付、松前地迄夫々被仰付候程の事にて、諸国共一統開立候儀は、一ヶ年の凶作にも餓死候者多く相出候事御歎被遊、右様被仰出候に候えば、知事様にて入費御用意有之候えば、御開立可有之候えども、其方共相納候米錢御相統も御取統無覚束、御借財にて御凌被遊候事、御家中不足御召抱に相成候御扶持方不足、無抛、新田申立候者<sup>五</sup>は被仰付、何分披立相増、食料有余有之候様に御世話被成候を不相弁、土地を厭ひ、故障申出候義、不勘弁の筋に有之間敷哉。

日本之地所、当御支配処程空地沢山有之処無之、通行の役官の衆、天朝<sup>五</sup>申立候事も有之、此地にて不開得候えば、何国の人にてても可被仰付事、能々相考、可申出事。

庚午十月

別紙

御年貢	三ヶ二上納	三ヶ一永々拝借
大豆	三ヶ一上納	外に三拾駄上納
給所年貢米	三ヶ二上納	三ヶ一永々拝借
	残り、金目納	
御救助米	半納	残り来六月納

第三節 一揆に参加した村々

この七戸通百姓一揆に参加した村について、工藤口述書は、治郎兵衛が近郷一三カ村の百姓を糾合し、八幡林に集合の上、七戸官所に押し寄せたとしているが、これは間違いである。

この一揆は、一つの集団ではなく、二つの集団から成っている。

一つは、閏一〇月二二日に、七百村（今の下田町の一部）に集まった七戸通一三カ村の集団であり、今一つは、二二日八幡林に集合の上、二四日に七戸へ押寄せた七戸通二五カ村の集団であった。

このうち、二三日八幡林へ集まっていた集団の中には、前日七百に集まった一三カ村の百姓の一部も合流していた、というのが実情である。

この辺の事情について、『三本木開拓誌』上・下巻は「閏十月二十三日、風雪、十三ヶ村集会、今に御請不申、夜半に至り、下田村七百の辺に火の手上り候。探索候処、百姓集在之由……」、「二十三日夕七つ時（午後四時）十三ヶ村請濟相成候間、七百辺に屯集百姓又八幡山に屯集の由……」と述べているから、一揆の集団は七百と八幡林の二カ所に屯集したこと、七百の集団は、藩の回答を了承しながらも、そのうち八幡林の集団に合流したらしいことがわかる。

しかし、同書はまた、二四日の処に、大坂村の肝入の報告として、「八幡山へ参候処、数百人屯集、十三ヶ村者は何方に居合候哉相分り兼……」、「十三ヶ村の者共見当り候へは、早々逃帰り候様申聞かせ候」と記しているから、八幡林の集団へ合流した一三カ村の者は、それ程多くなく、また説得をききいれ、七戸まで押寄せずに帰村した者が多かったのであろうことも推測される。

一方、二三日、八幡林に屯集した集団に対しては、七戸官所役人、町方検断、宿老達が出張の上これを説得し、一応鎮静状態にあったが、二四日朝に至り七戸へ押寄せ、工藤口述書に述べられているような状況となったのであるが、この時七戸へ押寄せた村々は、前述、回答末尾に明記されているように、七戸通二五カ村が中心であった。

この二五カ村の中には、七百に屯集した一三カ村は含まれていない。

そのわけは、単に一三カ村または七戸通一三カ村というのは、単なる一三の村々という意味ではなく、七戸藩創立に伴ない、五戸代官所の管轄する五戸通から離れて、七戸通（七戸藩）に編入させられた村々を意味する個有名詞であるのに対し、二五カ村というのは、旧来から七戸通に属する村々の意味であるからである。

以上により、この一揆に参加した村々は、二カ集団に分かれてはいたものの、七戸藩領の全郷村三八カ村であったことが明らかである。

左に、その村名を記そう。

七戸通一三カ村（旧五戸通管内）

- ① 沢田村の一部 ② 切田村 ③ 相坂村（大坂村） ④ 折茂村 ⑤ 小平村 ⑥ 柳町村 ⑦ 鶴喰村 ⑧ 犬落瀬村  
 ⑨ 上吉田村 ⑩ 下吉田村 ⑪ 下田村 ⑫ 百石村 ⑬ 天ヶ森村

七戸通二五カ村

深持通 ⑭ 深持村

三本木通 ⑮ 三本木村

洞内通 ⑯ 洞内村

南川目通 ⑰ 立崎村 ⑱ 八斗沢村 ⑲ 馬洗場村 ⑳ 大沢田村 ㉑ 新館村 ㉒ 大浦村 ㉓ 上野村

御町通

上川日通

㉔ 七戸村（枝村多数）

天間館通 ②天間館村（枝村多数）

北川目通 ②野崎村 ②中岫村 ②花松村 ②附田村 ③榎林村 ③二ツ森村 ③甲地村（枝村多数）

東（郷）通 ③倉内村 ③平沼村 ③鷹架村 ③尾駮村 ③出戸村 ③泊村

一揆をおこしたこれら三八カ村間には、一揆についての直接間接の連絡は当然あった。

またこの一揆は、明治三年（一八七〇）閏一〇月下旬の段階で、突発的に発生したのではなく、その前兆は明治二年七戸藩知事南部雄麿信方七戸到着直後からあった。

しかも、それは、五戸通から七戸藩領に編入された一三カ村の間から起っている。

そのことと、一揆の願条の両方からみると、この一揆は、七戸藩の創設と大きくかかわっているように見える。この意味で、次に、この一揆に係わる出来事を前述した所と一部重複するが、年表的に記してみよう。

#### 第四節 七戸通百姓一揆関係年表

明治二・一・一四	南部雄麿信方、南部信民の家督をつぐ。
〳・一・二二	南部信民に領地があったと明治政府が信じていることを知った新渡戸伝が七戸藩の創設を画策する。
〳・二・一六	七戸城が南部雄麿の領地となった旨のお触れがでる。

明治二・四・九	南部雄鷹の領地を内定し、行政官へ届出、同時に七戸通百姓にもその旨を達する。
五・二八	南部雄鷹に対する郷村高帳が出る。
六・二	七戸通二五カ村の外、五戸通のうちの一三カ村が七戸藩領となる。
六・九	雄鷹、七戸藩の版籍奉還を願出、二四日許される。
六・二四	前記郷村高帳七戸へ到着す。
六・二四	雄鷹、七戸藩知事に任せられる。
六・二四	隠居南部信民、信方の家士五七人と共に七戸へ到着す。
七・一六	七戸官所を今後民政所となえることとする。
八・一七	七戸藩知事南部雄鷹、七戸へ到着す。
八・二二	七戸は藩であるから、民政その他諸事、盛岡と関係なく、七戸限りで決定するようとの達しが来る。
八・二三	七戸民政所筆生として、元七戸御給人盛田弓人、浦田寛平、盛田勇八等登用される。
九・一五	犬落瀬村、下田村、百石村の本肝入選任の件について、村方では一たん、仮肝入の昇格を認めておりながら、本日、犬落瀬村の百姓七〇人程（内数人の老名あり）連名で、助右衛門の本肝入就任に不服を申出る等、藩政に対する不満が出はじめる。
九・一九	当年諸作不熟、凶作ときまる。
九・二六	五戸衆、七戸衆よりも新田開発願い日々増加す。
一〇・六	切田、相坂、折茂、小平、柳町、鶴喰等六カ村、翌七日には犬落瀬、吉田、百石、下田、沢田五カ村計一カ村の肝入、老名を七戸へ呼出し、七戸凶作につき、租税上納方について特別の配慮を促す。 新渡戸伝、西田嘉十郎、盛田勇八等列座（これも、不満の種となる）。

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
一・一七	一・一六	一・一五	一・一四	一・一三	一・一二	一・一一	一・一〇	一・〇九	一・〇八	一・〇七	一・〇六

前記一カ村の肝入、老名より、高一石につき玄米二升割合を以て、雑穀にて上納する旨申出る。  
 新渡戸伝、七戸藩大参事に宣下の旨、太政官よりの達しが来る。  
 去年の凶作救助方歎願のため、新渡戸伝の東京出張をきめる。  
 七戸通南川目百姓に愁訴の動きがあり、盛田弓人、上崎一郎、大肝入米内山半藤等これを鎮める。  
 洞内村の百姓一統、元知行主（給人）の非違を訴える。  
 七戸村周辺の百姓、願の趣あり、老名二〇人程七戸へ寄合う。  
 在々百姓の動き騒しく、盛田勇八これを視察し、藩に報告す。  
 洞内村伊兵衛、新山の助右衛門、大沢田村徳右衛門、牛鍵の余左衛門、大浦村三右衛門、榎林村市助、二ツ森村の長作、三本木村の三六等、御蔵地（藩に税金を納める土地）と元給所地（給人の知行地で給人が税金を取る土地）との郷割違（地方税の税率が違う）の事、収納見米の事、元御給人の我儘の事、新田願の事、備倉庫糶の事、御田雑穀の事、擧駒代残金の事、市中商店両替違（店によって金銀と銭との換算率が違うこと）、沼川運上の事、稗拝借の事、元御給人を七戸藩役人に登用しないで金銀に申出ること、馬改めは春秋二度にしてほしいこと、乗馬以外に伝馬御免の事等二〇カ条の願を新渡戸伝に申出る。  
 伝、これを説得し、自分が東京から帰るまで静かにしているよう承知させる。  
 七戸在々より百姓数十人、七戸へ集まり、商家四軒へ分宿する。  
 七戸の宿老連中、商家へ止宿の百姓、老名達を見舞い、歎願の趣を民政所に取次ぐ。一方藩役人二人が検断所において、百姓代表および老名達より、願の趣をきく。夕刻に至り、百姓代表、老名達四、五人民政所へ上る。  
 同日夕五ツ時（午後八時）七戸市中に左の触れ書がでる。  
 盛田弓人、浦田寛平、盛田勇八、野辺地弘志、御役御免。  
 半藤、元四郎、安次郎、大肝入御免検断忠蔵等郷村へまわり候儀禁止。  
 七戸へ集会の百姓達夫々在方へ引上る。

明治三・二・一二	七戸藩凶作につき、七戸藩知事より一万兩の救助金拝借方を弁官に願出る。
〃 三・二	七戸通南川目の村々の百姓五〇〇人余七戸市中に入込み商家六軒に分宿す。
〃 三・八	舟木屋儀兵衛より、ひる飯炊きだしする。願の趣は、百姓難渋につき、天朝より金品を拝借したいとの事である。
〃 三・一〇	七戸通百姓救済のため、舟木屋儀兵衛、盛田喜平治、浜中幾治郎の三豪商等野辺地の豪商野村治三郎へ頼合に行く。
〃 三・一三	植田、田中両藩吏、南川目および天間館通廻村。
〃 四・一六	右両藩吏北川目通廻村。
〃 四・一七	弁官よりの拝借金二〇〇〇兩にきめられる。
〃 五・七	七戸藩より、再度一万兩の拝借願を出す。
〃 五・一五	七戸藩内窮民救済のため、政府は秋田廻漕米一〇五〇石を一石につき七兩（はじめの約束は六兩）にて払い下げること決定する。
〃 六・二五	よって翌八日、拝借金一万兩の再願はこれを取り下げる。
〃 八・五	御救助米一升六〇〇文の約束の処七〇〇文に改められる。
〃 九・三	按察使水谷主典、七戸へ来り救助米の取り扱い方の適否を調べる。
〃 九・五	七日まで七戸藩主雄鷹、在々廻村。
〃 一〇・二七	盛田弓人、盛田勇八、王藤隆太、浦田寛平等七戸通諸村の百姓毎戸の高調べを命ぜられる。（筆者註これによりこれらの人に対する不満再燃す）
	野辺地弘志、玉山誠蔵、駒ヶ嶺康太三人検地御用を命ぜられる（前同断）。
	七戸藩藩政改革、これにより、元御給人で藩の役職についた者は、民事会計係に、権少屈として盛田



<p>〳 閏・一〇・二一</p>	<p>弓人、工藤隆太、盛田勇八（広精）試補民事専務に史生として三浦庄七、野辺地弘志らである。 七戸通一三カ村（旧五戸通）肝入、老名等願書を以て、年貢三分の二御免、御買上大豆御免、御救助米三カ年にて上納方等を願出る。</p>
<p>〳 閏・一〇・二二</p>	<p>伝は、年貢三分の一年延、御買上大豆常例三分の一納、御救助米代金半金納入の上、残りについては天朝へ願出る等の案を示す。</p>
<p>〳 閏・一〇・二三</p>	<p>一三カ村の百姓、伝の回答に納得せず、七百村（下田村）に屯集、夜に至り火の手をあげる。 一方七戸通二五カ村の百姓連は、八幡林に屯集する。</p>
<p>〳 閏・一〇・二四</p>	<p>一三カ村、夕七ツ時（午後四時）伝の回答に納得す。しかし、その一部は八幡林に屯集の百姓集會に合流す。 夕刻、八幡林に屯集の二五カ村の百姓一〇カ条の願を七戸民事役所に提出する。</p>
<p>〳 閏・一〇・二五</p>	<p>八幡林に屯集の二五カ村の百姓、七戸市中に入り込み、乱暴を働く。 その勢、一説に二〇〇〇人余という。</p>
<p>〳 閏・一〇・二六</p>	<p>同日、伝より回答書を出す。 同日、七戸通一八カ村（二五カ村より東六カ村及び三本木村を除く）村長共、右一〇カ条の願書を取り下げ、改めて、年貢米三分の一年延、御定例大豆三分の一御買上、御救助米代半納の三カ条の願書を提出す。</p>
<p>〳 閏・一〇・二七</p>	<p>七戸通全村に「尋」（御沙汰書）出る。</p>
<p>〳 閏・一〇・二九</p>	<p>新渡戸伝、一三カ村を廻り、一揆後の状況を見る。 七戸藩、市中警備を嚴にするため銃隊を組織す。</p>
<p>〳 一・一一・一</p>	<p>銃隊に昼夜の見廻りを指令、その旨市中にも沙汰す。また舟木屋儀兵衛の商品を所持している者は返却するよう指令す。 民部省庶務司大久保方雄、竹田十佐衛門、通行の途次、七戸通百姓一揆に関する一件書類の提出を求めらる。</p>

明治三・一一・二	七戸通惣村肝入、老名達へ、村々一統慎み居り、出奔等無きよう布告す。
〃 一一・四	藩より百姓騒動一件を政府に報告す。
〃 一一・一三	御年貢、天間館村より出初める。
〃 一二・二	渡辺民部大丞よりの呼出を受け、新渡戸伝山形まで行く。 伝、百姓一揆への回答中、年貢三分の一年延の件を詰問される。 よって、五日、七戸郷二五カ村、六日、五戸郷一三カ村を呼出し、それぞれ年貢皆納方を承諾させる。(筆者註 この時点でも一三カ村を「五戸郷一三カ村」と呼んでいることに注意)
〃 一二	七戸通惣肝入、老名達より、年貢は御沙汰通り上納する旨届出る。
〃 一二	七戸通惣村肝入、老名達より拝借米を願出る。
〃 四・一・八	七戸藩渡辺一騎、弁官へ出頭し、御救拝借米代金中、未納分五二〇〇兩余の延納を願出る。

註 この年表は、『新渡戸伝一生記』、七戸宿老盛田与左衛門日記『雑日下恵』、筆者蔵『明治三年七戸藩庁日記』等により作成した。

この年表によってみれば、明治三年閏一〇月二一日から始まる七戸通百姓一揆は、突発的に発生したものでなく、その前兆は、七戸藩知事南部雄磨の七戸到着後間もない明治二年九月から現れはじめていたことがわかる。

明治三年一月五日までは、七戸通三八カ村の結びつきを示す明確な材料はなく、一見それぞれの通、それぞれの村々が、別々に行動しているように見えるが、同年一月六日、新渡戸伝と交渉に当たった八カ村は、洞内通・南川目通・北川日通・三本木通に属する村々であり、その要求も、閏一〇月の一揆の時の願条に極めて近いものであったから、一月六日以前にも、相当の連絡はあったものであろう。

次いで、一月一五日、七戸在々（恐らくは上川目）の重立百姓・老名等が動き、その後一時沈静したかに見えるが、三月二日、三日にかけて、南川目百姓の大規模な動きがあった。

その後は、拝借金、御救助米の到着、および七戸商人による救済活動等があり、百姓の動きもこれまでかに見えたが、九月頃から、平年通りの年貢の徴収、検地の強行等の藩の方針（これは政府の方針でもあった）が明瞭となったため、遂に閏一〇月の大百姓一揆に発展したものである。

ここで注目しなければならないことは、二年一月六日の各通の諸村の重立の会合に、七戸通一三カ村の代表が姿を見せていないことである。

このことは、七戸通一三カ村と、七戸二五カ村とは、大局的には同じ立場であっても、両者の間には七戸藩創設に伴い、七戸通一三カ村が五戸通から七戸通へ編入されたことに基づく、微妙なる感情の差があったことを暗示するものであろう。

そのことは、閏一〇月の大百姓一揆のときも、多少の合流はあったものの、それが二つの百姓一揆のような形をとって行われたことにもあらわれている。

こうみてくると、この一揆は、七戸藩の創設と大きなかわりを持つものであることがわかるが、特に一三カ村の場合は、二重の意味において、そうであったのである。

七戸藩の創設については、別記したのでここでは再言しないが、突如の七戸藩の創設は、この地方に大きな動揺を与えた。

動搖は百姓ばかりではなかった。

戊辰の役の結果減封処分を受けた盛岡藩主利恭は、明治二年四月、七戸御給人の族禄を没収した。

元来七戸御給人の族禄は、名目上は知行地であっても、旧来の私有地か、開拓の上知行地として認められたものであったので禄を没収されたといっても、その土地からの年貢徴収権を奪われたに過ぎないので、土地は保有することが出来たのであったが、今度は給人が自ら年貢を藩に収めなければならぬことになった。

つまり、給人は、ただの百姓と同じ地位に落とされたわけである。

そういう取り扱いをうけた七戸給人の数は、一八〇余人に及んだ。

一方新たに創設された七戸藩主南部雄磨信方の家臣の七戸到着は、明治二年六月二四日であり、その数は五七人、全然七戸を知らない者ばかりであった（この時点で雄磨の身分はもう、藩主ではなく、藩知事になっていった。また雄磨自身の七戸到着はさらに遅く、八月一七日のことであった）。

七戸を知らない、新しい藩士（江戸士族と呼ばれた）だけで藩政をとれるものではない。

そこで藩は、政治の空白を埋め、また、禄を没収されて不満でいる旧七戸給人達の不平を押えるため、旧給人のうち、不毛地の開拓希望者に限り、雄磨の家士として召抱えることとし、その数は百数十人に及んだが、禄は支給されなかった。これらの人々は、開田士族または無禄士族と呼ばれた（『元七戸県士族卒面附』による）。

しかし、それだけではどうにもならないので、藩はこれら無禄士族の中の数人を、七戸藩の役人（御所役方と呼ばれた）に登用した。これらの御所役方は、勝手知った七戸のこととて、従横に活躍した。

その人の氏は年表に出ている通りであるが、これらの人々に対する役職につけなかった元同輩のねたみや、直接これらの御所役方から色々の命令を受ける村民の不満は大きかった。

この不満は、もともとから七戸通二五カ村の村民にとってよりも、七戸藩領に編入されたもと五戸通の一三カ村にとっては、より大きかった。

また、「自分検見」等の特典のあったこの地方の百姓にとって、寛文年間（一六六一〜）以来実施されたことのない検地を実施されることは、一部実際の生産高以上の不当に高い高（これをもとにして税が賦課される）を背負わされている百姓以外には大変迷惑なことであつた。

そこへもってきて、明治二年（一八六九）の大凶作である。

明治三年の惣百姓一揆のかけには、このような政治的、経済的に特殊な事情がかくされていたのである。

次に、一揆の掲げた一〇ヶ条の願条の分析を通じて、この一揆の発生した原因をより具体的に見てみよう。

### 第五節 一揆の原因

この百姓一揆の真因を知るためには、前述したように、当時の七戸地方の政治・社会経済状態が大混乱期にあつたということを念頭においた上、一揆の提出した願条を、それに対する回答書等を勘案しながら分析してみる必要がある。以下その分析結果を述べてみよう。

一、年貢の三分の一上納、三分の二免除の願条……前年の凶作とこれに基づく困窮を考えれば当然の要求であった。

この事情を知る藩の回答は三分の二上納、三分の一年延と妥協的なものであった。

一、御定例大豆買上御免願……これに対する回答は三分の一上納、三分の二免除であったが、この願条は次のような事情によるものである。

①明治二年は凶作であった。凶作の時は、「米は無くても、味噌さえあれば生きられる」というのが、この地方の常識であった。その味噌の原料たる大豆を例年通りに買い上げられてはたまったものでない。

②当時八戸藩でも御用大豆の買い上げをしており、五戸通りまでも入り込み、しかも即金で買い上げていたのに対し、七戸地方での南部藩の買い上げは、代金後払い制であり、しかも数年滞ることも稀ではなかった。現金売りに慣れた旧五戸通りの百姓が、後金払いの買い上げに反対するのは当然であり、七戸通の百姓がそれに同調するのも当然であった。

一、種粃代来年迄延納願……困窮の為の願出である。

回答は、脇から才覚したのだから延納は無理であるとのことであったが、筆者所持の回答書には「種粃の儀者其方共存候通、致才覚置候事故、向方頼入之上挨拶可申候事」と語調が柔らかになっている。

一、御救助米代金三カ年賦上納願……これも困窮のための願出であるが、回答は、まず半納せよ、残りは来年納とするよう尽力するというものであった。

これも、筆者所持の回答には「半金も上納候は、押而歎願可申立事」と微妙な違いがあるが、『尋』には「御救助米半納、残り来六月納」となっている。

一、沼川運上御免願……漁業従事者からの願条であろう。

これに対する回答は、その税額もわずかであるから免除してもよいのだが、それでは無秩序になり、乱獲が予想されるから免除出来ぬ、というのであるが、筆者所持の回答書には「沼川運上之儀者雑税書上候事ニ候得者、天朝<sup>正</sup>申立、御沙汰次第沙汰可申事」と、回答を留保した形をとっている。

一、新渡戸伝頂戴願……これは、一揆の場合によく掲げられる願条である。悪政の最高責任者を自分達の手で裁きたいというのであろう。

回答は、伝は天朝より宣下の官職にあるから、藩知事でも処分は出来ない。もし、伝が非道なことをしているのなら、その旨明細に認め、呈出せよ。それが真なら天朝へ申し上げ免官させるようにする、という尤もなものであった。

一、御所役方の免職願……この願条は、当時の七戸藩の政治状況を熟知していないと分からない。

御所役方とは、もと七戸御給人（郷土）の中からえらばれて、新七戸藩の役人に登用された数人の者をさす。年表に、しばしばその名の出てくる盛田弓人・盛田勇八・浦田寛平・野辺地弘志（後には工藤隆太も加わる）等は、そういった数少ないエリートであった。

そのエリート意識が出たのか、あるいは彼等が藩の政策遂行の第一線に立って、百姓と接触する機会が多かつ

たための犠牲となったのか、彼等は閏一〇月の一揆以前、一月六日の各村の代表の強い要望に基づき、一月六日、一たんその職を免ぜられている。

しかし、有能にして、七戸地方の事情に詳しいこういった人々無しには、江戸士族ばかりで構成された七戸藩の円滑な運営は望むべくも無かった。

かくして、彼等は間もなくそれぞれの役職を与えられ、一〇月二七日の藩政改革に基づく改造人事の時にも、重要役職に任命されている。

一たん、自分達の力で免職に追い込んだ者達が再び、藩の権力機構の重要な地位についていたことに対する反発が、こういった願条となったのである。

これに対する回答は、悪業（『尋』では、民害となっている）を行っている者があったら申し出るよう、糺弾の上処分する、ということであった。

一、御蔵新田御免願……全願条中この願条の解釈が一番難かしい。

筆者は、以前『近世青森県における農民の生活史』の中で、一般の百姓なら、新田開発に一揆までおこして反対する必要はなからうとの先入観から、これを、戊辰戦争の結果無禄士族となったもと七戸御給人達が、税金を納めなければならぬ御蔵新田の開発に反対したものと見、さらには前願条の、所役人の登用反対のうらには、役職につけなかった同輩達の嫉みもあるものとみて、この一揆のうちには、こういった御給人中の不平分子がいたのではないかと推察した。たしかに一揆に関係したらしく、処分を受けた一、二のもと御給人もいたが、次の



二つの理由により、前説を改め、もと御給人達の大きな動きはなかったものと見たい。

④無禄となった元御給人達は、連名で左の如く誠忠を誓っていること（前掲『雑日下恵』）。

此度無御扱御趣意柄ニ付、私共御暇被下置候旨御沙汰の趣委細被仰渡奉畏候。一統泣涕奉恐入候。依之恐多願上様奉存候得共、御沙汰の通慎而農商の内ニ帰し、追而御沙汰迄生業相励ミ居可申候間、万一異変等の義出来候節は、御沙汰次第、何方迄モ馳参、御奉公相願申度、一同赤心ニ御座候間、何卒情実不便と思召被成下、永ク子孫ニ至迄無御見捨、何時にても御用被仰付被成下度奉歎願候

明治二年五月

七戸御給人 連 印

諸 医

長 山 藏五郎 様

北 山 克己 様

西 野 軒 様

⑤別記したように、明治二年五月、新田開発を条件として、元御給人達を信方の無禄士族とすることを認めるや、新田開発願が殺到し、元七戸御給人の多くが無禄士族として採用されたこと。

この願条に対する回答は

①新田開発政策は、新政府の根本方針であること

②日本國中、七戸通ほど開拓適地の多い処はないこと

③従って、この願条を認めるわけにはいかない、ということであった。

一方、『尋』では、百姓の納めている年貢だけでは、藩の相続もおぼつかないこと。そのため家中の土も十分に召抱えられなく、俸禄の支給も少額であること。よって、困窮者救済と藩財政窮乏打開のための新田開発であること。もし、七戸地方の人が開発に反対であるというなら他国人に開発をさせる、とまで述べている。

これらの回答や『尋』の文言からみれば、新田開発は、もと七戸御給人即ち無禄士族だけを対象としたものでなければ、百姓だけを対象としたものでもない。つまり、誰にでも平等に開発を許したものであった。

そこで、実際、この頃のこの地方の新田開発が如何に行われたか、その状況を『新渡戸伝一生記』によって見てみよう。

二・五・二一 新渡戸伝、中務殿より、無禄士族に対し新田を開かせるよう、そのため障碍になることの有無を調査するよう命ぜられる

二・六・二九 所御給人数人新田開発を願出る

二・七・一 七戸衆数人新田開発を願出る

二・八・二四 七戸衆野竿御検地を願出る

二・八・二九 藩役人、七戸・甲地・榎林・二ツ森・天間館・中岫・大浦・上野・洞内等八カ村を廻り、御蔵

新田願上についての無精なる取り計らいに対し諭達す

二・九・一七 七戸町大塚屋喜平治、舟木屋儀兵衛新田開発願を出す

二・九・二一 七戸町舟木屋儀兵衛、検断安兵衛新田開発願を出す

浦田寛平右同断

二・九・二五 盛田勇八に対し、榎林村にて申請中の御蔵新田二六〇石中五分の一を茅場とし、残りを他に譲渡いたしたしとの願を許可す

二・九・二六 五戸衆・七戸衆よりの新田開発願日々に増加す

三・二・一六 新政の新田開発促進政策にそつて七戸公用人より民部省へ開拓願を出す

同時に成開地の永世下賜と一五カ年の歟下年季を願出る

三・二・二一 七戸民事所より、開田士族に対し、開田成工の上は、御改の上、その幾分かを家禄とする旨を達す

(この条のみ『盛田家文書』)

これによれば、この頃新田開発願を提出したものは、所御給人(無禄士族)、五戸衆・七戸衆(衆は、やはり無禄士族をさす)で、続出したといわれる新田開発希望者中には、百姓が一人もなく、わずかに商人が数人いる外は、ほとんど無禄士族であった。

百姓には、自力で新田開発する力は無かつたのである。

無禄士族が新田開発に殺到したのは、明治二年五月、前述したように、元七戸御給人中、新田開発をしたものは、士族(但し無禄)に召抱える、という方針に沿つたためである。この人達の開発した田畑は、盛田勇八の榎

林での開発の事例で分かるように、お蔵新田であった。

つまり、無禄士族は、士族の名誉欲しさに、租税を納めなければならぬお蔵新田の開発に従事したのであった。

その数は前述したように、百数十人に及んだ。

このことは、当面新田開発をする力のない村の百姓にとっては黙視することの出来ないことであった。

御蔵新田開発反対の願条は、このような立場にある百姓から提出されたものであった。

#### 一、御検地改め反対願

江戸時代の百姓が検地に反対するのは無理からぬことである。

隠し反別があばかれては大変だからである。

これに対する回答ならびに『尋』は左の様なものであった。

①検地は新政府の政策であり、検地様式が雛形を以て示されていること

②当地方は寛文年間以来検地が行われたことがなく、土位・石盛・反別が不明確で、所有者自身すらよく知っていないこと

③全国のうち、調査未了の地方は、七戸、八戸、斗南だけであること

④従って、百姓自らの手で調書を提出できるならともかく、それも出来まいから藩で実施する

この回答書ならびに『尋』のいうところ尤もである。ただ、ここに問題なのは、回答中にあるように、当地方

は寛文年間に検地が行われて以来、この時点まで、二〇〇年間全然検地をやっていなかったという事実である。

このため、百姓の持高と、現実の耕作反別との間には、はなはだしいくい違いが生じていた。

即ち、大農は持高に比し、耕作反別が大きかったのに対し、小農の中には、持高よりも耕作反別が極端に少ない百姓もいた（『郷村古実見聞記』・『南部叢書』第四冊一八三ページ参照）。

このような事態の生じたのは、土地売買の際、売主の弱味につけこんで、高の不当なる移転が行われているためであった。

こうみてくると、この検地反対の願条は、不当なる高を負わされている一部少農を除いた一般百姓と、有利な高を所有している大農との利害の一致の上に出されたものとみることができよう。

一、徒頭処罰御免願……自分達の代表者を処分しないでほしいという願は、一揆としては当然の願であろう。

これに対する回答は、『新渡戸伝一生記』では「御寛免も可在之事」となっているのに対し、筆者所持のものには「違作凶作打続候折柄、食料ニも迷惑、上納も行届不申、無抛歎願申出候ニ候ハゞ、頭人御糺有之間敷事」となっている。

但し、事実はこちらと異なり、短期間とはいえ、一揆の主謀者治郎兵衛、新山助右衛門等が入牢せしめられたことは、『工藤轍郎口述書』其の他の示す通りである。

以上、一揆の願条の呈出された原因を筆者なりに分析してみたが、さらにこれを総括してみよう。

江戸時代、この地方の百姓は極度に貧しかった。そういう中から租税を納め、一家数人の衣食住を賄っていく

ことは、なみたいていのことではなかった。

こういう実情を熟知していた南部藩は、七戸地方からの年貢収入をあまりあてにしていなかった。

したがって、代官としても、成績をあげるために過酷な年貢をとりたてる必要はなかった。百姓は時には他に類例を見ない「自分検見」で、自ら年貢を計算して上納することすら許されていた。

これが江戸時代、この地方にあまり百姓一揆が発生しなかった理由である。

明治になって、突如として七戸藩なるものが成立し、五戸通の一三カ村が七戸領に編入させられた。

そして三本木開拓の父であり、野辺地戦争の終戦処理に功をたてた新渡戸伝が大参事となり、新しい藩政が施行されることになった。

そして三年九月からは、乱れた田制をただすための検地が強行されることになり、元御給人中から所役人に登用された者が屢々村を訪れるようになり、正規の租税徴収の方針が示達された。それら所役人の百姓に接する態度は、百姓から見れば、がまんできないものであった。

御一新と呼ばれた維新政府や、七戸地方民がはじめて其の目でみた七戸藩のこういった方針は、七戸地方民の期待をうらぎった。

旧五戸通から七戸通に移された一三カ村の者にとっては尚更のことであった。

こういう複雑な政治的、社会経済的背景のもと、前記願条にみられる事柄を直接原因としてこの百姓一揆は発生したものであり、地域の実情を無視した新政不信の一揆であったということが出来る。

従つて直接行動の時点においては、一八カ村の村長が云うように「私共不存候内、小間居の者相催、屯集仕候故、折角差留取扱候内、右様の所業に至り申候……」というようなことがあつたにしても、巨視的にこれをみれば、この一揆は肝入、老名等をも含む七戸全領の惣百姓一揆であつたことは疑の余地がなく、また、主謀者と目された一、二の者だけの企図に基づくものでもなかつたことは言うまでもない。

## 第六節 一揆の結末

①、一〇カ条の願条取り下げ、三カ条の願条提出

一揆の願条に対する藩の回答は、極めて理路整然たるもので、いかにも南部藩中に、その人ありと知られた新渡戸伝にはじめてなしてはじめてなする体のものであり、百姓の実情を十分わきまえたものであつた。

この条理ある回答に、一揆をおこした一八カ村（二五カ村より東六カ村及び三本木村を除く）の村長は、自ら一〇カ条の願条を取り下げ、三カ条に限定した願書を改めて提出した。

新渡戸伝が南川目大肝入半藤に回答書を手交した後、一揆をおこした理由を二五カ村の村長に尋ねたところ、二五カ村のうち、東六カ村ならびに三本木村の者は、願筋も一円心得申さず「八幡山へ相集り不申候へば家を潰すと申触れ候故罷越候処、最早退散後参り候故前後心得不申」と答え、一八カ村の村長は、「私共不存候内、小間居の者相催、屯集仕候故、折角差留取扱候内、右様の所業に至り申候。何分願下に改て願上度」と歎願したの

で、一〇カ条を下げ渡したところ、改めて次の三カ条のみの願書を差し出したという（『新渡戸伝一生記』）。

御年貢 三分の一年延

御定例大豆 三分の一御買上

御救助米 半納

註 この三カ条は、藩の回答をもととして作られている。

藩は、この措置で一安心したことと思われるが、一月二日民部省庶務司の大久保方雄、竹田十左衛門が来藩し、藩に対し詳細な報告を求めた。

その結果は、翌一二月の年貢皆納受諾へとつながった。

⊙、年貢皆納受諾

この間の事情を、『新渡戸伝一生記』は、

十二月二日、谷川出仕、渡辺民部大丞より呼出に付、涌谷へ罷越候処、羽州山形迄可参申置に付、笹谷峠より山形へ罷出候処、七戸御百姓動揺の次第に付、年貢三分の一年延申付候儀、如何心得候哉、年貢は不私、天下一統の事、知事限取計難落付、存入可申出、久保田米御払代金を伺も無之、二ヶ年納の達、是又不落付事候、両条承度、其許答相出不申候はゞ、早々罷下り返答可在之候事、乍去、其許相下り、百姓論達致し、悔悟在之、年貢皆納事に相成候へば格別、百姓切迫次第見切候はゞ、知事限米金貸付は別段の事被申、依之七戸郷廿五ヶ村呼出、谷川論達候処、御年貢皆納御請五日差上る。五戸郷十三ヶ村六日呼出し、扱候処、右



村も御請差上候。内実は、石高分は預切手にて会計局より貸渡し置候事と記している。

この維新政府の強い詰問により、名は同じく藩といいながら、新しい藩は、もはや江戸時代の藩とは全く違つたものとなつていたことを、藩も百姓も、いたいほど思い知らされた。

かくて新政府と百姓との間のいたばさみとなつた藩は、百姓に年貢皆納を命じながら、実際上は三分の一年延分を七戸藩会計局から百姓に貸下げることによつて、その窮状を切りぬけたのであつた。

なお、この時、七戸藩総村から出された請書は、左の如きものであつた。

乍恐書付を以奉願上候事

当御年貢上納方、御分付之通被仰付候所、当年豊熟とは乍申、昨年大凶耗ニ而、御百姓共一統難渋仕候処より、三ヶ二上納、三ヶ一年延奉願上候処、段々之御憐解諭達之趣、重畳恐入奉存候、依之御年貢之儀は格別之御儀ニ御座候間、御沙汰之通皆上納可仕候間、不勘弁之願上方、幾重ニも御免被成下度、此段一統奉願上候。以上。

明治三年庚午年十二月

惣村

肝入

老名共

なお、御救助米半納、残り年延の件はどう処理されたであらうか。

㊦、御救助米代年延願の呈出

『新渡戸伝一生記』はこれについて何も記していないが、七戸通総村肝入・老名から、年貢皆納受諾時に、次のような年延願が提出されている。

乍恐書付を以奉願上候事

当春従朝廷、為御救拝借米被仰付、飢餓之者老人も無之、難有仕合奉存候、右御代金此度、皆上納可仕候所、近年不作打続、其上昨年之凶耗ニ而、当年豊熟とは乍申、来出秋迄食料も無覚束、心配難没仕候、依之重疊奉恐入候次第ニハ御座候得共、右御代金、此方<sup>五</sup>半金も上納、残金来未ノ十月中迄年延猶予被成下度奉願上候。此旨小間居御百姓共一統歎願仕候間、何卒格別之御憐愍ヲ以、願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、此段奉願上候。以上。

明治三庚午年十二月

惣村

肝入

老名共

三カ条の願条のうち、御定例大豆の件は七戸藩限りで処置出来ることであるから、これは一応おくとして、その他の二カ条の切実な願いが悉く不許可とあっては、藩の面目にもかかわることであり、また百姓の窮状を見ては、藩としてもこの願の実現に向って努力しないわけにはいかなかった。

しかし、その処理は順調にいかず、その間の藩の苦勞は大変なものであった。

その間の事情を追って記してみよう。

一、明治四・正・八日……渡辺一騎、弁官に出頭し、「御救助米代の儀は速も速に上納の情実無之、押而嚴達、一時ニ取上候ては、御救助の道相立不申哉にも奉存、此度別紙の通奉願上候。何卒此辺御洞察被下、御仁恤の御沙汰被成下候ハゞ、管内一同奉感、再度暴動の所為有之間敷奉存候、此段宜御聞届被下度奉願上候。以上。」の願書を提出する。

なお、別紙には、御救助米受取分一〇三〇石壹斗八升余、代金一石に付七兩計算にて七二一一兩一分の内、二〇〇〇兩は上納済となったが、残金五二〇〇兩余は急速に納めかねるので、上納を延期してほしい、という趣旨が書かれている。

一、明治四・正・一八……大蔵省の呼出に応じ、帷子春治が出頭したところ、二〇〇〇兩の御救助米代金は一体何処へ上納したのか。政府はこれを受け取っていない、と詰問される。

それに対し、帷子氏は、救助米は按察府より受領した。しかし、先般按察府は廃止になり、同所取扱事務は今後山形県で取り扱うとの布告に基づき、山形県へ納めた旨を回答し、納得を得る。

一、明治四・正・二七日……帷子春治、大蔵省に出頭し、御救助米代延納願に対する回答を求めたが、当省では分からぬ、勿論弁官でも分からぬだろう、従って、おそらく「山形県迄相願可申と御差図ニ相成可申……」との返事をもらう。

一、明治四・正・晦日……正月八日の願に対し弁官より「書面之趣、山形県ニ可申出事」と指示が下る。

一、明治四・二・方日……山形県へ御救助米代延納願を出す。

一、明治四・二・一三日……渡辺一騎、民部省庶務司に出頭したところ、御救助米の件は、民部省庶務司の取扱となったから詳細なる調書を明後日までに提出せよと命ぜられる。

一、明治四・二・一五日……伊藤正吾、民部省庶務司に出頭、前々日命ぜられた調書を提出した処、いずれ、山形県よりの返書を待つて回答するということであつた。

一、明治四・三・二七日……伊藤正吾、民部省庶務司へ出頭し、「先般山形県<sup>江</sup>掛合状差出置処、藩地に返戻に付、此度藩地ヨリ差越候間、兩三日中ニ御序も有之候ハゞ御出頭有之度」とのことであつた（『七戸藩出張所諸御用留』）。

御救助米代に関する資料はこれ以外にない。明治四年四月一日から始まる七戸藩の『諸御用留』も、この件について一切記していないので、どのような結末がついたかは明瞭でないが、おそらく、これで打ち切りになつたのではなからうか。

なお、返済ずみの御救助米代二〇〇〇両は、政府からの拝借金二〇〇〇両とびつたり一致する。

そこで疑問に思うのは、御救助米代に充てられた二〇〇〇両は、実は、政府からの拝借金を流用しての立て替え払いでなかったかということである。その理由は次のとおりである。

一〇三〇石一斗余の御救助米の内、百姓が希望して実際に払い下げを受けた数量は、六五五石一斗余に止まり、三七五石が残米として残っていた。

この六五五石余の代金四五八六兩一分と錢四三〇文のうち、明治三年中に追々二〇〇〇兩が上納されたので、これを一先ず返納したと、『七戸藩庁出張所諸御用留』にはあるが、せつかくの御救助米の全量払い下げを受けられないほど困窮している百姓に、総額二〇〇〇〇兩の返納金が、直ちに出せるとは考えられないからである。これらの点については、なお後考をまちたい。

④、御定例大豆三分の一御買上

御定例大豆の御買上量の減量は、七戸藩限りでできることである。

従って、七戸藩が指示して三分の一御買上願を呈出させた以上、その通りにするのが当然である。

次に掲げる、明治三年一三カ村御定例大豆取立調は、明らかに三分の一御買上げであったことを示している。

第一表 明治三年一三カ村御定例大豆取立調

高	賦課高	三ヶ一上納高	村名
二六三石一八三合	五一石〇三一合	一七石〇一〇合	沢田村
四二〇・四九八	八一・五三五	二七・一七八	切田村
三二九・六八〇	六三・九二五	二一・三〇八	相坂村
四四・一三五	八・五五八	二・八五三	赤沼村
一八・七一九	三・六三〇	一・二一〇	柳町村
一〇〇・三二六	一九・四五三	六・四八四	鶴喰村

一五〇石九〇三合	二九石二六〇合	九石七五三合	上吉田村
一五〇・〇八二	二〇・四九二	六・八三一	下吉田村
二二・五六〇	四・三七四	一・四五八	小平村
一五〇・九〇三	二九・二六〇	九・七五三	折茂村
三二六・五九六	六三・三二七	二一・一〇九	犬落瀬村
三七一・九七〇	七二・一二五	二四・〇四二	下田村
一三四・九九九	二六・一七六	八・七二五	百石村

註

- ① 明治三年庚午閏一〇月『十三ヶ村御定例大豆調帳同取立帳』による。
- ② この調帳は訂正箇所が多いので、数字に多少の誤りがあるかもしれないが、今のところ未定稿としたい。
- ③ 高は、村高中より、給所高を除いたものの如くである。
- ④ 御定例大豆の賦課高は、高一〇〇石につき一九石三斗九升である。
- ⑤ 上納高は、朱書にて「三ヶ一上納ニ納而何石何斗」と記されている。

しかし、同年同月調の『南川目通、御定例御大豆割合書上帳』、および『北川目通、御定例御大豆書上帳』には、三ヶ一上納のことは記されていない（いずれも『盛田家文書』）。

⑤、検地の実施

検地反対の願条は、一〇カ条の中にあつたが、閏一〇月二四日の三カ条の再願中には含まれていない。しかし、これは百姓にとっては最大の願条の一つであつたので、この結果について一言したい。

検地のことは、明治三年九月頃よりしきりに行われていたが、一揆もおさまってしばらく後、七戸藩の検地には、民部省地理司が立ち会うこととなった。

藩は、明治四年正月三〇日、翌二月中旬より検地を行うため、地理司の出張を求めたが、実際に民部省地理権少祐柳明德、庶務大令吏川島慎が、三本木を経て七戸へ到着したのは、四年三月一七日のことであった。

それから別記一五カ村の実地検分があり、なお天間館通り、南川目通諸村を一巡の上、両使が七戸へ帰ったのは四月一日のことである。両使は四月一二日には帰府しているから、廻村の後直ちに離七したものと思われる。

七戸ではそれから、文書作成のことがあり、調査結果は、明治四年五月一二日に弁官に報告されている。左にその結果を掲げよう（『前掲諸御用留』盛田家文書）。

第二表 一五カ村検地出目高表（『北郡七戸藩内村々反別御改高値帳』）

村名	明治二年の高	明治四年改直高	差	引
切田村	四七五石〇四八合	九三五石二五七合	出目	四六〇石二〇九合
柳町村	六五・二九三	七四・六五六	〃	九・三六三
小平村	一五九・〇三六	一二七・〇三〇	入目	三二・〇〇六
鶴喰村	一七九・七五五	二一三・三六二	出目	三三・六〇七
上吉田村	三三三・四一九	三六七・七六二	〃	三四・三四三
下吉田村	一〇五・六八二	一五九・一四八	〃	五三・四六六

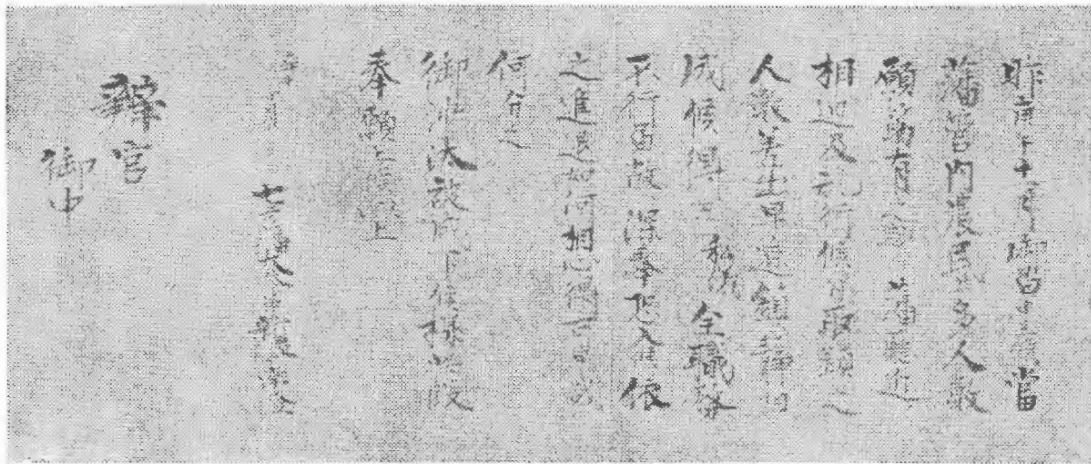
犬落瀬村	三三三石二八三合	一一六五石三九二合	出目	八三二石一〇九合
相坂村	六六七・六五〇	八六二・九二三	ク	一九五・二七三
折茂村	三三〇・八四七	五二〇・三三二	ク	一八九・四七五
下田村	八五二・八一	一六一六・一七七	ク	七六三・三六六
百石村	三二四・七〇二	八三五・三一七	ク	五一〇・六一五
天ヶ森村	三・九一五	七八五	入目	三・一三〇
沢田村の内	三一五・五〇八	七四九・四八九	出目	四三三・九八一
計	四一四六・九四九	七六二七・六二〇	ク	三四八〇・六七一
馬洗場村	三〇・九二二	二八・一一六	入目	二・八〇六
三本木村	八三・六六八	一四四・〇三二	出目	六六・三六四
総計	四二六一・五三九	七七九九・七六八	ク	三五三八・二二九

この調査結果は、明治四年五月一二日、渡辺一騎が持参して弁官に提出されたが、残り二三カ村については、その末尾に当秋農作業終了後、取り調べの上報告する、とある。

この残り二三カ村の検地は、同年七月が廃藩置県のこともあり、どうなったか明瞭でない。

何れにせよ、この一五カ村で、四二六一石の本高に対し、七七九九石の改高で、三五三八石の出目高であるから、実に八割強の出目高となる。





新渡戸伝進退伺

これでは百姓が検地反対を唱えるのも無理からぬことであった。  
 ⑥、藩の責任者の進退伺い

このような大事を引き起こさせ、しかも政府から見た場合、その対応の仕方  
 方に適切を欠いた藩の責任者は、当然のことながら左のような進退伺を提出  
 した。

昨庚午十一月御届申上候当藩管内農民共多人数、願筋有之趣ニテ、藩  
 庁近ク相迫、及乱行候ニ付、取鎮之人数差出、早速鎮静ニ相成候得共、  
 畢竟私儀藩政不行届ヨリト深奉恐入候、依之進退如何相心得可申哉、何  
 分之御沙汰被成下候様、此段奉願上候。以上。

辛未四月十三日  
 弁官御中  
 七戸藩知事 南部 信方

同日、七戸藩大参事新渡戸伝も同様の趣旨の進退伺を出したが、信方に  
 対しては同月二八日、伝に対しては同月二三日、何れも「不及其儀事」と差  
 戻しになった（前掲『諸御用留』）。

この一揆が、その後の七戸藩知事南部信方、および幼少の信方を助ける義  
 父であり隠居の南部信民に与えた影響は極めて大きい。

信民は、信方の進退伺と同じ日に官位を捨て、七戸地方の開拓と牧畜とに従事することを願ったが、知事をさしおいての願いは不都合であると不許可になるや、今度は、信方が知事名で左のような願書を提出している。

支配地之儀ハ地味不宜候得共、原野多ク、方今宇内万国百物流通スルノ時ニ当リ、捨置候場合ニ無之儀ニ候間、開拓試作仕度、且牧畜モ可然存候処、私未タ幼弱ニ而勤学中ニモ有之、父信民儀ハ、当今ノ場合隠居ニ而、空敷消日仕候義深ク奉恐入居、右場所開拓尽力仕、御国益相立度、兼々志願罷在候、随テ暫時藩地江差遣、地味生植其外等、得ト取調之上、尚奉伺候間、同人儀差向御暇被下置度奉願上候、以上。

辛未四月廿五日

七戸藩知事 南部 信方

弁官御中

しかし、これも同月廿八日付「不被及御沙汰候事」と不許可になった（前掲『諸御用留』）。

信民・信方父子は、これに屈せず藩の産業振興（特に養蚕、馬鈴薯の栽培、牧畜等）につとめる一方、静岡藩より飯塚一郎を招き、英学校を開く等文教の発展にも力を尽した。

これらはすべて、農民の心を心とし、その生活の向上発展につくそうとする心の現れであった。其の後幾何もなくして廃藩置県となったが、明治・大正時代を通じ、この地方が前記諸産業の中心地となり、教育の面においても上北郡地方の中心をなすに至る種は、実にこの信民・信方父子によって播かれたものであった。

勿論その背後に、傑出の政治家新渡戸伝がいたことはいうまでもない。

⑦、元御給人の其の後

御給人は即ち郷士であるが、彼等は江戸時代、あるいは農業、あるいは商業に従事しながら、藩の守りに一役買っていた。

そしてまた、これら御給人達の新田開発につくした功績も極めて大きいものがあつたが、彼等の中には、その知行高一〇石末満の者も多く、中には「稗穀士族」と馬鹿にされるほど貧しい者もいた。

其等の中には、御給人の身分をかさにきて、わがままなふるまいをするものもいたことだろう。

そういうことが、この一揆の一原因ともなったことは既に見た通りであるが、この一揆の時、これら元御給人達がどういふ動きをしたであらうか。

七戸藩の役人に登用された数人の元御給人が、藩体制側に立って活躍したことのほか、その他の元御給人がどういふ動きをしたか皆日わからない。

ただ、明治四年一〇月七日、天間林村の二人の御給人が、「昨冬百姓ども動揺の砌、不束の義有之ニ付」といふので三〇日間の謹慎処分を受けている（『明治四年県庁日記』）。

不束のこととはどういうことか、あるいは一揆に参加するかも知しくはこれを支援したのかも知れないが、その他の多くの元御給人達は、新田開発に熱心で、この一揆には傍観的であつたようである。

このような状況であつたので、新田開発に従事している元御給人即ち無禄士族たちの中には、相変わらず、時勢の変化もわからず、士族風を吹かせた者もあつたようで、これらの開田士族に対し、七戸県庁より「遠村に住居之向、地所等之儀ニ付、兎角従前之気合ニ而、農民ト差別相立候輩も有之趣、以之外ニ候条、自分田畑等之事

儀は都而村長・副長支配相請可申候。以後、地論等相生候節は、村長・副添印無之儀は御取上不相成候条、為心得相達候事」(前掲『県庁日記』)との「達」が一〇月一四日付で出ている。

しかし四年九月、青森県誕生後、青森県のこれら無禄士族に対する取り扱いは、前後の事情を知らないこともあって極めて厳しく、翌五年八月には、せつかく開いた新田の土地を命ぜられる等のこともあり、元御給人達の生きるための苦しみは、其の後もしばらく続いた(『復禄請願関係綴』)。

④、沼川運上について

四年七月の廃藩置県前、奥羽・越後列藩同盟に加担した諸藩に対する維新政府の事務の一部は山形県が担当していたことは、先の御救助米一件でもわかるが、その山形県が、独断を以て管内の雑税を免除するに至った(月日不詳)。

山形県専断ヲ以管内雑税免除之布告ニ及候段、兼テ之御法則ニモ相悖リ、甚以テ無謂次第ニ付、民部・大蔵両省官員出張、右専断之布告引戻、夫々処置可致旨被仰付候条、此段為心得達之事(前掲『諸御用留』)

辛未 二月

太政官

これにより、一たん廃止されたかに見えたこの地方の雑税も再徴収されることになった。

『旧七戸県、明治四年租税帳』には、正納の外に、諸運上として、川運上四七両三分、沼漁役銭四七貫二〇〇文が書き上げられている(『旧斗南・七戸・八戸県管下税則書』)。

⑤、一揆頭人の処分

一揆の一〇ヶ条の願条の最後は頭人の処分免除であった。

これについて、藩の回答は、よんどころ無い歎願だから「御寛免も可在之」とし、また筆者所持の回答書には「頭人ハ御糺有之間敷事」となっているにも拘らず、『工藤轍郎口述書』および『明治三年の押寄騒ぎ』によれば、頭人の治郎兵衛、新山助右衛門は投獄されている。

月余にして許されたとはいえ、気の毒なことであった。

①、船木屋儀兵衛について

『日本農民運動史』の著者青木恵一郎は、一揆の襲撃を受けた船木屋儀兵衛、その分家勇吉家について、「船木屋儀平、同勇吉の両家は乱入・狼藉をうけた。……この両船木屋はともに七戸城下きっての富商であり、藩の下うけを仕事として、つとに大豆を大量買いあげ、大阪その他向け一手販売によりて、莫大な利得を蓄積していた同族である。盛田のような機転をもたぬ、我利我利商人の典型のような連中であつたもののである。」と述べているが、この点については、船木屋儀兵衛の名誉のために一言述べておく必要がある。船木屋儀兵衛は、近江国高島郡南船木村の出身、その親松五郎が来七したのは享和年中（一八〇一〜一八〇三）であり、儀兵衛はその二代目である。

松五郎は、同じく近江商人である八戸大塚屋の庇護のもとに刻苦精励して商業渡世を営み、『たしなみ草』によれば「商人の鑑」とも称えらるべき人であつた。松五郎は、一代にして産をなしたが、二代目儀兵衛も父の志をつぎ、港からはるかに遠い七戸村にありながら、野辺地港を基点とし、一〇〇〇石船六艘（三艘は傭船）を用

い、大阪との間に商取引し、又酒造業・呉服業をも営み、それまで七戸第一の豪商であった大塚屋（盛田喜平治）を抜く七戸第一の豪商にのし上っていた。

儀兵衛はしかし、決して我利我利亡者ではなかった。

藩への御用金の献上は、しばらくこれをおくとして、よく利を集めるだけでなく、よくこれを世の為に散じた人でもあった。

たとえば、慶応三年七月には、市中小問居の難波の者二九四人に対し、多額の米銭を施し、問題の明治二年の凶作の時も三五四人に対し、米銭を供し、明治三年三月には、百姓救済のため、盛田喜平治、浜中幾治郎等と語り、金策に奔走しており、又同月七戸在々や南川目通りの百姓が七戸へ愁訴に来たときには、その宿をつとめ、炊きだしもしている（前掲『雑日下恵』）。

そういういみで、儀兵衛は決して指弾さるべき悪徳商人ではなかった。

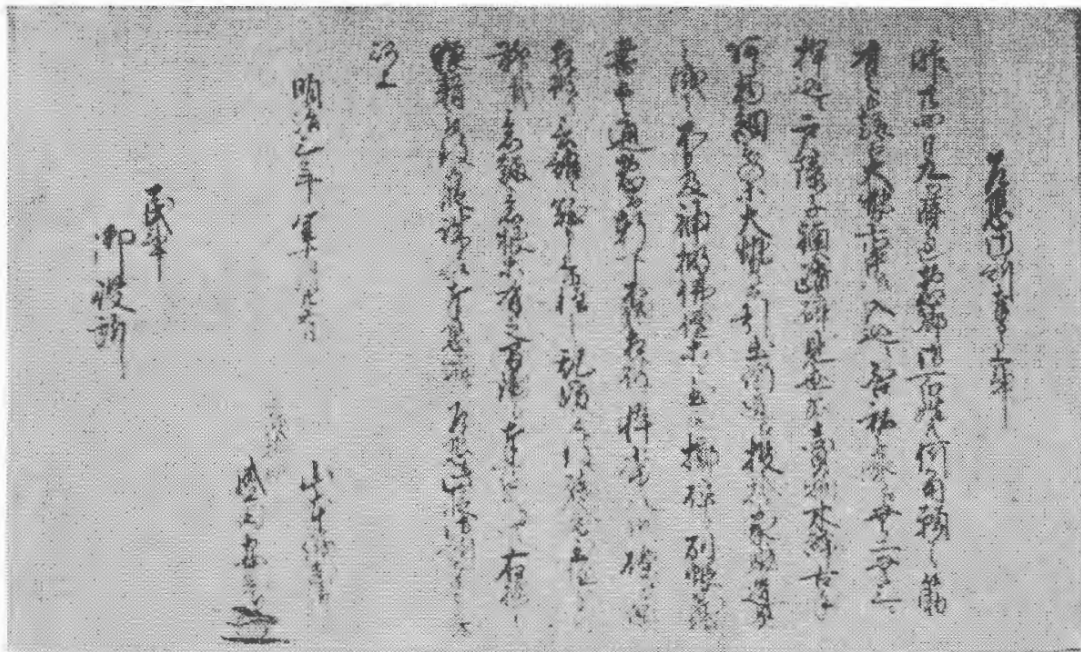
一揆の時は、必ずといってよいくらい、大商人はそのとばっちりを受けるものである。

儀兵衛は、そういう意味の犠牲者に過ぎなかったのである。

儀兵衛は、一揆におそわれた翌日、次のような訴書を、七戸藩民事役所に提出している。

乍恐御訴奉申上事（『船木屋文書』）

昨廿四日九ツ時過、惣郷御百姓共、何角願之筋有之候趣ニ而、大勢市中<sub>ニ</sub>入込<sub>ミ</sub>否、私之家<sub>ニ</sub>無二無三ニ  
押込<sub>ミ</sub>、戸障子襖踏碎、見世前売物木綿・古手・阿ら物・細もの等大勢ニ而引出、街道<sub>ニ</sub>投捨、家財道具之



山本儀兵衛訴書

儀者不申及、神棚・仏壇等ニ至迄擲碎キ、別帳荒増書上之通、  
 惣而軒下不残相破リ、悴常八儀磔ニ而頰相破リ、言語ニ難申上  
 候程之乱妨被致、残念至極奉存候。

聊茂意趣・遺恨等有之間鋪ト奉存候得共、右様之狼藉被致候  
 段、誠ニ以奉恐縮候。

乍恐此段御訴奉申上候。以上。

明治三年閏十月廿五日

山本 儀兵衛 ⑩

取次検断 盛田 安兵衛

民事

御役所

第七節 一揆の余波

七戸通百姓一揆のあと、一月下旬、切田村でこの一揆の余波ともいふべき村役排斥運動がおきている。藩は、一揆の再発かややあわてたらしいが、村役の辞任で、村ぎりでは事件はおさまっている。

以下に示すところは、明治三年『知藩庁日記』にある事件のあらましである。

閏十月中七戸藩支配所村方動揺致候所、早速及鎮静、其後弥動揺不仕候。

然二十一月下旬、切田村ニ而村方動揺致候哉之趣相聞得候ニ付、早速役方之者出張、及探索候処、藩庁之願立向ニ無之、是迄相勤罷在候村役共不取計之儀在之ニ付、百姓共申合、及相談候之由。

右ニ付此度村役之者退役願出候間差免候処、村限ニ而早速鎮静仕候。此段申上候也。

庚午十二月

七戸藩

第八節 全国の動向

何等かの意味で明治新政に対する不満を契機として発生した農民騒動は、明治三年末までに、全国で八五件に上った。



これに対し、太政官は左の如き沙汰書を出し、論すところがあつたが、この種農民騒動は、その後も長年にわたつて続いた（土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騒擾録』）。

諸国高札掲示有之通り、何事によらず大勢申合、又ハしゐて願ひ事くはだつるを徒党強訴と名付け、重き御法度ニ候処、近来諸処ニおゐて、奸民ども、わが身の得手勝手よりして、事を好み、種々申たくみ、良民をあざむき、徒党強訴之人数ニいざなひ入れ、御法度をそむき候のみならず、妄りに家財をこぼち、屋宅をやきつる等の乱妨狼藉ニ至り、謂れざる事ニ候。

元来願筋有之節は、隱便ニ申出候へば、夫々厚く御詮議も相成べく候へ共、右様大勢徒党をもよふし、上をはゞからざる所業いたし候而へ、たとへ如何ほど道理至極の事たりとも、御取あげニ相成がたく、且発頭人ハ申ニ及ばず、同類之ものまでも嚴重相とがめられ、其上じぎにより、不得止、兵隊をもつて御打果ニも相成、つみなき良民ども、奸民のためニ非命の死をとげ、親子兄弟夫婦ニも相わかれ、誠以ふびんの至ニ候条、銘々篤くかんべんいたし、御法度之旨堅く相守里、一家安穩ニ産業出精し、奸民のためニあざむかれ、心得違無之様致すべきもの也。

但奸民ども徒党強訴などの人数ニ相すゝめ候節は、早速御役所江訴出候得ば、御ほうびをもつかわさるべきもの也。

庚午十二月

太政官

### 第三章 青森県の成立と七戸村制施行

#### 第一節 青森県の成立当時の行政機構

##### 一 明治維新と野辺地戦争

慶応三年（一八六七）一二月九日（陽曆同四年一月三日）王政復古の大号令が発せられ、それよりやや早く三年九月八日には一世一元の制採用に伴う新年号、明治と改元され、ここに我が国は徳川幕藩体制二七〇年の終焉を迎え、新しい時代への歩みを開始した。明治維新の改革は、徳川政権から明治維新政権へと権力が移譲されたというにとどまらず、国内における新しい社会∥経済的動向、あるいは国際的な条件としての世界資本主義体制への包摂過程への最中にあるは、むしろ根本的な社会∥経済制度、そして政治体制の変革を意味するはずであった。封建体制の根本的変革と、西欧資本主義列強との対峙の中での急速な「国民国家」の形成こそがまずは求められる課題であった。かくして明治維新政府の最大にして緊要なる課題は、国内の急速なる中央集権体制の確立にこそあった。こうして明治政府はこの課題の実現のために全力を傾注するのだが、そのことは反面においては、国内の諸条件の真の意味での近代化を犠牲にしつつ遂行されたことも事実であろう。

いずれにしても、明治政府は国内の急速なる中央集権体制の確立、そしてその末端行政組織としての市町村制の実施へと向うのであるが、そのことは当然この青森県にも直接的に反映してくる。明治初年の目まぐるしい変化の中より、明治二二年（一八八九）の市町村制施行までの過程を、青森県そして七戸村の事実即して簡単に見ておこう。

ところで、我が七戸村にあっては、明治初年の重大な事件として野辺地戦争と七戸藩の成立とがあげられる。このうち七戸藩の成立に関しては本篇第一章における盛田稔の詳細な叙述があるのでここでは簡単にふれるだけとし、野辺地戦争について若干の叙述をしようと思う。

ところで今日の青森県は、周知の如く江戸時代には西半分は弘前を拠点とする津軽藩（弘前藩およびその支藩たる黒石藩）の領土であり、東半分は南部藩（盛岡藩および一部はその支藩たる八戸藩）の領土であった。この津軽及び南部両藩の明治維新期における政治動向が、明治初年度の青森県全体の管理・支配に関わりをもつに至るのである。すなわち、明治維新の变革の中で、いわゆる天皇政権を支持する勤皇方と「官軍」勢力と、徳川体制の存続を叫び、薩摩・長州など西南雄藩を主体とする「官軍」への抵抗を続ける佐幕派とに諸国が分裂し、ここに我国最大の内戦たる戊辰戦争が行われるのであるが、しだいに天皇政権側にその勝利が収められてゆく中において、さらに徳川将軍白体が江戸を明け渡し、降伏となる中においても、東北諸藩は会津藩を中心としてなおも「官軍」に薩・長への抵抗を止めることなく、慶応四年（一八六八）五月三日に奥羽列藩同盟を成立させて最後の一戦へと向ったのである。津軽そして南部両藩もまたこの同盟に参加するが、しかし津軽藩はその二カ月後

には隣国秋田の佐竹藩に次いでこの同盟から脱退、「官軍」勢力の一員となることになった。時に同八月二三日、「官軍」勢力が東北地方にも兵を進め、戊辰戦争の一つのクライマックスである東北戦争が、会津藩への攻撃をもって開始されたのである。この会津での戦争と呼応する形で津軽・南部両藩ともに軍を整え、南部藩はまず秋田藩への攻撃を仕かけ、大館を攻略するなどの動きを示し、津軽藩もまた秋田藩救援への派兵あるいは南部領への攻撃の姿勢を示す状況となった。そしてついに両藩がその藩境の野辺地において衝突したのが野辺地戦争であった。

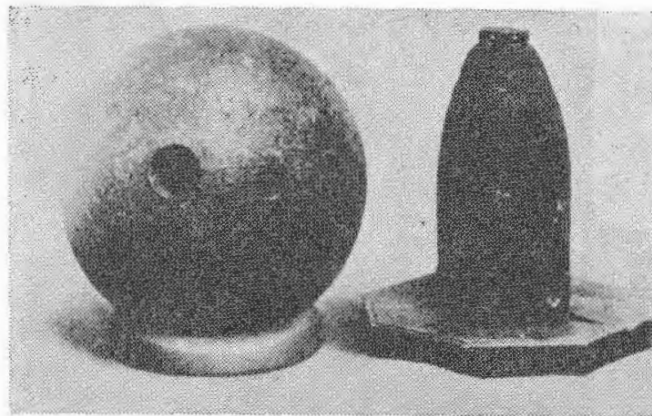
野辺地をめぐることは、奥羽地方の「官軍」応援のために肥前鍋島藩の軍勢が軍艦「陽春」に乗り込んでやって来ていたが、この「陽春」から南部藩の陣地への砲撃が明治元年（一八六八）九月一〇日にあり、これがこの野辺地戦争の発端となったのである。この時は陸上では津軽藩が総攻撃を仕かけることになってはいたが、結局それは果たされることなく終わっている。「陽春」からの砲撃に対してはすでに陣営を固めて、それまで下北各地の砲台に配置していた大砲を野辺地に集中させて備えていた南部方の砲台からの反撃があり、「陽春」は大被害を蒙り退去を余儀なくされている。こうした中で、これより二週間ほど遅れた九月二二日に突如として津軽軍の野辺地進攻があり、これに南部方が応戦する形で野辺地戦争最大の激闘が勃発したのであった。

南部藩の陣営は合計六一〇人余であったが、七戸周辺の御給人もこれには多数参加している。派兵された武士を出身ごとに示すと、盛岡―三小隊二四〇人、八戸藩―二小隊二〇〇人、七戸御給人―三小隊一八〇人、野辺地御給人―一三〇人、野辺地同心―三〇人、その他に函館隊と、農工商より募集して編成した新組なる部隊があつ

たと言うが、その詳細は不明である。函館隊とは、あるいは函館にたてこもった旧幕軍の一部が来援したのかも知れぬ。かかる全軍の指揮は南部藩家老枋内与兵衛が当たった。

七戸隊三小隊一八〇人は、一つは奮迅隊と称して安宅正路が指揮をとり、また發揮隊と称するものは野辺地律己が指揮し、他の一隊は遊軍隊付として新渡戸伝の指揮下に入っていた。七戸御給人で出戦した者の中には大隊司令士野辺地幹蔵、同盛田左登美、半隊司令士駒ヶ嶺康太（後の正総）、遊軍軍事局付の野辺地弘志、盛田弓人など明治・大正期において七戸の政治に活躍した人物が多く見られる。

ところでこの戦いは九月二二日のことであり、この時はすでに会津藩が降伏したとの報も入り、また南部藩も降伏を決定していたが、ここ野辺地にあっては枋内氏が和議を図るべく陣營の重だった者と相談するが結論を得ることなく終わっている。しかし諸兵は多くが休戦、和議と思ひ込むなど、決して一触即発という緊張状態ではなかったのであるが、突如として津軽軍が野辺地馬門方面より攻め入り衝突となった。戦いそのものは、始め津軽方の進攻により南部方先陣が総くずれ退却となり、津軽方は一挙に野辺地占領をめざして進出したがそのうちの一部のみが急速に進みすぎ、体勢を整えた南部方の総攻撃に遭遇し、結局はかなりの被害をうけて全軍が平内狩場沢へ退却する破目になったのである。この戦いにおいて南部方は後に死亡した者を加えて六人の死者と七人の負傷者を出しているが、死者の中には七戸御給人で天間林村榎林の中村弥右衛門と同じく野崎の与兵衛がおり、負傷者の中には七戸御給人として中原太吉、野田頭藤太郎、築田末蔵の三人がいた。南部方の戦死者、戦傷者中に七戸隊所属の者が多いのは、それが前線に配置されていたことによる。津軽方の戦死者は二九人の多き



野辺地戦争時の砲丸

を数えている。

野辺地戦争は、戦闘結果からみると一応南部藩の勝利に終わっている。しかしこの頃には会津藩も降伏し、すでに東北戦争の帰結は明白であったのである。この戦争は大局的には何らの影響を及ぼすものではありえなかったと言える。南部藩も一〇月七日降伏を願い出、二日後には官軍の入城するところとなった。こうしてみると結局のところこの戦争自体は両藩の「私闘という性格」のものであった（宮崎道生『青森県の歴史』）というのが当たっていると見えよう。両藩が自己の大義名分のために戦ったのであり、特に戦端を開いた津軽藩にはその傾向が強く、勤皇の実を少しでもあげようとする焦りも窺われるのであり、かかる態度は後の函館戦争における同藩大量出兵にも見られるものである（以上野辺地戦争に関しては山崎有信『野辺地戦争記聞』を参照）。

なお、津軽藩士小野政之助はこの戦いで負傷して捕虜となり、七戸村に移送され、手厚い看護を受けたが死亡した。その後彼の一七回忌にあたり、七戸在住の人々が青岩寺に墓碑をたて供養したことは、一つの美談として今日に伝えられている。

## 二 津軽藩による旧南部領支配

だが、ともかくも津軽藩は「官軍」の一員としての地位を保持し、逆に南部藩は「賊軍」としての立場を強いられることになり、かくして明治初期の一時期、津軽藩は東北地方の雄として奥州触頭に任命され、あるいは政府の直轄地たる奥羽六領の民政取締を命ぜられるなど（明治元年一月五日）、その実質的支配力はともあれ、多大な論功行賞をうけることになった。これとは全く対照的に、南部藩は同じ元年一月七日に領地召し上げの処分を受ける。もっともこの処分はその後緩和され、家督を次代の彦太郎利恭に譲ることを条件として、岩城国（現福島県）白石一三万石が与えられることになる。こうした中で八戸藩は、宗家南部盛岡藩とともに野辺地に出兵するなど、朝敵的行為をとったにもかかわらず処分につされることなく終わっている。その理由は「奥羽戦争中の官軍への協力的態度、また野辺地戦争への消極的参加や八戸藩主南部信順が二五代薩摩藩主重豪の五男であったことなど」（宮崎道生前掲書）が幸いしたのであった。奥羽戦争中の官軍への協力とは、八戸沖に座礁大破した官軍軍艦から八戸藩領に上陸した官兵が、藩領を通過するのを黙認したことなどを指している。

かくして今日の青森県は、八戸藩領たる三戸郡の一部を除く全領域は、一時的かつ名目的ではあれ、津軽藩主・津軽承昭の支配するところとなった。

南部彦太郎

其藩旧領別紙郷村高帳之通、今般津軽越中守、真田信濃守、戸田丹波守へ取締被仰付候間、早々引渡可申旨  
御沙汰候事

戊十二月

行政官

南部彦太郎

陸奥国北郡三戸郡二戸郡

右者此度津軽越中守へ取締被仰付候間、郷村諸書引渡可申事

戊十二月

行政官

(『青森県史 第五巻』)

南部盛岡藩領中、北郡、二戸郡、三戸郡が津軽承昭の支配下におかれたことはこれで明らかであるが、他の九戸郡、鹿角郡、閉伊郡、岩手郡、紫和郡、稗貫郡、和賀郡は、最初の資料に見える他の二人の人物の取締領地と  
なった。

### 三 大関藩(北奥県)による旧南部領支配

しかし津軽藩の支配を受ける事となった旧南部領民の心中は、決して穏やかなものではなかったと言われる。特に、旧南部藩と密接な関係を持つに至っていた御用商人は、自己の貸付金が「藩とともに倒れ」になる事態に陥ったわけで、これの防止のため、すなわち南部藩主による支配下に復せんがために裏では大いに策動したと言われている(八戸社会経済史研究会『八戸の歴史 下』)、あるいは旧南部士族の有形・無形の反発などがあり、ついには領民一般を巻き込みながらの津軽藩への反抗となり、騒擾事件すら起こることになり、また彼らによる八戸藩編入の願いが出されるような事態も出現している(八戸社経史研前掲書・あるいは『青森県市町村合



併誌』参照)。かくして明治二年（一八六九）二月八日には津軽藩による旧南部領支配は終わり、かわって黒羽藩大関美作守がその任にあたることになった。津軽承昭が旧南部領支配を任命されたという報が盛岡に達したのが明治二年一月四日であったが、その時の民衆は「猛然蹶起して不服を唱え、元の如く南部領民として据置かれたいこと、さもなければ、八戸領民として配属を願いたいこと、もし以上の二件とも不許可とあらば、自ら陸奥三郡の郷村を焼払って焼土と化し、全農民が八戸領国として請願をする手筈である」という請願を出したといわれている（『岩手県史 第六巻』）。したがって政府も速やかにその失敗を認めざるを得なかったのであり、わずかに二カ月で津軽の支配は名実ともに終わったのである。

二月八日 大関美作守

南部彦太郎旧領別紙郷村高帳之通、今般其藩へ取締被仰付候。兵乱之余人民疾苦シ情状被聞食深ク被為聖念候ニ付、兼テ民政相心得居候家来精撰致、彼地出張申付、朝廷之御休ニ基キ人民撫育ニ厚ク心ヲ用ヒ、御一新之御趣意洽ク貫徹致候様可取計旨、御沙汰候事。

但、地所之儀ハ南部彦太郎へ懸合早々受取可申事。

二月八日 津軽越中守

先般南部彦太郎旧領取締被仰付候処、今般被免候事。

但、先達而御渡相成郷村高帳返上可致事。

かくして北郡、二戸郡、三戸郡は新たに大関美作守の支配下におかれたのであるが、この引用資料に見られるように、時の新政府が民衆支配に極めて気をつかっていること、逆に言えば民衆の反発が直接には新政府へのものでなくとも、それをいかに恐れていたかも判明しよう。大関美作守は、藩士中より村上一学光雄を筆頭とする取締任務にあたる者を選び、現地に派遣することになったのであるが、間もなく（明治二年五月）に北郡に成立する七戸藩領、そして八戸藩領を除く二戸郡、三戸郡、北郡の一部が、いわゆる北奥県であった。

#### 四 七戸藩の成立

七戸藩の成立については二、三の説があるが、ここでは明治二年五月説を採用する。（七戸藩成立の詳しい検討は第一章を参照。なお本項の叙述の多くを盛田稔の研究に依拠している。）

盛田稔によるならば、「明治元年一月末の段階においてすら南部信民の領地は未定の状況であったが、明治元年一二月、信民が領地の内一〇〇〇石没収の上隠居を命ぜられることになり、翌二年正月一四日雄鷹信方の督相続となり、ここにあわてて領地決定となった」のが七戸藩成立の実質的の第一歩であったという。二年二月一六日には信方の領地が七戸城であるというお触れが出、同四月九日に領地を行政官へ届出を行い、これに対する領地朱印状が五月に出され、七戸藩の最終的確立を見る。なお雄鷹に対し交付された『陸奥国北郡郷村高帳』によるならば、その領地は合計一万三八四石余であり、領域は切田村、柳町村、小平村、鶴喰村、上吉田村、下吉

田村、犬落瀬村、相坂村、折茂村、下田村、百石村、天ヶ森村、新館村、上野村、馬洗場村、八斗沢村、立崎村、大沢田村、野崎村、中岫村、花松村、附田村、榎林村、甲地村、二ツ森村、大浦村、洞内村、三本木村、天間館村、深持村、平沼村、鷹架村、尾駮村、出戸村、泊村、倉内村、沢田村の一部、そして七戸村であり、七戸村はこれらの中では必ずば抜けて石高の多い、一六四三石余の村であった。なおこれらの領地は当時は大関美作守の支配下にあったので、「美作旧領、陸奥国北郡高一万三百八十二石余、大関美作守ヨリ郷村等請取申スベキ事」と命ぜられているが、同時に一〇〇〇石没収の件については、形式的に法量村、奥瀬村そして沢田村の一部が削られた事としている。

しかし別の資料によるならば、この一〇〇〇石上地が実際に行われたのは明治二年九月の事であるとされる。  
すなわち

一、千石御上地之義、去ル九月中大関藩<sup>江</sup>御引渡相済申候間、朝廷<sup>江</sup>御届之義宜御取斗可被成候

(『明治二己年御用状留』十月廿七日記)

とあるのがそれである。おそらく極めて緩やかな支配と、さしたる収穫のなかった当時において、こうした事は余り問題とされなかったかも知れない。

かくして、明治二年五月には、現在の青森県は、津軽藩(弘前・黒石藩)、八戸藩、七戸藩の各支配領地と大関藩の取締地(後の北奥県)とにわかれていた。わが七戸は勿論の事、七戸藩の中心地であった。

## 五 版籍奉還と藩知事制

明治維新期の政治的変革の中で重大な事件の一つが版籍奉還である。明治維新により徳川幕藩体制から明治天皇を頂点とする新たな体制へと権力は移ったとしても、旧諸侯が全国各地にそれぞれ一応の自立的権力をもったまま存在している点では旧幕藩体制同様であった。この時期は天皇 $\parallel$ 諸藩体制が基本的な政治・権力構造であった。こうした中で中央集権体制の確立をねがう明治の元勳と言われる明治維新の立役者達のねらいは、天皇権力への全国支配権の集中化であった。

明治二年一月下旬、薩摩・長州・土佐・肥前の四大雄藩は、木戸孝允、大久保利通らのすすめもあって、政府へその支配下の領地・人民を返上する旨の建白を行うが、この動きが版籍奉還の第一歩であった。これら四大雄藩、明治維新の最大の推進者であった四藩による動きは、たちまち他の藩に影響を与えることとなり、あるいはこれこそが大久保、木戸らのねらいであったが、全国の各諸藩は陸統としてこの動きに追従することになった。こうしてこの年六月一七日、政府はかかる諸藩の建白を認め、藩主を改めて知藩事として任命したのである。この時全国には二七四人の知藩事の誕生を見たが、残り三〇余の建白を行っていない藩主も間もなくこれに従わざるを得ない状況になり、ほどなくして全国の版籍奉還が完成する。かくしてこれにより実質的幕藩体制の解体 $\parallel$ 中央集権化が進展してゆくことになる。

青森県内にあった諸藩の動向を見よう。

まず弘前藩は明治二年六月二三日に正式許可となり、同時に津軽承昭の知藩事任命が行われる。黒石藩の場合

は、本家の弘前藩を通じて建白を行い、二年八月一四日になって当主承叙が知藩事に任名されている。八戸藩はこれらより早く、二年六月六日版籍返上が聞きとどけられ、同時に知藩事任命をうけている。

七戸藩は明治二年六月二日に建白を行っている。

先般宗家利恭、新恩ノ封上ニ候得共版籍奉還、微臣信方儀旧領今般土地拝賜之処素ヨリ同意ニ付、宗家同様土地人民ニ至ル迄奉返上度存候。宜ク御執奏願候。誠恐謹言。

明治二年六月二日

南部雄鷹信方

(『青森県史 第五卷』)

七戸藩の場合は、宗家盛岡藩の動向を見ての動きを示している。南部信方は同年六月二四日に七戸藩知藩事に任命されている。同月隠居中の南部信民は家士五七人と共に江戸を出発、七戸へ向かい、信方は八月に七戸へ向っている。

さて、もう一つ大関藩取締地たる北奥県はどうか。すでに県体制をとっていること、すなわち中央政府の直轄地であることからして、この版籍奉還は直接的には何の影響ももたなかった。ところがこの地域にあっては、新たに一つの藩、すなわち斗南藩創設が間もなく起ってくる。北奥県については未だ不明なところが多いのである。ある時には大関藩、またある時は北奥県として現われ、あるいはこれを三戸県と称する研究もあり(例えば小野久三『青森県政治史』)、その実体を把握するまでにはさらに研究も必要であろう。いずれにしてもこの北奥県は明治二年八月七日には九戸県に吸収される。それは白石転封の南部利恭が旧領復帰が許され、二年七月盛

岡藩設置となり、盛岡藩領以外の部分が江刺県と九戸県とされ、その九戸県に北奥県が吸収されたためである。この九戸県は陸中国九戸郡・鹿角郡・陸奥国二戸郡・三戸郡・北郡の五郡から八戸藩と七戸藩領を除いた七万石余の範囲であった。明治二年九月一三日には九戸県は八戸県と改称、さらにわずか一週間後の九月一九日には三戸県と改称されている。そして同二年十一月三日、斗南藩の創立により、三戸県七万石余中三万石が移され、残余は十一月二八日江刺県に吸収され三戸県は廃されるに至る。

斗南藩は周知の如く旧会津藩の再興であった。東北諸藩、否全国の諸藩にあって桑名藩とともに最も激しく「官軍」に抵抗した会津藩は、最も厳しい処分の対象となり、明治元年一二月藩主は他藩預け、封土は没収となり、藩士は翌二年一月に真田（松代）藩、榊原（高田）藩に分けられて預けられた。しかし明治二年九月になり旧藩主松平容保以下がその罪を許され、家名再興の許可を得たのである。その支配地は陸奥国二戸郡金田一以北、三戸郡、北郡であり、明治三年になり旧会津藩士はこの地に入り、四月一八日に大関藩より領地の引き渡しを受けている。かつての会津領に比べると大巾な所領減少であり、不毛の北辺の地における藩士の生活が困難を極めたのは多くの書物で明らかにされている。明治三年五月一五日、松平容保に対して斗南藩知藩事の発令があり、ここに現在の青森県には五つの藩が存在する状況となった。

#### 六 七戸藩の政治体制と経済基盤

七戸藩の実質的成立が明治二年であり、同年六月二日には版籍奉還を上奏、知藩事として七戸城に入ったのは

二年八月一七日のことであった。しかし城主である南部信方が七戸に居住したのは翌三年三月までであり、七戸に在城したのはわずかに九カ月のことであった。

南部信方が江戸より召し連れた士卒は五七人であったが、すでに七戸には旧南部藩の御給人であり、七戸周辺に在住していた者も多数いた。これらの御給人は明治元年の野辺地戦争に従事したものであり、主家南部盛岡藩の滅亡の転封の中で実際上は浪人の身となっていた者であった。これらの人々と江戸からの士族との間に争い起る危険も十分にあったと言われる。しかし幸いの事に両者の衝突はなく、事務上の引き継ぎは順調に行われ、またその後であり七戸在住士族は、賊軍として青竹の矢来を張られ、自由な外出を一時的ではあるが厳しく禁止されたと言う（『七戸近世史』）。しかし七戸藩を取り仕切ってゆくためには、事情を知らぬ江戸士族のみでは十分ではなく、特に財政、民政に関しては七戸在住の御給人が再び採用されることもなった。ここに恐らくは全国でも唯一七戸藩だけに見られた三種の士族が存在することになる。すなわち、

一、江戸士族 信方に江戸より随行した者。禄高を与えられる。

二、無禄士族 旧盛岡御給人。一旦解任されるが信方の七戸入城後再採用される。但し禄高は与えられず、自らが田畑を耕やしてその生計を立てる。

三、復籍士族 旧盛岡藩臣、解任され帰農する。明治三〇年に戸籍だけ士族となる。

である。このうち復籍士族は明治三〇年（一八九七）までは平民であったわけであり、七戸藩政を担ったのは江戸士族と無禄士族である。無禄士族は全国唯一、七戸藩にのみ存在したものであり、明治政府も後にこの件につ

き調査をしている。

『七戸近世史』では、「江戸侍は上も下もなく家禄は現米九石」であり、「明治初年の封建時代に於て俸給制度の平等制は日本国の七戸藩にあった」としている。しかし藩成立から廃止（廃藩置県）までの全期間そうであったのではなく、打ち続く凶作などによる財政難が背景にあり、採用の止むなきに至ったのが真相である。明治二年当時は明らかに禄高に差異があったのは次の資料からも明らかである。

明治二巳年

御支配帳

九月改 監察方

一、	金拾五兩	宮内	一志	一、	金拾五兩	金井	静馬	一、	金拾五兩	三戸	司
	三人扶持				三人扶持				三人扶持		
一、	金九兩	平野伝十郎		一、	金九兩	山田	文衛		以下	金九兩	七人
	三人扶持				三人扶持				三人扶持		

（以下金六兩三人扶持 四〇人、金六兩二人扶持 一人）

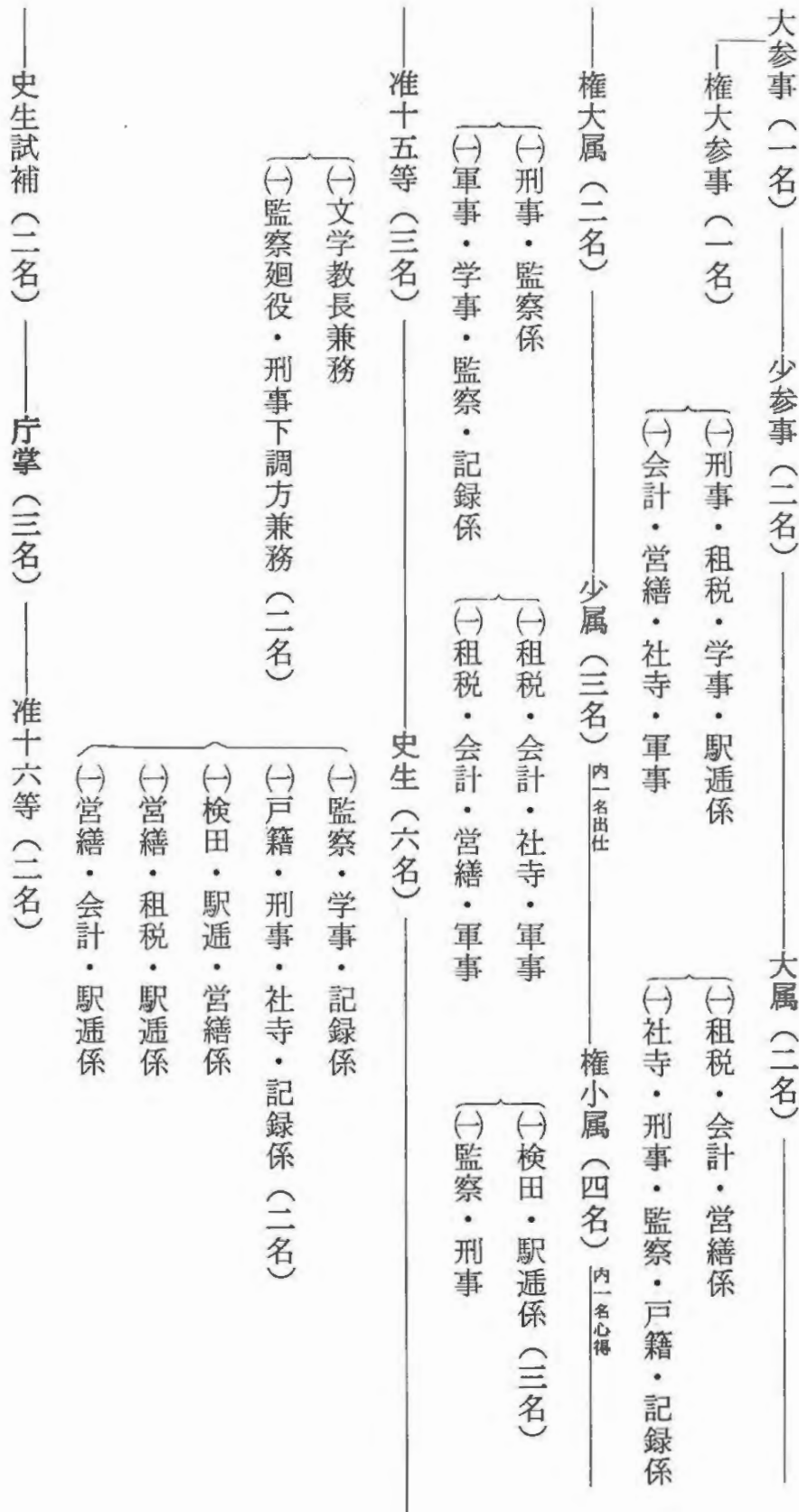
無禄士族（あるいは開田士族とも称す）は、一体どの程度の数がいたかと言えば、『辛未十二月分俸給渡残渡

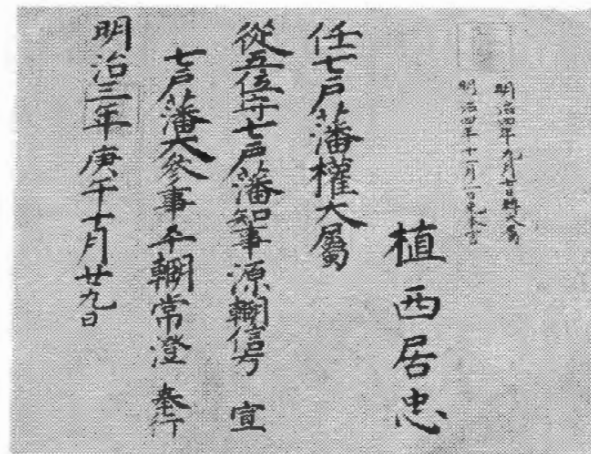
帳 元七戸県士族卒面附』によると、明治四年（一八七一）一二月現在で士族一四四人、卒二五人となってお

り、七戸村在住四三人、藤坂村一八人、百石村二人、六戸村二三人、四和村三人、法量村一人、五戸村一六人、



三本木村二人、天間林村一五人、三戸村一人、大沢田村五人、浦野館村八人、大深内村五人、その他不明七人になると思われる。七戸村在住無禄士族は、この後七戸の政治・経済の分野で活躍する人物の名が多く見られる。ところで七戸藩の体制は大略次のようなものであった。





七戸藩発行の辞令

- (一) 文学副長
- (二) 准十六等監察廻役・刑事下調方兼務

(『盛田稔所蔵文書』)

これは年次により若干の相違が見られるようであるが、いずれの時にも特徴的な事は、江戸士族が役職上は重要な地位を占めていたこと、しかし権少属で、会計・民事部門を担当する者としては、盛田弓人、工藤隆太、盛田広寿、盛田広精など、また史生で営繕・租税・駅通係として駒ヶ嶺正総の名が見られるなど、在地の七戸士族が採用されているのは先述の如く、現地の事情に明るい者が必要であったからに他ならぬ。なお大参事の一人が、かの三本木平開拓で著名なる新渡戸伝であった。

かくして南部信方の下において一応の体制の整った七戸藩は、その後領内の検分、徴税体制を固め、あるいは領内における諸産業の奨励などを行うのであるが、七戸藩創設のその年に大凶作が青森県を襲い、特に七戸藩は極めて深刻な打撃をうけたのである(凶作の詳細は第一〇章参照)。さらにこの凶作が背景となり翌三年閏一月、七戸通三八カ村の農民一揆となったのであるが、この点については前章に盛田稔による詳細な研究があるのでそれに全面的に譲ることにしたい。

なおかくの如くしてわずか一万一〇〇〇石の小藩にしてはその家臣が膨大——すなわち江戸士族五七人(一説

に五五人)、無禄士族一四四人、その他若干の卒——であることが当時の中央政府に疑いがかけられたという。すなわち戊辰戦争終結よりわずかに三年、東北諸国には未だ不満がうずまいていたからである。こうして七戸藩が膨大な軍隊を抱えていることへの疑いが持たれ、その釈明を中央政府が求めるといふ事件がおこり、大参事新渡戸伝は当時病いで床にふせていたため、その代理としてこれを無禄士族であった帷子春治(畠山義章)が上京、説明することになった(『七戸近世史』)。

石高わずかに一万石余、しかもそれも藩成立と同時に凶作が襲ったことに見られるような極めて不安定な生産基盤上にあり、しかしながら不毛の地と言われた未墾の地が広々と広がる領地を持っていたことから、七戸藩は極めて積極的に産業興隆の施策を考えていた。新渡戸氏による三本木開墾、あるいは無禄士族による開拓もその一つであるが、その他に藩自身が積極的に産業奨励を行った(この点については後述する)。また明治四年三月より藩領内の検地改めが実施される。

七戸郷検地改メニ付馬洗場村<sup>ニ</sup>北田久、兼平金平、駒ヶ嶺康太、下調ニ吉田七太郎、沢田ノ徳太郎。三本木村<sup>ニ</sup>大川仁兵衛、川守田織弥、玉山誠蔵、下調鳥谷部判之助。晴山村山口立太、阿部喜八郎、高田俊司、下調ニハ鳥谷部判之助。西三本木村中振矢神、高杉武内、長嶺清志、工藤治太郎、下調田中実、申達候事。船越三九郎、箱石忠蔵、北田勇蔵、佐野營、斎藤文弥、稲生町止宿、名寄所并高調ニ差向申候事。

(『明治四辛未年日記』三月廿七日の項 盛田稔所蔵資料)

同年五月に反別改め高帳が作成されているが、明治二年の高帳と比較して見ると次のようである。

村名	明治四年		明治二年	
	石	斗	石	斗
切田村	九三五	(田)	五〇九	烟四二六石
柳町村	七四	(〃)	三六	(〃) 三七
小平村	一二七	(〃)	一二一	(〃) 五
鶴喰村	二一三	(〃)	一七七	(〃) 三六
上吉田村	三六七	(〃)	二七四	(〃) 九三
下吉田村	一五九	(〃)	一〇五	(〃) 五三
犬落瀬村	一、一六五	(〃)	八一七	(〃) 三四八
相坂村	八六二	(〃)	五八九	(〃) 二七三
折茂村	五二〇	(〃)	三八八	(〃) 一三一
下田村	一、六一六	(〃)	一〇九	(〃) 五〇六
百石村	八三五	(〃)	三四二	(〃) 四九二
天ヶ森村	七斗	(〃)	六斗	(一斗)
沢田村	七四九	(〃)	四六三	(〃) 二五五
馬洗場村	二八	(〃)	二二	(〃) 五
三本木村	一四四	(〃)	六九	(〃) 七四
				(〃) 八三
				(〃) 三〇
				(〃) 三一五
				(〃) 三二四
				(〃) 八五二
				(〃) 三三〇
				(〃) 六六七
				(〃) 八三二
				(〃) 一〇五
				(〃) 三三三
				(〃) 一七九
				(〃) 一五六
				(〃) 六五
				(〃) 四七五石
				(〃) 三石九斗

(『明治四年北郡七戸藩内村々反別御改直高帳』 盛田稔所蔵文書)

これは七戸藩領三八カ村中一五カ村における高改めであるが、二カ村ほど明治二年より減少しているものがあるが、全体としてはかなりの増石となっている。しかし七戸藩の財政の厳しさは、江戸士族への禄米も一律九石としなければならなかったことにも知れるように、極めて厳しいものであった。明治三年においても正租は藩の石高より極めて低いものであった。

一 庚午御歩附正租惣高左ニ記

一 高六千九百弍石八斗壹升八合

出 米 八百九拾六石四斗三升五合

出 粟 弍百四石三斗九升六合

出 大豆 弍百弍拾五石四斗壹升三合

出 小豆 壹石三斗九合

出 稗 七石四斗弍升壹合

右之通当正租ニ御座候也

庚午十二月

会 斗 局

一 近年村続不作凶耗有之ニ付、村民食料難行届歎願ニ付、右正租之内三分ケ一承拝借被仰付、三ケ二左之  
通取立事。

七 廃藩置県と青森県の成立

版籍奉還により全国各藩の上に君臨することに成功した明治政府が、名実ともに中央集権体制を固めるための次の段階が明治四年（一八七二）七月一四日の廃藩置県の実施であった。当時はすでに倒幕雄藩すら藩主権力は衰退してきており、今や中央官僚として実権を掌握しつつあった西郷・板垣・木戸・大久保氏らは、一挙に中央集権体制の確立をねらったのである。こうした動きに対しては、すでに各藩には何らの抵抗力なく、おどろくほど順調に事は成就したかに見える。四年七月一四日、全国各藩知藩事は東京に集められ、以後藩を廃して県を置く旨の詔命を言い渡されたのである。

七戸藩知事

南部 信方

免 本官

藩御廃シ県ニ被仰出候。大参事以下之役務是迄之通役務取扱可致事。

辛六月

太政官

（『明治四年歳中日記』）

かくして現在の青森県内には、弘前県、黒石県、八戸県、七戸県、斗南県の五県が藩から県として出発すること

（『明治三年正租御用留』 盛田稔所蔵文書）

とになった。全国ではこの時三〇二県が誕生している。しかしこれもしだいに廃合され、四年末には七二県と一挙に四分の一以下に減少する。青森県内においては、全国的にも最も早い時期に統合が進行してゆくが、四年九月四日、斗南、黒石、八戸、七戸の四県及び北海道福山地方にあった館県の五県が弘前県に吸収合併され、新生弘前県の誕生を見ている。と同時にこの合併の中で中央政権による実質的支配もしだいに及び、九月五日には野田豁通が中央政府より弘前県大参事として任命される。但し彼の着任が遅れ、一〇月末までは廃藩とは名ばかりの状況であったのも事実である。

#### 七戸県

其県、弘前県江合併被仰付出候事。八戸、斗南、黒石、館共五県合併之事。

但し元官員等へ追而御沙汰迄従前之通事務取扱候事。

(『明治四年歳中日記』)

同年九月二三日には弘前県を青森県と改称、本庁を弘前から青森に移転することになる。一〇月二八日、府県官制が制定され県には県知事(権知事)をおくとされたが、翌一二月二日にはこれを県令(権令)と改称した。同時に太政官布告を以てその行政区画の整理がなされ、青森県は「陸奥国一円、外、松前共」すなわち、二戸、三戸、北、津軽の四郡と渡島四郡(桧山・爾志・津軽・福山)とされた。一二月七日には青森県令として菱田重禧が任命され(青森着任は一二月二九日)、一二月八日には民事堂が設置され、五課(租税・聴訴・庶務・出納・營繕)と六支所(弘前・田名部・八戸・七戸・五戸・福山)を総括することになった。かくしてここに今日の

青森県の原型が完成したのであるが、福山地方と二戸郡については、前者は明治六年一月に開拓使管下へ、後者は同九年五月に岩手県へ編入されることになり、今日の青森県の行政区情が確定したのである。

## 第二節 地方行政の変遷と七戸村

### 一 七戸藩と地方行政

明治二年に成立した七戸藩はその行政区域を一〇通に分けている。すなわち御町通・上川目通、下川目通、南川目通、北川目通、北山通、天間館通、深持通、法量通、洞内通がそれである。御町通には検断が、南川目・上川目・北川目の三通には大肝入が村政の最高責任者としておかれ、その他の通は老名がそれに当たっていたといふ（盛田稔『七戸近世社会経済史』稿）。現七戸町は城下町である事から他の村落とは違った重要な地位を持ったのは当然なことであり、七戸村はさらに幾つかの町割をなされていた。すなわち川向町、小川町、下町、横町、新町、下川原町、柳町、袋町、後小路南町、新川原町、城内、本町、川原町がそれである（『陸奥国上北郡村誌式』）。これらを検断が取り締まっていたのであり、検断、あるいは肝入は藩と民衆との中間にある末端行政官の地位にあった。なお大肝入であった三人はともに七戸に住んでおり、南川目通（浦野館方面）は下館家、北川目通（天間林村方面）は田善家、上川目通を米内山家がそれぞれ担当していたという（米内山一郎稿『わが家の古文書』）。これらは幕末の七戸代官所時代と基本的に変わるものではない。国内の政治体制は激動期にあり、いわゆ



る府藩県三治制の時であったが、末端の行政の基本は変わるものではなかった。但し、大肝入職は、明治四年四月の段階において郡長と、その称号をかえていることが指摘される（伊藤一允稿『上北地域における明治初期地方行政制度』）。すなわち、『三本木開拓誌』明治四年四月一六日の項に「米内山半藤 郡長被仰付候儀礼に来る」とあるのがそれである。勿論これとて名称の変化だけであり、その任務の實質は変化なかったであろう。

## 二 七戸県時代の地方行政と地方行政官

明治四年（一八七一）七月の廃藩置県による七戸県の成立から間もなく、七戸県庁は、呼称規則の制定と並んで戸籍人口の調査の準備を行っている。この戸籍調査が、翌五年の「壬申戸籍」の前提であることは「今般戸籍人口調編制被仰出、於当県も……」（『明治四年歳中日記』辛未八月の項、傍点引用者）とあり、中央政府の命のもとに作製するものであることから判明しよう。すでに明治四年四月四日、太政官布告第一七〇号として「戸籍法」が発布されている。これを受けて七戸県では逸早く対応していったようであり、注日に値するものである。

七戸県としては、まず役人の任務替えから実施し、次いで士農商より戸長・副戸長を選定、さらに戸籍係りを設定している。

### 役替り 記

一 戸籍係り 権大屈 金井義明

同

同

同

権少属

盛田 広寿

権少属

盛田 広精

史生

植田 徳行

史生

漆戸 義孝

庁掌

高橋 国直

庁掌

沼田 義質

庁掌

水口 道一

庁掌

田中 勝孝

右戸(籍)係り被申付

辛未八月

県庁

戸長

士族

帷子 春治

〃

三浦 茂登馬

〃

立崎 堅之助

〃

附田 茂市

〃

農民

種市 忠七

今般戸籍人口調編制被仰出於当県も今ヨリ御調相成候ニ付、戸長被申付。

副長 士族 工藤隆太

〃 吉田貞助

〃 農民 洞内伊兵衛

〃 中嶋孫右衛門

〃 中嶋庄治

〃 天問又兵衛

〃 橋本治郎右衛門

〃 木村五兵衛

〃 沢田奥治

〃 商民 山田改一

今般戸籍人口調編制被仰出於当県も今ヨリ御調相成候ニ付副長被申付

辛未八月

県 庁

今般戸籍人口編制ニ付而ハ士族卒社寺三民無差別管内ヲ五箇ニ區別ヲ立テ、区毎ニ戸長老員、副長弑員被置候間、別紙之通経界ヲ弁別シ戸籍人口之処務ハ戸長副長ニ而支配可致事。……

右之通戸長副長<sup>江</sup>御布告面相渡候間、御趣意堅ク相守可申事。

辛未八月

県 庁

(『歳中日記』)

戸長、副長と各任務地は次の通りであった(『歳中日記』)。

第三表 七戸県の「戸籍区」と戸長、副長

区	領 域	戸 長	副 長
第一ノ区	七戸町・上川目通・七戸村	帷子春治	工藤隆太 山田改一
第二ノ区	南川目通・洞内通・三本木通・稻生町	立崎 堅之助	中島庄治 洞内伊兵衛
第三ノ区	北川目通・北山通・天間館通	附田茂市	中岫孫右衛門 天間 又兵衛
第四ノ区	東六カ村	種市忠七	橋本治郎右衛門 木村 又兵衛
第五ノ区	南一三カ村	三浦茂登馬	吉田貞助 沢田奥治

ここに見られる区割及び戸長・副長は、翌明治五年に本格化する戸籍区制定と戸長・副戸長らの任命とは異なるものであることは勿論である。七戸県が逸早く手がけようとした戸籍作製事業は、おそらくこれから間もない九月の七戸県の弘前県への吸収合併で中断されてしまうのであろう。したがって本格的な戸籍作製は、新生青森県の手になねられたのである。

ところで明治四年九月一九日、七戸県内においては地方行政官の呼称の変更が見られる。

検断

以来市長ト改称之事

辛未九月

県 庁

盛田 与左衛門

山本 儀兵衛

浜中 幾治郎

盛田 喜平治

小原 甚兵衛

戸長副申付

従来宿老ヲ廃シ市長副五名被置候

未九月

県 庁

市長 副正

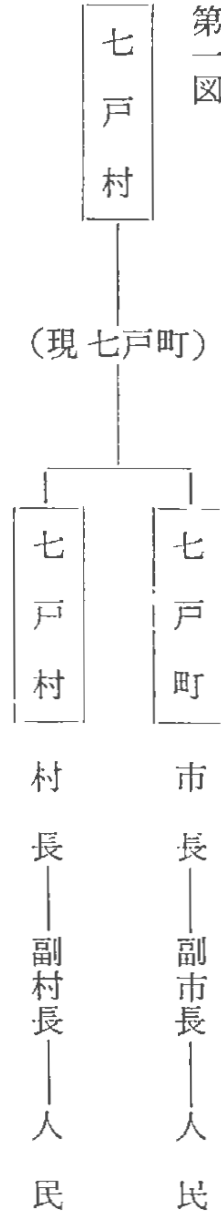
(『歳中日記』)

かくして従来の検断は正式に市長となり、宿老は市長副となったのである。さらにまた、『萬日記』には明治四年九月、「村々肝入、以来村長ト改称之事。同老名、以来長副ト改称之事」(伊藤一允前掲稿)とあり、各村

においては村長、副村長が配置されたのである。

したがって、七戸県廃止直前の頃の我が七戸町の支配体制は左図の如くであったと思われる。

第一図



市長及び市長副の職務は次のように規定された。

- 一 市長之儀ハ惣市之長ニシテ惣市中人員を支配し、善悪曲直を糺し、諸事取締市中一般之事務ヲ取扱候事。
- 一 市長副ハ市長ノ副ニシテ市長同様可為所務事。
- 一 市中平日小細之事柄ハ市長、同副ニシテ所分ヲ致シ、何分相届兼候事柄ハ都テ官庁江可申出事。
- 一 市長宅ヲ以テ市役処トシ朝四ツヨリ八ツ時迄、副老人ツゝ順番ヲ以可相詰事。
- 一 市中ヨリ差出候諸願伺届等之書面ハ一応条理ヲ正シ候上、長并当番之副連印致し、長副之内老人差添本人共正九ツ時限可差出事。
- 但シ九ツ時過候ハ、至急事件之外ハ進達不相成候事。
- 一 市役所江左之通表札懸可申候。

市役所

ここに見られるように、市長・副市長の職務は従前の検断らのそれと差して変わることがなかった。名称の変更であり、職責の変化では決してなかったのである。なお大肝入はこの時郡長となっている。

(『米内山家文書』)

### 三 七戸支庁当時の地方行政体制

七戸県が弘前県に合併され、その弘前県も青森県となり、青森に設置された本庁および旧来の県を中心として置かれた六支庁(弘前・田名部・八戸・五戸・福山・七戸)がそれぞれに「管村」を有する体制が出来るのは、明治四年末の事であった。七戸支庁の管轄は旧七戸県下の地方、すなわち「南 相坂村迄 北 有戸村迄 海岸通百石村ヨリ泊村迄」(『青森県史 第六巻』)であった。七戸支庁長官としては宗村光徳の名が見える。ここに一方では県を中核とする行政組織固めが行われる一方、末端は相変わらず旧来の検断(七戸の場合市長)、肝入(同村長)、あるいは名主・庄屋により支配されている。しかしこの末端行政に關してもすでに改正の動きがあらわれていた。いわゆる「戸籍区」の成立がそれである。明治四年四月四日の太政官布告一七〇号として「戸籍法」が發布され、先述のように県内でも一部には具体的着手も見られたが、本格的には明治五年初頭より戸籍区の区割りが開始され、ここに「壬申戸籍」が作製されることになる。この「戸籍法」は、近代国家をめざすべく政府がその基本の人民、戸数の把握のために施行したものであり、当初はその区画も行政組織としての色彩を持

つものではなかったが、しだいに従来の体制に代わって末端行政区となったものである。県内はこれにより津軽郡四三区、北郡一一区、三戸郡一四区に分けられた（なお当時は、福山郡・二戸郡が青森県に含まれる）。七戸は北郡に含まれるが、その北郡は次の通りである。

- 第一区 野辺地 馬門
- 第二区 (天間館 榎林 中岫 野崎 附田 二ツ森 甲地)
- 第三区 (七戸 新館村 上野村 立崎 八斗沢 馬洗場 大浦 大沢田 深持 洞内)
- 第四区 三本木 相坂
- 第五区 米田 伝法寺 滝沢 藤島
- 第六区 大利 目名 蒲野沢 野牛 岩屋 尻屋 尻労 小田野沢
- 第七区 田名部 大湊 奥内 中ノ沢 田屋 砂子又 白糠
- 第八区 関根 正津川 大畑 下風呂
- 第九区 易国間 蛇浦 大間 奥戸 佐井 長後
- 第十区 城ヶ沢 川内 桜川 宿野部 蠣崎 小沢 脇野沢
- 第十一区 不明

『青森県市町村合併誌』では第二区、第三区とも不明となっているが、従来の支配体制および後の大小区制の区分からしても、第二、第三区に（ ）内の村落が区分されたのはほぼ間違いないところである。



ところでこの区轄分けは、明らかに従来の「管村制」(石崎宜雄『近代化のなかの青森県』)に重複する形で  
行われており、戸籍区に置かれる戸長・副戸長と、従来からの庄屋・検断(市長)、大肝入(市長)、肝入(村  
長)らと重複する形となった。特にこの戸長、副戸長が本来の戸籍事務取締より一般行政へと関与し、戸籍区が  
一般行政区としての実質的、あるいは法制的地位が与えられるようになるにつれ、両者の間の矛盾は一層深刻化  
してゆく(亀掛川浩『明治地方自治制度の成立過程』)。こうした中にあり時の中央政府は当然の事ながら、より  
中央集権制の貫徹しうる方向において、すなわち従来の「管村制」を無視する形で、明治五年四月九日太政官布  
告第一一七号により、庄屋・名主・肝入(村長)・検断(市長)・大肝入(郡長)らは全て廃止され、改めて戸  
長・副戸長を置く事になった。ここに戸長・副戸長は単なる戸籍吏から行政官吏へと変身し、戸籍区は行政区へ  
と変わったのである。戸長は普通一区に一人、副戸長は二、三カ村に一人、したがって一区に二、三人程度、ま  
たその下に聯長、伍長が置かれた。戸長は官選であり多くは士族が任命されている(『弘前市史 下』参照)。  
こうした改革は七戸にも及び、『萬日記』明治五年八月二五日の記事として「米内山半藤、今般郡長以下御改  
正ニ付郡長、南川目通村長被免候事」があり(伊藤一允前掲稿)、さらに『三本木開拓誌』明治五年九月六日に  
次の記事が見られる。

壬申八月晦日

新渡戸 七郎 殿

七戸支庁 ㊦

今般御改正に付郡長並村長副共廃せられ、更に戸長副連長を置き貫属寺社平民に至る迄、各其区内の事務

一切為取扱候条左の条々可相心得候。

第一上の布命ある処、戸長副の差配する所屹度相守り違背すへからず。尤五軒組合は勿論一村一村和睦し、吉凶互に救合各其營業を勉め、家産を励まし固陋を去て文明に進み風俗を淳して富饒に趣き候様厚く心掛くへし。又堤防拓深水利開墾樹芸牧畜鉦砒等を始め瑣細の事に至る迄何事に寄らず郡村の為筋に可相成の儀存付有之候は、速に戸長副へ申立べし。総て一己の利慾に走り人の妨をなさざる様、銘々相心得右の趣子弟婦女子に至る迄呉々相論候様、此旨相達候事。

一、諸願何届等総て別紙雛形に従ひ戸長副へ申出、戸長副検査奥印致候上進達可致、奥印無之書類は直ちに差返可申事。

但事柄により戸長副事情を壅閉する等の節は此限にあらず。

一、戸籍に関する事件は生死出入に至る迄其都度に戸長副へ可申立候事。

一、戸籍に関する諸費は勿論、戸長副給料等其区内官員神官華士族僧尼農工商の差別割賦出金可致候事。

一、寺院は宗法に関する事件の外全て貫属同様戸長副へ申立へき事。

一、戸長姓名。

第三区戸長 畠山 義章

第二、七区戸長 渡辺 繁保

第六区 〃 吉田七太郎

第四区 〃 中島 庄司

第一区 〃 野坂 林治

第二区副戸長 米田 省己



米内山半藤辞令

第三区副戸長	工藤 轍郎	第四区副戸長連長兼	吉田 貞蔵
第六区 "	鳥谷部 弥一	"	木村 寛蔵
第三区 "	米内山半藤	第一区 "	安田貞次郎
第四区 "	佐倉助太郎	第七区 "	木村 五平
"	"		
"	種市 忠七		

七戸村は第三区に入り、戸長畠山義章、副戸長工藤轍郎・米内山半藤であった。畠山・工藤両氏ともに士族であり、米内山氏は前出の通り大肝入出身であった。なお米内山氏に関してはその時の辞令が残っているのであげておこう。

米内山半藤

北郡第三区副戸

長上川目通連長

兼申付候事

壬申八月 七戸支庁 印

このようにして戸籍区が発足するが、青森県内での実施は地域でまちまちであったらしい

(『米内山家文書』)

が（石崎前掲書）、七戸支庁管内では明治五年八月晦日には実施の運びになっていたことは見られる通りである。なお先の引用資料に見られるように、実施当局は従来の郷村制を解体する本制度がある程度の抵抗を受ける覚悟をしていたらしいが、ともかくこれにより「生活共同体」としてのムラと、行政区分上のムラとの分離現象が始まってゆくのである。

四 大小区制時代の七戸村

かくして旧来の郷村単位の生活は、しだいに「上から」の行政改革の中で新しく組み替えられた。その完成が大小区制であったと見てよからう。明治五年（一八七二）一〇月一〇日の大蔵省布達第一四六号を受けて、明治六年三月青森県は「壬申太政官第四百四拾六号公布（これは誤解に基づくもので正式には大蔵省布達……石崎前掲書）ニ基キ左之通管内ヲ十大区七拾二小区ニ分画シ一大区ニ区长一人一小区ニ正副戸長一人大凡百戸ニ組頭ヲ置候事」と布達した。これに基づく大区並びに小区数は次の通りである。

津軽郡			大区	小区	町	本村	枝村
第三大区	第二大区	第一大区	会 所	数	数	数	数
弘 前	黒 石	青 森		六	八 九	一 三 四	一
				一〇	二〇	一 七 九	六 三
				七	一 七	一 七 七	一 九

第三章 青森県の成立と七戸村制施行

二戸郡	三戸郡	北郡				
第十大区	第九大区 第八大区	第七大区 第六大区	第五大区 第四大区	五所川原 鯨ヶ沢	九八	一一 二二四
福岡	八戸 五戸	七戸 田名部				一七八 三〇
七	七六	七五				三〇一
	四一					七〇
七四	七一 四九	四八 三三				二七六
二四八	一八八					三

(岸俊武『新撰陸奥国誌』原拠)

同時に明治六年三月三日、「弘前、田名部、七戸、三戸各支庁ヲ廢シ更ニ弘前、八戸ノ兩所ニ出張所ヲ設ケ、其管村居住ノ人民願伺書等ハ従前支庁ノ如ク各其出張所へ差出シ、其他元田名部、七戸兩支庁管ノ儀ハ区長手許ニテ取纏メ本所へ逋送可致……」(『青森県史 第七卷』とされたのである。

第七大区には次の村々が含まれていたが、これは先の戸籍区の区轄とほぼ同様と見てよからう。

- 一小区(四ヶ村) 野辺地村 馬門村 有戸村 横浜村
- 二小区(七ヶ村) 天間館村 中岫村 野崎村 附田村 榎林村 二ツ森村 甲地村

三小区（一〇ヶ村） 七戸村 町一四 「川向町 小川町 下町 横町 新町 下川原町 柳町 袋町

後小路 南町 新川原町 川原町 石神通 本町」 新館村 上野村 立崎村 八斗沢村 馬洗

場村 大浦村 大沢田村 深持村 洞内村

四小区（五ヶ村） 三本木村 赤沼村 切田村 相坂村 折茂村

五小区（八ヶ村） 小平村 柳町村 鶴喰村 上吉田村 下吉田村 大落瀬村 下田村 百石村

六小区（六ヶ村） 倉内村 平沼村 鷹架村 尾駮村 出戸村 泊村

七小区（八ヶ村） 藤島村 伝法寺村 米田村 滝沢村 大不動村 法量村 奥瀬村 沢田村

（『新撰陸奥国誌』）

七戸町・村は三小区に含まれたが、戸長は畠山義章、副戸長佐野克定（『歳中日記』）、組頭としては七戸村組頭盛田安兵衛、米内山半藤、大浦村組頭田島喜藤（『盛田家文書』）、新館村組頭石田準三（『歳中日記』）らの名が見うけられる。この時工藤轍郎は四小区戸長となっているなど、当時七戸在住の名士（特に士族）はこの地方のいたるところで公職についている。

明治六年五月以降において村吏の職制がしだいに明確化されていくが、一〇月に至って「村吏職制」が総括的に規定されてくる。これにより「区长、一大区ニ一人置く」「副区长、便宜之ヲ置ク」「戸長、一小区ニ一人置く」「副戸長、一小区ニ一人ヲ置ク」「組頭、大凡百戸ニ一人ヲ置ク」と定められ、さらにそれぞれの職務が明らかにされる。さらに明治七年三月の太政官布達第二八号で区・戸長の地位を「自今官吏ニ準ジ」るよう求めら

れ、ついで同七年三月、「区戸長身分取扱」が定められ、こうして区戸長は「顕然たる地方の要職」「国家の下級行政吏」へと完全に轉身せしめられた。なお同八年四月には「組頭」が廃止され、「村用掛」「町用掛」職が設けられている（『青森県市町村合併誌』参照）。

大小区制が進む中で、区戸長の性格の変化は先述の通りであるが、同時に区画そのものがしだいに変化を求められてゆく。明治八年二月、当時の県参事塩谷良翰の建議要請へ答える形で各地から提出された建議書にはそのことが明確にうかがえるものがある。ここでは第七大区よりの建議をあげておこう。

明治八年五月十四日 第七大区々々長 大芦頭三外各戸長

大小区画不便宜ノ有無並改正見込ノ事

御管内ノ儀ハ広遠ニシテ租税取纏其外事務取扱大区ノ儀ハ是迄ノ通据置候様存候。一小区ノ儀ハ其取扱人口戸数ノ多寡大ニ不同有之、戸数多キハ事務自ラ繁劇、戸数寡キハ自ラ閑也。就テハ土地ノ広狭ヲ問ハズ戸数千五百戸ヲ以テ一小区トシ、正副戸長二員、書記二名ニ御改正相成候ハ、小区扱所ノ戸長給料ヲ減シ民費大ニ省略可相成奉存候。

（『青森県史 第七巻』）

小区自体が、従来の郷村のあり方を無視した区画割りであったが、ここに至ってはさらに郷村の区域をも無視し、人口のみに注目して区画設定を行うことを求めているのであり、地方官の方からも行政上の便宜をのみ追求しようとする姿勢があらわれている。このことは、やがてくる町村の合併の前提をなすのは明らかであろう。大

小区制の施行とその進展の中で、末端行政組織が一面においては村民の日常生活を無視しつつ中央集権体制の末端へと位置付けられてゆく状況がここに見られるのである。しかし日常的には一般民衆は勿論、行政組織すら「小区」を使用していたかは甚だ疑問であり、旧来からの村名をそのまま使用した例がしばしば存在する（この点は『天間林村史』参照）。ただ青森県において明治初年より弱小村落統合の動きがあったのが、ここに至って制度的にも顕在化したのであったと言える。

##### 五 「三新法」公布以降の地方自治の推移

明治十一年（一八七八）七月、いわゆる「三新法」——郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則——が公布された。これらの法律は、「地方の問題は地方の為政者に責任をもたせ、地方の経費は地方の行政当局に負担させ、いたずらにすべての問題、すべての不平を中央に向けさせたる弊害を除去あるいは緩和しようとする」もので、「地方分権強化をはかる……ねらいがあった」（『青森県市町村合併誌』）とか、あるいはこの法により「自治制度に関する成文法の基礎がきざされた」（『弘前市史 下』）と言われるように、たしかに地方自治史上重要な位置、意義を有していた。これらにより地方自治のあり方、またそのための機関の整備が急速にすすんだのである。しかしながら、その地方自治も果たして地方の主体性を十二分に考慮したものであったかは疑問であり、中央集権体制の確立とその一貫としての地方行政、地方自治の位置づけが行われてきた中において、その実効性すら当初より疑問とされざるをえなかった。



それはともかく、この三法の一つ、郡区町村編成法の施行により大区、小区を行政区画とした画一的官治組織は廃止され、大区の代わりに郡、小区に代わって旧来の町村名が復活、行政組織の末端となった。青森県では明治一一年九月九日「大小区職員改廃ニ関スル布令」、同九月一三日「町村戸長公撰法」を布達、同一〇月三〇日、大小区制が廃止となり、郡制が施行された。

「本年七月第十七号公布ニ抛り当県下大小区ノ名称ヲ廃シ郡制左ノ通更正候」として、次の郡およびその範圍があげられている（『青森県史 第八卷』。但し明らかな誤りは訂正の上、引用する）。

東津軽郡 元第一大区一小区ヨリ七小区ニ至ル

西津軽郡 元第四大区一小区ヨリ八小区ニ至ル

中津軽郡 元第三大区一小区ヨリ六小区ニ至ル

南津軽郡 元第二大区一小区ヨリ十小区ニ至ル、外ニ第五大区一小区

北津軽郡 元第五大区二小区ヨリ九小区ニ至ル

上北郡 元第七大区一小区ヨリ七小区ニ至ル

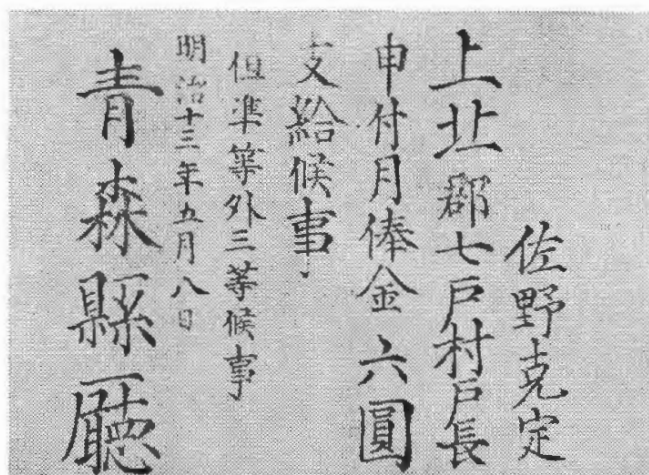
下北郡 元第六大区一小区ヨリ五小区ニ至ル

三戸郡 元第八大区一小区ヨリ六小区ニ至ル及ビ第九大区一小区ヨリ七小区ニ至ル

こうして県内は八郡に区分されたが、この区分は今日に至るまで続いているものであるが、その原型はすでに大区制の中に求められる。北郡はこうして上北、下北の二郡に分けられた。郡にはそれぞれ官選郡長が任命され

たが、上北郡の初代郡長は藤田重明であり、郡役所はもとの大区区役所があてられたので、七戸に設置されることになった。

小区はなくなり、それぞれ従来からの町村名に戻ることにになり、さらに行政は公選戸長があたることになる。戸長数は一町村一人が原則であるが、二〇戸未満の小村は隣村との合併の上一人おくか、あるいは二、三カ村で一人置くことも可能であった。例えば、七戸村の隣村天間林村では、天間館村一人、榎林・二ツ森・附田三カ村で一人、中岫・花松・野崎三カ村で一人が置かれていた（『天間林村史』）。



佐野克定辞令

七戸村の戸長としては、『七戸近世史』では初代畠山義章、二代駒ヶ嶺正総、三代佐野克定、四代高橋熙光としているがその任期は明らかでなく、また畠山氏は明治六年（一八七三）の大小区制当時の三小区戸長であり、「三新法」以降の七戸村長であったかどうか不明である。四代高橋氏は明治一八年一月一〇日付で任命されているのがその辞令（『高橋家文書』）から判明する。三代の佐野氏はこれ以前すくなくとも明治一三年五月に任命されており（『佐野家文書』）、二代目駒ヶ嶺は明治一二年一月には戸長であった（『米内山家文書』）。

ところでこの当時の七戸村にあっては、明治一二年までは七戸村惣代、同一三年四月までは何町総代（例えば向町総代）、そして同一三年八月・九月

頃には何町伍長なる呼称が文書中に現れている。七戸村惣代としては盛田広精、工藤轍郎、中嶋勝次郎、山田改一の名があるが、これらはおそらく小区制の中にあり実質的に村政を牛耳っていた人々であり、伍長の称は行政末端に位置づけられている人々である。

ところで戸長は公選であったが、その選は「町村戸長選挙法」により満二五歳から六〇歳までの男子が被選挙人で、有権者は二〇歳以上の戸主男子ならびに丁年に満たないもの後見人となり、当時としては比較的「民主的」だと言いうる。しかし明治一三年五月には「戸長は公選するが、県庁でその職に適さない者と認められた時は再選挙を命ずる。又在職者でも不相当と認めれば免職」という条項が追加され、やがては完全なる官選戸長制へと逆行してしまふ。その背景としては当時全国をおおった自由民権運動の高揚と、それへの弾圧があつたと考えられる。町村制もしたがって再度編成替えされることになり、明治一六年六月一八日の県布達で「本年七月一日以降戸長は県庁ニ於テ選任ス。其配置及組合町村ノ区域ハ別段ノ布達ヲ以テ之ヲ定ム」とされ、ここにいくつかの町村を総括する組合が設けられ（いわゆる組合町村制）、各組合毎に戸長が置かれた。この組合はかつての小区制の復活を思い出させると同時に、やがて来るべき町村合併の前史であつたと言えよう。

上北郡には第一組合から第一二組合まで一二組が設置されたことは『青森県史 第八卷』により知られるが、その区域については残念ながら記述がない。しかし当時の断片的に残っている資料などから判断するに、第一組は野辺地、第二組は横浜、第三組が天間林、第四組が甲地、そして第五組が七戸村であつた。第五組戸長として佐野克定が任命されている。

この組合町村制はほどなくこれを基盤として翌年明治一七年には番号で呼ぶのを止め、その区域の村々を代表的村落を中心として「何村外何ヶ村」という呼び方に変わっている。例えば現天間林村は、天間館村外六カ村となる。七戸村の場合は城下町として出発したという経緯もあり、一村で十分な人口、資力があったことで、他のいくつかと一緒にされる事はなかった。明治一七年一〇月一日、改めて佐野氏が戸長に任命されているのはそのためである。次の資料もそれを示す一例である。

青森県上北郡書記高橋熙光

任青森県上北郡七戸村戸長

青森県大書記官 従六位古荘嘉門 奉

明治十八年一月十日

(『高橋家文書』)

七戸村が他の村落との合併等がなかったことは前述の如き理由からであろうが、そのことにはある意味では行政上極めて幸いであったと言ってよからう。何故なら旧来からの慣習・交流等を全く無視された形で、すなわち行政的に人口数を中心として地域的に輪切りにした「小区制」↓「組合町村制」↓「其村外何ヶ村制」そしてそれらの現実的一村化、合併は、その後において村落内に多くの矛盾・問題を惹きおこすのであり、決定的には分村要求運動すら起ったからである(『青森県合併誌』参照。なお隣村天間林村のそれについては『天間林村史』参照)。

六 七戸村の成立

明治二十二年（一八八八）四月一七日に市制及び町村制公布があり、ついで本県では明治二十二年四月一日に「町村制」が施行された。

県令第拾六号

明治二十二年四月一日ヨリ本県下各町村へ町村制ヲ施行ス

明治二十二年二月二十日

（『青森県史 第八巻』）

これ以前明治二十二年三月二一日までには県下各村の分合改称が実行されており、これに基づく町村制施行であった。勿論七戸村の場合は何らの矛盾なく、町村制に基づく新生七戸村として出発することになった。ついで明治二十二年四月一日「県令第三〇号」により県内の市役所および町村役場の位置が定められたのである。

すでに明治四年の戸籍区以来、大小区制、組合町村制を通じて準備されてきた「国家の構成分子としての地方団体」（亀掛川浩前掲書）がここに完成したのである。七戸村においても新たに村議会議員が選出され、さらにその中より村長が選出され許可を受けてその任に就く。明治二十二年五月一四日、高橋熙光が初代村長として正式に就任（『高橋家文書』）、ここに七戸村の新たな行政が展開してゆくことになった。

## 第三節 地租改正と七戸地方の動向

## 一 地租改正事業の展開

明治政府は、版籍奉還、廃藩置県を経て、政治的には全国的な中央集権体制を確立し、近代化政策を進める第一歩を歩みはじめたものの、しかしそれを支えてゆくべき経済体制は依然として旧来の封建的体制のままであり、国内の経済的基盤の近代化とそれに伴う財政的改革こそが、さしあたって次の実施すべき大事業であった。ここにあって地租改正事業が急速かつ大規模に実施されることになった。

地租改正事業の目的とするところは、したがって、具体的には旧来の封建的な農民の土地への緊縛、農地の売買禁止などに見られる農民の身分的制限を解除し、自由な農業経営の上に資本主義的な商品経済と近代的生産の道をひらき、さらにこの上に金納地租を実現しようとするものであった。勿論、周知のようにかかる目論見は、結果的には決して農業生産の近代化、あるいは農民の自由な個別経営をもたらすものではなく、逆に「半封建的」と形容されるような地主と小作関係を発展させ、小作人からの高率な小作料収奪をもたらすのみであったことは明らかである。

地租改正に関しては、すでに明治四年（一八七一）の廃藩置県の際に大蔵卿大久保利通が建議したのに始まり、同五年には神奈川県令陸奥宗光も金納を建議するなど、当時の政府重臣の関心は極めて早いものがあった。

明治政府が近代化政策＝富国強兵あるいは殖産興業政策をおこなうための財源を確保するための手段であったことは明白であり、したがって当時のいわゆる「開明的」官僚層は、極力この事業を推進する決意であった。その場合、当時の我国にあつては、農業・農民に対する課税以外にはかかる政策の推進のための財源を求めることは全く困難であり、地租改正こそが求められるべき政策であつた。なおそれと同時に、当時においては旧来の租法が破綻をきたしており、政府による年貢増徴努力にもかかわらず貢租収入はむしろ減少傾向にあつたこともこの事業を推進しなければならぬ背景としてあげられよう。

政府は、したがってかなり入念なる準備を明治二年頃よりすでに実施していた。

- 明治二・五 拝領地社寺等の他、村々の地面は全て百姓持地
- 〃 〃 九 米の津留（移出禁止）の解禁
- 〃 三・七 田租は旧来通りの米納、畑租は石代を金額に換算し換金
- 〃 四・五 一般農民の米販売の許可
- 〃 〃 九 田畑勝手作を許可
- 〃 〃 一二 華士族卒在官者以外の職業の自由を許可
- 〃 五・二 田畑永代売買禁止を解除
- 〃 〃 二 「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」を制定
- 〃 〃 七 大蔵省達で全国一般に地券を交付

明治五・八 田租を任意に石代金納とすること許可

〃 六・六 田畑石高の称を廃止、有税地は全て反別で表し、地租は従前の租額を反別に割付て収納  
 このように、農民の土地所有権が確認され、ついにかつての領主―農民関係を、政府と農民との関係へと切り換え、また全国各地で多種多様な形であった貢納を、しだいに金納一本化へと進めて行ったのである。このような周倒な準備を行いつつ、明治五年六月、陸奥宗光を租税頭に登用、同七月、租税寮内に「全国租庸に属する一切の旧規を更革し新法を創制」する改正局を新設し、翌明治六年七月二八日、地租改正条令を公布し、この一大事業に着手したのである。完了するまで足かけ一〇年の歳月と三七〇〇万円余の費用を要した事業であり、これに参画した者は、先の大久保利通、陸奥宗光の他、井上馨、神田孝平、大隈重信ら、明治政府の元勳ないしはその後政界の大立物となった人物がいた。地租改正の骨子は

一、課税標準――従来は収穫を標準として課税したものを改めて地価を課税標準とする。

二、税率――地価の三分の二を定率とし、豊凶によって増減しない。

三、収納条件――物納を廃止し、金納とする。

四、納税者――土地所有者とする。

というものであった。

二 青森県における地租改正事業とその矛盾



本県における地租改正事業は、明治七年（一八七四）より着手されている。同年九月には県当局と大蔵省との間でしばしば書面が交わされ、県当局としてはかなり用意周到に本事業を推進すべく努力していたようである。そうした書簡の中にあつて、注目すべきものとしては、県当局自身、当初は青森県の特殊性に顧みて地租改正の基準等に関しては特例的処置を求めていることである。以下にその点を示す二つの資料をあげよう。

地租改正之義ニ付伺

今般御仰出候地租改正之義、至大至重之事件ニ付、各県区々相成抑綿密<sup>(マツ)</sup>之御規則及心得書等御渡相成、敢談解無之等之候得共、細民之情態困着之弊習不尠候間、可成丈委詳差示スヘキ条件ヲ始、着手シ順序其他御趣旨之細目ヲ縷述シ、人民心得書ト題セルモノ并地価取調帳、地凶帳等別冊之通管内ヘ示諭イタシ度、則官員心得共相添、此段相伺候、尤当県之義ハ早雪降之所柄ニ付、地所取調之季節モ有之候間、至急御指揮被下度候也

明治七年九月十二日

権令 池田種徳代理

青森県権参事 那 須 均 ㊦

大蔵卿 大 隈 重 信 殿

地租改正ニ付心得方伺

一、種肥代ノ事

是者、地方官心得書第十八章地価ヲ検査スル際、種子肥糞ノ歩合云々、検査法収獲米代之一割五分ヲ以テ定率トスルト有之処、当管内ノ義ハ土地広漠、人口疎ニシテ地味之厚薄異同モ亦多ク、田方ハ耄反歩ニ付種粃九升ヨリ式斗位、畑方ハ又地味多少ノ劣、就テハ手間肥シ等ニ至ッテハ大ニ不同アリ。故ニ概シテ一割五分ヲ引キ候テハ実利ノ差異モ可有之ニ付、一割五分ヲ根拠トシ、其村土地嶮夷、沃瘠、耕耘ノ便否ニヨリ二割迄ニ至ルト雖モ、實際利潤之多寡ヲ量リ、其土地至当ト見込候分ハ右ニテ可然哉。

一、収獲米石代之事

是者着手前五ヶ年各所平均相場相用ヒ候義ニハ候へ共、当管内ノ義ハ避陬広漠タル所柄ニテ各所平均相場相用候テハ海辺山中之村々甘苦モ有之、下方苦情不少候間、其地勢ト運搬ノ便否ニ從ヒ最寄市街、或ハ船舶輻輳ノ地ノ相場ニテ其地へ輸送之費用之差引米価之高低ヲモ酌量シ、先管内之地位三四等或ハ五六等、又ハ一郡限り適宜ノ階等ヲ立米価ヲ定検査仕可然哉。

権令 池田種徳代理

明治七年九月

青森県権参事

那 須

均 ④

(『地租改正処分』)

特に二つ目の資料は、もしかかる主張が政府により認められたなら青森県内における地租査定も、違った結果

をもたらしたと思われるが、残念ながらこの主張は政府の許可を得るには至らなかつた。かくして政府の一方的な、全国均一的な方針に基づいて青森県でも地租改正が強行されるのであつた。

県当局が大蔵省に提出した「地租改正ニ付心得方伺」では、県内を三つの地域にわけて順次作業を行うことが述べられているが、それによると

- 一、北郡およそ反別四千八百町余 明治七年十一月から同八年四月までの見込み
- 一、二戸、三戸郡、およそ反別一万五百町余 明治八年十月から同九年四月までの見込み
- 一、津軽郡 およそ反別五万四千町歩 明治九年十月から同十年四月までの見込み

となつてゐる。かかる順序が設けられたのは、北郡は陸奥国につき出た一小郡であること、したがつてまずここから試験的に事業に着手し、その成功をみた上で二戸郡、三戸郡に移り、最後に津軽郡に移るとし、津軽郡は旧慣のまま据えおいても苦情はないだろうから一番後まわしでよいというのが理由である。

北郡が小郡であることは事実であろうが、同時に旧慣のままにしてはおけない状況があつたと見てもよく、そのことが北郡において、県内では最大の増租を見ることになり、あるいは地租改正に対する県内最大の反対、不満が起るることになつたのであつた。但し、この順序そのものはその後若干修正されたらしく、北郡が最初に着手されたのは事実としても、二戸郡・三戸郡そして津軽郡は、ほぼ同時に着手されたらしく、県の改租事業は管内全域にわたつて耕地・宅地に関する限りでは明治九年五月はじめには完了し、同五月一〇日参事塩谷良翰は、政府に事業の完了を告げて新税施行伺を提出し、その承認を得ている。青森県はさかのぼつて明治八年分より地

価一〇〇分の三の金納地租が徴収されることとなった（『弘前市史 明治大正昭和編』参照）。なお山林原野の地租改正事業は九年五月より着手、一〇年五月に終了する。

ところが地租改正事業の具体的実施にあたり、明治七年一月に「地租改正心得書」が県当局により作成され、調査方法・報告・調印の様式などが指示され、同一二月、まず北郡の農村における村方の準備調査が開始され、明治八年四月大蔵省派出官員の実地検査に移った。五月一三日には塩谷良翰参事が、各大区区長、戸長に対して、官員の土地測量に助勢するようにとの命令を出し、同時に管内に地租改正の意義を告げる告諭を出している。その内容は（一）旧税法を批判、新税法が「実ニ公平至当ノ良法」と讚美、（二）地租改正こそ民の自由な生産活動の保証、真の開化の民となりうる保証、（三）その調査は商議を尽し公理を以て行うから安心するように、ということであった（『青森県農地改革史』）。これはいずれも中央の基本方針の踏襲であり、これらの内容が具体的にどう守られ、生かされたかは極めて疑わしい。例えば地価決定は、「商議を尽し公理をもって」行われるどころか、実際には中央官員から地方官へ、そして管下の区戸長へと、中央集権的行政機構を通してなされることが多（田中彰『体系日本歴史—明治国家』）、先ず県全体の地価、地租を算定して地租の減少しないように基準を定め、これを郡、さらに村へと割り当てる方法がとられたのである。こうした矛盾、問題点を多分にもつ地租改正事業のあり方が、当然七戸地方においては重大な影響を与えることになる。

地租改正のねらいは、先述のように明治政府の殖産興業政策や軍事費創出・充実のための財政支出要求と、それに充当すべき財政収入を引き出すことにあったが、その場合圧倒的に地租収入に依拠したことが、本改正の矛

盾を激化せしめることになる。旧来の悪法を改めるどころか、「近代的外形をとりながらも実質的には領主的収奪とは形を異にした新たな収奪方式として農民の上におおいかぶさった」（田中前掲書）のが地租改正であったのである。したがって、その収入は総和としては旧貢租を継承しているものであり、東日本の増租、西日本の減租という形をとってあらわれた。かくして地租改正は民の自由な活動を保証するものとは決してなりえなかった。特に地租の金納化は小農を窮迫販売へと追いやり、当時の上昇する米価動向の中での米価操作による利益は、地主・富農層あるいは特権資本家へ帰したのであり、農民層の新たな分解がここにはじまったのである。特に青森県の如く、あるいはその中でも南部地方のように、極めて商品経済の後進的方面においては、近代的小農経営の確立どころか、半封建的地主制の展開・拡大への序章となったのである。

### 三 七戸地方における地租改正と問題点

先述の如く、北郡すなわち上北・下北両郡は、青森県内においても最も先に地租改正事業が着手されたところであった。地租改正事業にあたっての当局の考えには、この地方が、従来の地租が低率すぎるといふ判断、さらには第一番目に着手された地方にあって地租を低くすることは、以後に実施される県内の他地方にその低率を持ち込むことになるとの考えから、各村・各部落の地価水準を相当に高く見込んだといわれる。さらに地価算定の規準として採用した米価が明治三年（一八七〇）から五カ年間の平均であり、そのためこの地方を含む南部地方一帯は津軽地方より高価となり、この事がそのまま地価を相対的に高くする一因ともなった。また、南部地方は

元来土地生産力の低い畑作地の多いところであり、そのため九〇〇坪をもつて一反歩とすることもあり、この結果として税負担は低くおさえられる傾向にあった。しかし地租改正により一反歩は三〇〇坪と定められ、このことは急激な税上昇となったのである。

このように七戸地方は、従来より土地生産力の低い地方であり、そのために税負担も限界あるところであったが、かかる地域的特性は全く考慮されることなく、さらに加えて以後の改正事業のための「よき」先例となるべく、少しでも高くその地租を査定されることになり、二重の意味における負担増を味わうことになったのである。

第四表は、地租改正の際の基準となった米価、第五表は地租改正による各大区毎の反別・税額を示すものであるが、七戸地方すなわち第七大区が、反別においては実に二倍の増加、税額も同様であることに気づくであろう。青森・弘前・黒石などの諸地方が、反別の増加があっても、その税額が減少したのとは著しく対照的である。先に指摘したように東日本は全体として増租されたのであるが、同一県内においてもこれだけの差異を見せていたのである。

こうして青森県における地租改正事業は、北郡、あるいは三戸郡などでもっとも重大な問題をひきおこすことは容易に推測できるところであった。三戸郡においては、第八大区田子村の農民五、六〇〇人が、山刀、鎌などで武装して五戸にあった第八大区役所をとり囲む斗争が発生したが、これは地租改正による地租納期が明治九年三月末となっていたことに対し、農民は急に換金に迫まれ、そのため米価が下落し、増租の上にさらに二重の負担を強いられたのであった。これほど激しい形ではないが、七戸地方でも地価査定に関する再請求運動が七

第三章 青森県の成立と七戸村制施行

第4表 地価改正調査所要の穀価

時 価 調 査 地 名	米 価	大豆 価	ひえ 価	所用区域
青森町、黒石町、弘前町、鱒ヶ沢町、五所川原町	2 円96銭	2 円84銭	—	津 軽 郡
福岡町、一戸町、浄法寺町、五戸町、三戸町、八戸町、田名部町、野辺地町、七戸町	3 円31銭	1 円95銭	76銭	二 戸 町 三 戸 町 北 郡

(『青森県農地改革史』)

第5表 地租改正による各大区の新旧反別・税額

大区 番号	本 部 所 在 地	旧反別	改 正 反 別	反別比較		旧税額	新税額	税額比較	
				増	減			増	減
1	青 森	町 6,447	町 11,596	町 5,149	—	円 70,890	円 69,239	円 —	円 1,651
2	黒 石	9,986	14,015	4,029	—	138,966	115,948	—	23,018
3	弘 前	7,334	10,845	3,501	—	89,261	71,202	—	18,059
4	鱒ヶ沢	7,054	12,664	5,601	—	64,577	69,703	5,126	
5	五所川原	10,232	14,807	4,665	—	80,296	94,368	14,072	
6	田名部	1,658	3,282	1,624	—	2,258	3,968	1,709	
7	七 戸	8,185	16,071	7,886	—	18,882	36,759	17,877	
8	五 戸	7,983	12,755	4,772	—	30,358	37,031	6,673	
9	八 戸	9,431	14,730	4,939	—	30,259	38,564	8,305	
計		68,320	119,205	47,175	—	525,747	536,782	11,085	

(『青森県農地改革史』)

戸村在住の有力者を中心に組織されている。次にあげるのはその時の上訴文である。

## 青森県第七大区第三小区

七戸村 新館村 大沢田村 大浦村 立崎村 八斗沢村

洞内村 深持村 上野村

右九ヶ村奉申上候。地租御改正田畑収穫取調書上相成候ニ付、第八大区第一小区ト第七大区第三小区ト比較仕候得者、地味氣候ノ劣レルコト万人ノ確知スル所ニシテ、肥瘠ノ差異明瞭、其産スル所ノ米豆ニ於ケル、第八大区一小区ノ産ハ美ニシテ、第七大区三小区ノ産ハ粗ナリ。自然収穫地価ノ劣ラサルヲ得サル所以ナリ。故ニ第八大区一小区田平均地価一反ニ付金二拾三円四拾六錢一厘ヲ、第七大区三小区田平均地価一反ニ付金拾九円四拾四錢三厘、内其ノ劣レルコト田一反ニ付金四円一錢八厘ニ御座候得共、地味氣候ノ勝劣ヲ以テ論スレバ、未タ其公平ヲ得タリトセズ。然ルニ第八大区一小区ノ畑平均地価一反ニ付金四円七拾四錢六厘内、第七大区三小区ノ畑平均地価一反ニ付金五円拾四錢二厘内ニテ、第八大区一小区ヨリ第七大区三小区ノ畑一反ニ付金三拾七錢六厘ノ半価ニテ御座候得共、全ク当三小区収穫取調方深ク注意ヲ要セサルノ致ス所ト奉存候。則チ第八大区一小区、第七大区三小区畑収穫等仮調照会、別紙進呈仕候間、右参考ノ上当三小区田畑収穫等御地価再調被仰付被成下度奉歎願候。以上

## 青森県第七大区三小区

七戸村 新館村



中嶋氏、盛田氏、山田氏を代表とする九カ村の地租減額、再査定を求める要求運動に対しての県当局の態度は極めて冷淡なものであった。すなわち明治九年四月一二日青森県参事塩谷良翰は、第七大区に対する「特令第二

青森県参事塩谷良翰殿

右惣代

大浦村 大沢田村  
立崎村 八斗沢村  
洞内村 深持村  
上野村

青森県士族 第七大区三小区三百七十九番地

中嶋 弥六 ①

同 同 七番地勇司 長男

番所二十一番地 別居

盛田 広精 ①

同 同 二百三番地

山田 改一 ①

(『七戸郷土史』)

号」を發して次の如く主張したのである。

地租改正之儀ニ付、收穫及地価等取調候ニ付テハ予テ村方ヨリ申立タル收穫ヲ基トシ、旧来石盛ノ不同ト貢租ノ甘苦トヲ篤ト推究シ、尚改正反別ノ改出及土地善惡、耕耘ノ難易ヲモ參酌シ、夫々成規ニ照準、当否ヲ檢シ、其上格斟酌ヲ加ヘ、地価等取極候儀ニ付、決テ不適之儀無之尤地価等決定ス際、該区七戸ニ於テ村吏並小前総代ノモノ迄呼集メ、權參事那須均ヲ始メ其他本省ヨリ出張ノ官員一同列座之上地価等記載ノ合斗帳一村限り下ケ渡シ、異存アラハ其認可申立、承服之上ハ其趣書可差立旨口達ニ及ヒ候処、此際何レモ承服シ異存ナキ……

然ル処該区村々ノ内中ニハ收穫等級見込違ニ付、再調等今更出願候輩モ有之、或ハ右ヲ口実トシテ小前ヲ煽動致候様ノモノ有之哉ニ相聞以之外之事ニ候。右ハ畢竟御趣意ヲ奉体セサルヨリ自然自己勝手之義ヲ申立候次等実ニ不相濟事ニ候……

如此夫々所由アツテ増税相成上ハ、譬幾応苦情出願及候共、收穫等再調査之儀ハ今後決シテ難聞、望候条篤ト得其意、区戸長ニ於テモ其辺厚ク注意シ、小前ノ者ハ岐致心得違無之様可致、若又無謂事ヲ口実トシテ村方小前ヲ煽動スル様ノモノ有之候ハ、其旨速ニ警察出張所ニ可届、此旨布令候事。

明治九年四月十二日

青森県参事 塩谷良翰

(『青森県史 第七卷』)

ここに見られるように、当局にとって地租改正は、十分に地方の特性を考慮し、かつ地方人士の言い分を十分に聞いた上で査定したのであるから、今更の再調査などはもつての他であるというわけであり、もしその様な事を言うものは、徒らに人心を乱すものとして速やかに処分するといふものであった。

かくして、七戸村外八カ村の代表として再調査を要求した前記の三人は、二カ月間にわたって警察に拘束される結果を見るに至つたのである。

しかしながら、県当局が言う如くに十分に地域の実情を知つた上での地租査定であつたかと言えば、それは先述の如く甚だあやしいものである。特に七戸地方を始めとする南部地方には多くの点での不利益があつたことは逃れえない事実であろう。さらにまた、地方に在住する人々も、幾多の風聞にまどわされ、あるいは地租改正を十分に知ることなくして地租改正に臨んだことからみるところのいくつかの不利益も生じた。たとえばその一つの例が、地価査定に際しての等級区分での誤ちであつた。以下にあげる資料は、明治二二年（一八八九）の地価修正事業の中で、藤坂村（現十和田市）が提出したもので、七戸村のものではないが、かかる事態は同様に見られたと推察されう。

特別地価修正方法ノ義ニ付伺

当藤坂村中大字相坂ノ地価タルヤ、実地不適當の個所少カラス。其ノ然ル所以ハ明治八年地租改正ノ際、地租金ハ反別ニ応シ一村ノ負担額ヲ定メラルモノト誤信シ、然ルトキハ是非共之カ配当ヲ為サルヘカラス。相当ニ、配当スルニハ古来ノ高帳ニ依リ最古田ハ一等、中古田ハ二等、其後ノ開墾ニシテ検地済ノモノハ三

等ト為シ<sup>(ト)</sup>如ク、帳簿上ニヨリ等級ヲ定メ、假令ヘハ古田壹反歩アリ改正丈量シテ、壹反五畝歩トナルトキハ増加セル反別ハ其次位トス。此ノ如キ比例ヲ以テ取調、古来ヨリノ帳簿ニ無之モノニ至リテハ、各自所有ノ反別ニ対シ等級ヲ割賦セリ。右ノ如ク実地ニ対シ地位ヲ査察セルニアラサルヲ以テ等級ノ不同、且実地不適当ナルコトアヤシムニ足ラザルガ如シ。……

明治二十二年十月四日

藤坂村長 村 松 八十 記

青森県知事 鍋 島 幹 殿

(『明治二十二年田畑地価特別修正ニ関スル書類綴』七戸町役場所蔵)

ここに見られる等級区分上の誤ちは、一村毎に予め地租総額が決定されているとの村方の誤解から生じたものである。旧来からの高帳を基準とし、実地査定のないまま地租を各田畑へ割りあてたことがこれによって判明するが、村方の誤解から生じた重大な誤ちであった。しかし同時に当局側がもし「商議ヲ尽シ」ていればこのような誤りは未然に防げたものであろう。

さらに二、三の資料をあげておこう。以下のものは明治一三年(一八八〇)の天皇東北巡幸に際して、その属官佐々木高行あてに上申されたものであるが、地租改正より数カ年後の上北地方の民情をよく伝えるものである。

焚用伐木之儀ニ付献言

当村薪焚木伐採ノ儀ハ一時伐山方難波ニ付、多少三月下旬ヨリ杣取出水ノ時節ヲ待テ流木仕候得共、其中

ニハ伐出方難渋ノ者ハ数名之レアリ。伐出シ四季ニ抱ハラス農隙ヲ以テ焚用ヲ歩ル牛馬ニテ五駄三駄ツ、伐  
リ出シ、月々運送スル者数名之レアリ。難渋仕候村落ニ付、特別ノ御仁恤ヲ以テ薪税上納ノ上ハ一ヶ年度勝  
手ニ伐採仕来候所、山林御改正以後御山制厳ニシテ立木御払下御許可ノ上、一時伐採期限ヲ上申、山中御檢  
分或ハ土場揃御檢印御打入之レ無クテハ焚用仕候様相ナラス。之レニ依テ内事難渋仕候間、特別ノ御仁恤ヲ  
以テ従来ノ通相当代価ヲ以テ御払下被下置候上ハ、右税納済ノ上農隙次第伐木仕度候間、一同協議之上献言  
奉ル。頓首謹言。

明治十三年二月六日

青森県管下陸奥国上北郡横浜村

小前惣代 杉山 新五郎 ①

〃 日 浜 真次郎 ①

〃 新 渡 善兵衛 ①

議官 佐々木 高 行 殿

ここに見られる訴えは、地租改正の山林版である山林官民区分により大きな打撃をこうむった村民の様子が述  
べられている。特に上北地方においては、地租の割りあてを嫌い、山林の所有権の放棄、官有地編入も多くあ  
り、さらに元来所有権の明確でない林制下にあったため、多くの山林が官有地となり、ために入会権の消滅など  
も生じたのであり、かかる事情がこの訴状の背景には存在する。

民情 上 申

謹テ奉言上候。今般主上ノ特命ニ因リ閣下車ヲ東奥ニ巡ラサレ、親シク民情ヲ御視察被為有候段、千載ノ□事感佩候。仍テ不憚忌諱聊カ下情奉陳情候。

第一条 当青森県下上北郡天間館村ハ旧一等道路ヲ帯ヒ、便宜ノ地ト雖モ、地味瘠薄ニシテ它物ヲ産セス。旧米粟稗大豆小豆蕎麥等ヲ以テ蒔付ノ習慣ニシテ、其收穫漸ク十一月下旬ニシテ揚ル。然ルニ地租等一二期納ハ盛リニ耕耘ノ最中ニシテ一ノ収金ナク、唯青々タル作ヲ見ルノミ。且当村如キハ人民無学文盲ニシテ納期ヲ弁ヒサルモノ十中七八ニ居リ。故ニ戸長出テ之ヲ説諭シ、或ハ督促ニ及フ。俄ニ東西ニ奔走シテ空シク時日ヲ消費シ、耕耘ノ期ヲ失シ、秋束收穫幾分ヲ減スルハ必然。加之金策ヲ得ル無ク自然公売所分ヲ免カレサルモノ往々之アリ。実ニ愍然ノ至リニ有之。第一二納期ハ全ク当地方ニ適セサル義ト奉存候間、第三期へ纏メ完納仕度情実ニ候。

第二条 当本支村二十二ヶ村ノ内、八ヶ村ハ当村官林ノ麓ニシテ地所ハ纔カ耕シト雖モ地味瘠薄ニシテ一ヶ年ノ食事ニ足ラサルヲ以テ、右支村ノ如キハ従前官林ニ於テ桧木ヲ払下、或ハ角ニ削リ、或ハ桎削渡ニ割リ、是ヲ七戸村市街ニ売出シ、飯料ノ不足ヲ補フ如、山林局ヲ被置以來家屋新築ノタメ伐木出願スルモ許可不相成ニ付、当村民難渋仕候間、上一等官林(カ?)不自然成木来リ候ト雖モ、当村山林ノ如キハ反別(カ?)老万六千九百廿式町老反歩ニシテ、其立木数ノ十ヶ九八余雜木ニシテ、桧木ハ漸ク一ニ至ラサルナリ。故ニ雜木ニ被押立木年々減木相成候ニ付、下草及小柴等刈払手入致、成木来リ候間、然ルニ山林局ノ御成規ニ抛レハ下草小柴等ノ刈取モ不相成ニ付、其賑致置候テハ伐採不致候トモ、却テ減木相成候間、從

前ノ法文ニ因リ伐採御許可相成度情実ニ候。

第三条 山林ノ内植立山林ノ如キハ素ヨリ民有不在付、地<sup>(マ)</sup>ホエ植付モ之アリ。秣場地工植付火除ケ手入等致シ、成木来リ候処、明治七年山林御調査ノ際確証無之、故ニ官地私木取分山林ノ御調ニ相成候。元盛岡藩ノ節、当地方ニ於テハ山証文等ハ無之者ニ付、実地旧慣ニ遡テ見ル如ハ、民有地ニ付是ヲ私有山林ニ御下渡相成度情実ニ候。

第四条 一等三等官山空地不毛ノ地へ樹木植立并田畑開墾等ハ山林局エ出願スルモ御許可不相成ニ付、産業ノ一途ニ差支困難仕候間、仍之出願ノ者エ御許可相成度情実ニ候。

右之通下民一般ノ情実ニ付、謹テ具上仕候。頓首百拜。

青森県陸奥国上北郡天間館村戸長

鷹山 宇太郎

明治十三年二月十一日

先にあげた資料同様、山林地租改正に伴う民衆の苦渋を訴え、あるいは第一条に見られるように、地租金納化と、その納期の決定に伴う民衆の生活破端が述べられている。現金をつくるために苦勞し、あるいはついに土地等の公売処分になる場合がすでに進行しているのである。

以上二つの資料は直接に七戸村に関するものではないが、天間館村、横浜村という上北地方の村落に関するものであり、七戸村も同様であることは疑いえないのである。全く同様の趣旨の資料が、当時の七戸村の有力者か

らも提出されている。

今般以

思召民情視察トシテ御巡回相成都テ無忌諱可奉陳上旨兼テ県庁ヨリ達シ有之候処村々人民難渋ノ次第左ニ取調奉言上候

第壹条見守山之事

当上北郡ノ義旧盛岡藩上地ニシテ一般荒蕪ノ地多ク耕地ハ僅カ二十分ノ一ニ不満依テ人民ヲ奨励シ松杉雜木ノ類仕立サセ是ニ民習ノ名ヲ附ハルトキ猥伐ノ患アルヲ以是ヲ見守山ト唱ヒ村方ノ者ヲシテ監守為致焼亡或ハ薪炭等願次第速ニ許可シ伐採致シ来リ依テ人民私有ノ名ナキモ其村内ニアルモノヲ以私有物同様見做シ野火消防ヲ始メ都テ繁茂方人民協力勉勵いたし候得共中古ニ至リ村名ノ監守ニテ自然売任ノ者宅之姿ニ付適宜兩三名監守人ヲ立(監守人ノ可勤夫役村方ニテ補フ)一層嚴ニ監守ノタメニ今日ノ繁茂ヲ為スモノニテ中古以来ノ監守人ナル者見守人ノ名目ヲ以テ随意ニ売買致シ当今ニ至リ候五六人乃至七八人ノ手ヲ經テ転売シ現今ノ持主ニ於テハ讓受ノ確証ヲ所持シ私有地ト心得今是ヲ以テ官山ニ相成候テハ人民難渋ハ勿論日々ノ薪ニモ差支生計難立既ニ県庁ヘモ上願未タ指令無之候得共既ニ岩手県下二戸郡ノ義同様盛岡藩上地ニシテ同種類ノ山有之候得共是ハ山林地租改正ノ際不殘私有地ト相成当県下之義ハ山林ノ調ハ七年ニシテ山林地租改正ハ九年ニ有之依テ右様区々ニ涉リ候哉ト被考候得共到底同種類ノ山ニ付願ノ通り御聞届無之候ニテハ生計難立御座候



第二条三等官山之事

旧盛岡藩領地ノ義盛岡近隣民家調密ニ候得共三戸北両郡ノ如キ往昔民家不足ニシテ一戸二戸ト漸次相聞キ候モノト相見ヘ近来ニ至リ候テモ当郡ノ如キハ最不足に有之依テ人民繁殖ヲ主トシ道県以前ハ村々宅地及苗代田ヲ以無税ト致置ノ振合ニテ原野ノ内ヘ松雜木等ヲ植立其中ヘ畑開墾等致シ候者ヲ力耕ノ者トモ被賞候モノニ有之然レトモ檢地帳ノアルモノハ田畑ニ限リ(是ハ租税ヲ收入スレバナリ)無地始自植ノ山林等何ノ確証無之只近隣誰ノ山ト唱フルノミニ有之然ルニ明治七年当県ニ於テ山林取調有之候処持地ノ確証無之為メ三等官山ト相成候モノ多分有之右ハ其身ノ親或ハ祖父ノ代ニ植立候モノ私有之権リ失フハ実ニ難義至極成義ニ有之ニ付是又県庁ヘ願多キ今ニ御指令無御座候得共仮令官地私木トナルモ官山ニ可相成理由有之間敷ト被存候

第三条一等官山ノ事

是ハ天然生ノ山林ニ候得共地元村ニテ監守致シ野火消防等相勤為メニ焼亡家材等ハ勿論薪炭等迄願ノ上伐採致シ尤官山ノ義ハ大概五六里ノ深山ニテ雪中堅雪ノ時節ヲ以伐木雪消水ノ時節ヲ待テ山出シスルニ非ラザルハ運送致兼候ニ付薪炭等雪降前願書差出候得ハ其最寄代官所ニ於テ速ニ許可シ川流シ着木挫ノ上調査致シ亦焼亡家材等ハ何時モ願次第許可致シ官山ト雖トモ私有山同様相心得村民拳テ山林ヲ保護繁殖致候情実ニ有之候得共十一年青森町ヘ山林局出張所ヲ願置都テ出張所ヘ願出候様御達相成リ以来願書ノ不宜等ニテ大概一度ニテ受理相成モノ稀ナラテ無之ノミナラス仮令受理相成候モ凡ソ二十日或ハ三十

日ヲ経テ指令相成代金右出張所迄上納ノ上巡視出張黒印ヲ打木品相渡伐採ノ後川出シノ上猶検査ヲ受候方法ニ候得共何レモ昨日遷延期節ヲ失シ候義有之將焼亡家材等ハ最モ至急ヲ要スルモノニ有之候得共至急ノ用ニハ間ニ合兼一体山林局ノ義ハ山林ヲ保護スルノ一方ニシテ人民ノ難義ハ少シモ願サルノ景状ニ相見候得共当郡ノ如キ官民協力保護致シ繁茂為致候山ヲ以テ前文ノ通り御取扱相成候テハ当方人民ノ不幸甚シク難渋ニ陥リ候次第ニ御座候

#### 第四条部分取分山之事

是ハ官有ノ原野等也悉皆自費ヲ以テ松杉植立置キ入用ノ節ハ其旨上申何時モ伐木凡代価ノ何歩ト代金ニテ上納致候旧盛岡藩ノ方法ニ有之候処右ハ申サバ官地私木ニシテ伐木代ノ何歩ヲ上納スルモ則チ借地料ニ等シキモノニ有之候得共是又手数甚シク伐木事済追々四通ノ願書ヲ差出サヽルヲ得ス右ハ別紙御達シノ通りニ候得共多忙之農民仮令ハ刈稲ヲ干候為メ稲掛ケノ細木ヲ五本伐採致候ニモ往復四度致居候テハ間ニ合兼都テ右ノ通りニテ人民ノ不便不少難渋義ニ陥リ候義ニ御座候

右ハ山林ニ就テ目今ノ難渋ニ御座候処各国交際ノ今日ニ方リ山林ノ一方ヲ以農家ノ不便ヲ願ミサルカ如キ決テ政府ノ御主意ニ有之間敷ト愚考仕リ尤牛馬ノ方法及山林方法ノ如キハ旧盛岡藩ノ法恐ラクハ他へ譲ルトコロ有之間敷ト被存候間一等官山ハ旧法ノ通り被据置県庁へ御委任相成二等以下ノ分ハ其原由御取糺ノ上人民ニ可附モノハ則テ是ヲ人民ニ附シ全ク附スヘカラサル理由有之モノハ其村方へ御扱下相成農民ノ産費ヲ省キ物産興起ノ道御開キ被下候様仕度此段言上仕候以上

明治十三年二月十一日

青森県上北郡

七戸村戸長

駒ヶ嶺 正 総 ①

同 総代

山 田 改 一 ①

盛 田 広 精 ①

工 藤 轍 郎 ①

中 嶋 勝 次 郎

さらに七戸地方においては、この地租改正が無禄士族に対しても少なからぬ打撃を与えている（無禄士族問題については後章にて詳しく述べるが、ここではあくまでも地租改正のもたらした影響についてのみふれる）。盛田広精、工藤轍郎の両人は当地方の無禄士族を代表して明治一三年議官佐々木高行へ次の如き請願を述べている。

旧七戸藩無禄士族輩総代工藤轍郎、盛田広精謹而奉陳情候……

……末家南部信方当地ニ於テ老万石余ノ封上ヲ賜リ、同二年移住シテ七戸藩ト称シ旧族ヲ復シ且不毛地ヲ割渡開墾成業ノ上ハ点検ノ上無禄ニ換与スヘキノ約ヲ誓ヒ、各自地ニ就キ食ムヘキノ目的ヲ確定シ資産ヲ傾ケ尽シテ原野ニ茅蘆ヲ結ヒ、只管開墾ニ従事シ寒暑風雨ニ艱苦ヲ嘗メ、若干ノ地ヲ開キ得候処、去ル明治八年

地租改正ノ挙ニ及シテ一般同視ノ調ニ相成、六年ヨリ十二年迄七ケ年季歛下免税ノ地券ヲ下附セラレ、未開墾ノ分ハ明治十一年ヨリ二十五年迄十五ケ年季ヲ附ス。既ニ開墾ノ地ハ昨年終季ニ付本年ヨリ成規ノ地租ヲ課納セラル、ニ於テハ尋常思例ニ欲スル土族ニ倣ヒ相当ノ御所置被成下候儀ニモ可有之哉。然ラサレハ到底老幼ヲシテ飢餓ニ倒レシムルニ至ル、真ニ不幸ト云サルヲ得ス。……

(『佐々木高行関係文書』 国学院大学所蔵)

無禄士族にとっては、廃藩置県の結果として七戸藩との間の約定は無効となり、さらに地租改正でその事が現実として現れたのであり、自己の禄高となるべき土地、すなわち「無租」の地への課税は、せつかく己の資力を投じての事業であっただけに極めて重大な事件であった。

#### 四 地租改正とその後

地租改正は、一面においては日本の農業経済講造の近代化をめざすものであった。しかし先にもたびたびふれた如く、「明治維新が農民を解放したのは地主であって、小作人は却って、地主層の下積みになってゆく傾向を強めた」(小野武夫『農村史』)といわれるような状況を作り出していったのである。小作人は藩政時代以上の苦しい状態に陥った反面、地主層は地租を納める代わりに五割余の現物を収納出来ることになり、政府はかかる地租納税者たる地主を保護する政策をとったのである。さらに地租の金納化は、それまで自然経済の中にあった一般農民を商品・貨幣経済にまき込むことになったが、商品生産者たりうるだけの条件を有していなかった小農

層にとっては、そのことは農産物価格の変動を通じての没落への契機でしかなかった。かくして一般農民にとっては、土地所有権の法的確認や土地売買の自由は、やがて土地喪失の自由でしなくなり、逆に地主・富農層にとっては、土地の集積・集中の自由となっていた。明治一四年（一八八一）の紙幣整理事業着手以降は農村不況が深刻化し、自作農の土地喪失、小作農化が進展する過程で商人・高利貸的地主の土地集中が進められ、また明治二〇年代以降の米価上昇は、金納地租の固定化と相まって地主の有利性を決定的なものにしたという（『弘前市史 明治大正昭和編』）。そして、一方における政府の手厚い保護下にあったの工業の進展と、地方におけるかかる地主＝小作制の発展という。本来的に相入れない二つの制度が我国の資本主義化の中ではたくみに結合され、補完的役割を担っていったのである（山田盛太郎『日本資本主義分析』参照）。かかる地主制の発展については別章にて詳しく検討することにした。さらにまた、前項にあげたような、山林への入会権の放棄をせまられた事は一般民衆にとって多大の損害を与えたのである。それは日常的に使用する燃料供給を止め、さらに下草を利用する肥料製産を不可能とし、あるいは牛馬放牧場の縮小など、庶民の生活・生産活動を大きく制約するものとなったのである（この点についても後章において詳しく検討することになる）。なお地租改正をめぐる反對斗争は、全国的規模において見られたのであり、特に茨城県、三重県、岐阜県、愛知県各県においては極めて激しい形で展開され、ついには官憲との衝突があり、大きな弾圧を受けることもあった。こうした状況下において政府はついに明治一〇年一月、地租率を百分の三から二・五へと引き下げざるをえなかったのである。